令和7年度

固定資産概要調書

厚 木 市

土地に関する概要調書

令和7年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

地方公共団体コード	11	4	2	1	2	3 ⁶
表番号・行番号		⁷ 0	0	0	0	011
市町村判別コード特特	定市 定市	j • · · 以外	. の市	• • f町村	• 1 †•2	12
団体区分コ	_	ド	13/			2 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については「ガイ ダンス表<<データ入力>>1-3」に留意する こと。

(注) 自動的に付与される。

地 1	方グ	、共区]体:	コー	ド	表者 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	0	1

令和7年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

		(1)	(2)	(3)
個人法人の別	分行番号	総数 (人)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個 人	0 1 0	55, 691	3, 187	52, 504
法人	0 2 0	2, 722	286	2, 436
計	0 3 0	58, 413	3, 473	54, 940

地	方を	、共区]]体:	コー	ド	表章 7	影号 8
1	4	2	1	2	3	0	2

第2表 総 括 表

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

_							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
			区 分					地	積		決	定 価	格	課利	. 標 :	準 額
Lefe			_	行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点 以上のもの
地		目		9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(□)	42 (m²)(/\)	57 (m²)(=)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(リ)	147(千円)(列61
		<u> </u>	般 田	0	1	0	102, 814	4, 256, 175	301, 224	3, 954, 951	426, 111	29, 987	396, 124	426, 111	29, 987	396, 124
田			遊 休 田	0	2	0			0			0			0	
		介 在 5 街 化	田 区 域 田	0	3	0	13	30, 162	0	30, 162	1, 288, 852	0	1, 288, 852	407, 761	0	407, 761
		一	般 畑	0	4	0	98, 152	6, 895, 774	763, 468	6, 132, 306	434, 371	47, 679	386, 692	434, 371	47, 679	386, 692
畑	看		遊 休 畑	0	5	0			0			0			0	
		介 在 5 街 化	畑 · 区 域 畑	0	6	0	115, 059	566, 711	48	566, 663	26, 821, 166	1, 359	26, 819, 807	8, 843, 675	453	8, 843, 222
		小 住 宅	規 模 用 地	0	7	0		11, 091, 804	3, 998	11, 087, 806	718, 241, 961	154, 945	718, 087, 016	119, 619, 120	25, 817	119, 593, 303
宅		一般 住	宅 用 地	0	8	0	/	3, 260, 317	958	3, 259, 359	148, 042, 852	25, 527	148, 017, 325	49, 319, 362	8, 509	49, 310, 853
地		住 宅 以 外 (用 地 の 宅 地	0	9	0		7, 855, 828	18	7, 855, 810	524, 103, 314	1, 187	524, 102, 127	312, 394, 316	741	312, 393, 575
		Ē	計	1	0	0	2, 521, 121	22, 207, 949	4, 974	22, 202, 975	1, 390, 388, 127	181, 659	1, 390, 206, 468	481, 332, 798	35, 067	481, 297, 731
		塩	田	1	1	0		\backslash		/						
	鉱	泉	地	1	2	0		20	0	20	458	0	458	458	0	458
		池	沼	1	3	0	10, 081		0			0			0	
山		一般	山 林	1	4	0	2, 788, 720	14, 222, 871	1, 346, 650	12, 876, 221	414, 401	42, 774	371, 627	414, 401	42, 774	371, 627
林		介 在	山 林	1	5	0	593	14, 865	0	14, 865	146, 200	0	146, 200	100, 184	0	100, 184
		牧	場	1	6	0		25, 658	0	25, 658	11, 931	0	11, 931	11, 931	0	11, 931
		原	野	1	7	0	651	239, 923	10, 589	229, 334	3, 943	242	3, 701	3, 943	242	3, 701
	Ξ	ェルフ	場用地	1	8	0	17, 101	3, 698, 858	0	3, 698, 858	10, 697, 164	0	10, 697, 164	7, 363, 410	0	7, 363, 410
+ //-	遊	園地	等の用地	1	9	0	687, 380		0			0			0	
雑			体 利 用	2	0	0		35, 760	0	35, 760	949, 870	0	949, 870	575, 446	0	575, 446
	鉄軌	7117	規模住宅用地	2	1	0			0			0			0	
種	道		般住宅用地	2	2	0			0			0			0	
	用 地	49 /	宅用地以外	2	3	0	/	24, 601	0	24, 601	5, 264, 763	0	5, 264, 763	3, 184, 116	0	3, 184, 116
地			計	2	4	0		24, 601	0	24, 601	5, 264, 763	0	5, 264, 763	3, 184, 116	0	3, 184, 116
	そ	の他の	の雑種地	2	5	0	1, 174, 244	5, 432, 870	97, 468	5, 335, 402	184, 161, 481	106, 062	184, 055, 419	115, 581, 082	72, 373	115, 508, 709
		Ē	H	2	6	0	1, 878, 725	9, 192, 089	97, 468	9, 094, 621	201, 073, 278	106, 062	200, 967, 216	126, 704, 054	72, 373	126, 631, 681
	そ	· の	他	2	7	0	18, 010, 631									
		合	計	2	8	0	25, 526, 560	57, 652, 197	2, 524, 421	55, 127, 776	1, 621, 008, 838	409, 762	1, 620, 599, 076	618, 679, 687	228, 575	618, 451, 112

1 地	方グ	:共区	団体:	コー	ド	表都	₽号
1	4	2	1	2	3	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道層	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

_			(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
	区分			筆	数		単 位 当 7	たり価格
Life		行番号	非課税地筆数	評価総筆数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点以上のもの	(水) 均 価 格	最 高 価 格
地		9	12 (筆)(ル)		42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)		72 (円/㎡)(夕) 80
	一 般 田	0 1 1	165	6, 704	508	6, 196	100	113
田	勧告遊休田	0 2 1			0		0	
	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0 3 1	1	58	0	58	42, 731	81, 560
	一 般 畑	0 4 1	265	13, 263	1, 663	11,600	63	81
畑	勧告遊休畑	0 5 1			0		0	
	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0 6 1	155	1, 868	3	1, 865	47, 328	170, 600
	小 規 模 住 宅 用 地	0 7 1		73, 372	346	73, 026	64, 754	611, 342
宅	一般住宅用地	0 8 1		25, 693	142	25, 551	45, 408	389, 634
地	住宅用地 以外の宅地	0 9 1		10, 761	10	10, 751	66, 715	921, 302
	計	1 0 1	2, 828	109, 826	498	109, 328	62, 608	921, 302
	塩 田	1 1 1						
	鉱 泉 地	1 2 1		6	0	6	22, 900	32, 542
	池 沼	1 3 1	3		0		0	
Щ	一般山林	1 4 1	1, 308	9, 626	1, 679	7, 947	29	44
林	介 在 山 林	1 5 1	3	47	0	47	9, 835	35, 152
	牧 場	1 6 1		32	0	32	465	465
	原 野	1 7 1	7	135	16	119	16	25
	ゴルフ場用地	1 8 1	79	2, 730	0	2, 730	2, 892	20, 800
雑	遊園地等の用地	1 9 1	617		0		0	
木出	単体利用	2 0 1		62	0	62	26, 562	71, 666
	鉄 小規模住宅用地	2 1 1			0		0	
種	m U	2 2 1			0		0	
	用 地 用 住宅用地以外	2 3 1		24	0	24	214, 006	447, 654
地	計	2 4 1		24	0	24	214, 006	447, 654
	その他の雑種地	2 5 1	2, 860	16, 209	1, 360	14, 849	33, 898	430, 800
	計	2 6 1	3, 556	19, 025	1, 360	17, 665	21, 875	447, 654
	その他	2 7 1	81, 292					
	合 計	2 8 1	89, 583	160, 590	5, 727	154, 863	28, 117	

地1	方グ	、共区]体:	-	ド	表都 7	季号 9
1	4	2	1	2	3	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	\		区 分				納 税 義	務 者 数	地	積	決 定	価格
地		l I		行	番	号	個 人	法人	個人	法 人	個 人	法 人
		Н .		9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(ハ)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
		_	般 田	0	1	0	1, 859	6	3, 938, 435	16, 516	394, 628	1, 496
田	勧			0	2	0						
		介 街	在 田 ・ 化 区 域 田	0	3	0	25	2	24, 998	5, 164	1, 064, 031	224, 821
		-	般 畑	0	4	0	3, 241	34	6, 063, 939	68, 367	382, 790	3, 902
畑	勧			0	5	0						
		介街	在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	6	0	1,078	10	559, 328	7, 335	26, 535, 730	284, 077
	ſ	小 主	規 模 宅 用 地	0	7	0	49, 443	877	10, 504, 800	583, 006	672, 538, 383	45, 548, 633
宅	_	般	住宅用地	0	8	0	14, 732	189	3, 206, 314	53, 045	145, 759, 986	2, 257, 339
地	1 D	主 し タ	宅 用 地トの宅 地	0	9	0	2, 576	1, 292	2, 136, 577	5, 719, 233	146, 719, 909	377, 382, 218
			計	1	0	0	66, 751	2, 358	15, 847, 691	6, 355, 284	965, 018, 278	425, 188, 190
		塩	田	1	1	0	\setminus					
	鉱		泉 地	1	2	0	3	2	10	10	208	250
		池	沼	1	3	0						
Щ	-	_	般山林	1	4	0	1, 551	135	7, 043, 842	5, 832, 379	217, 373	154, 254
林	3	介	在 山 林	1	5	0	25	7	7, 247	7, 618	81, 189	65, 011
		牧	場	1	6	0	1		25, 658		11, 931	
		原	野	1	7	0	47	7	22, 554	206, 780	366	3, 335
	Í	ル	フ場用地	1	8	0	43	7	644, 345	3, 054, 513	1, 309, 707	9, 387, 457
.,,	遊	遠	地等の用地	1	9	0						
雑		单	体 利 用	2	0	0		1		35, 760		949, 870
	鉄軌		小規模住宅用地	2	1	0						
種	道	複合	一般住宅用地	2	2	0						
	用地	利用	住宅用地以外	2	3	0		1		24, 601		5, 264, 763
地			計	2	4	0	0	1	0	24, 601	0	5, 264, 763
	そ	Ø ·	他の雑種地	2	5	0	5, 269	876	3, 364, 812	1, 970, 590	119, 777, 373	64, 278, 046
			計	2	6	0	5, 312	885	4, 009, 157	5, 085, 464	121, 087, 080	79, 880, 136
		合	計	2	7	0	79, 893	3, 446	37, 542, 859	17, 584, 917	1, 114, 793, 604	505, 805, 472
	- 5	5ち	宅地比準土地	2	8	0	5, 144	872	3, 804, 997	4, 938, 832	121, 268, 401	79, 939, 143

地 1	方グ	共区	団体:	_	ド	表番号 7 8		
1	4	2	1	2	3	0	3	

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	$\overline{}$	▶ 区分				課税標	準額	筆	数	単 位			価 格
			行	番	号	個 人	法人	個 人	法 人	平均	価格	最高	価格
地			۵			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	_(広) 個 人 ^(ハ) (円/㎡)(ル)	<u>△</u> 法 人 ^(二) (円/㎡)(ヲ)	個 人 56 (円/㎡)(ワ)	法 人 67 (円/㎡)(カ)77
		一般 田	0	1	1	394, 628	1, 496	6, 170	26	100	91	113	109
田	勧	」 告 遊 休 田	0	2	1					0	0		
	市	在 田 · 街 化 区 域 田	0	3	1	332, 821	74, 940	55	3	42, 565	43, 536	81, 560	45, 232
		一 般 畑	0	4	1	382, 790	3, 902	11, 473	127	63	57	81	72
畑	勧	告遊休畑	0	5	1					0	0		
	市	街化区域畑	0	6	1	8, 748, 530	94, 692	1,846	19	47, 442	38, 729	170, 600	58, 154
		小 規 模 i 宅 用 地	0	7	1	112, 041, 822	7, 551, 481	71, 093	1, 933	64, 022	78, 127	446, 550	611, 342
宅		般住宅用地	0	8	1	48, 559, 386	751, 467	25, 200	351	45, 460	42, 555	389, 634	239, 943
地		主 宅 用 地 、外 の 宅 地	0	9	1	93, 111, 667	219, 281, 908	5, 993	4, 758	68, 671	65, 985	921, 302	921, 302
		計	1	0	1	253, 712, 875	227, 584, 856	102, 286	7, 042	60, 893	66, 903	921, 302	921, 302
	ţ	塩 田	1	1	1				\setminus		\setminus	\setminus	
	鉱	泉 地	1	2	1	208	250	3	3	20, 800	25, 000	22, 523	32, 542
	Ì	池 沼	1	3	1					0	0		
Щ	_	一般山林	1	4	1	217, 373	154, 254	6, 271	1, 676	31	26	44	41
林	ŝ	个 在 山 林	1	5	1	55, 055	45, 129	33	14	11, 203	8, 534	35, 152	13, 504
	4	牧 場	1	6	1	11, 931		32		465	0	465	
	J	原 野	1	7	1	366	3, 335	96	23	16	16	25	25
	ゴ	ルフ場用地	1	8	1	892, 820	6, 470, 590	190	2, 540	2, 033	3, 073	3, 100	20, 800
h#-	遊	園地等の用地	1	9	1					0	0		
雑		単 体 利 用	2	0	1		575, 446		62	0	26, 562		71,666
	鉄軌	小規模住宅用地	2	1	1					0	0		
種	道用	複 一般住宅用地	2	2	1					0	0		
	地地	利 住宅用地以外	2	3	1		3, 184, 116		24	0	214, 006		447, 654
地		計	2	4	1	0	3, 184, 116	0	24	0	214, 006	0	447, 654
	そ	の他の雑種地	2	5	1	76, 939, 336	38, 569, 373	11, 279	3, 570	35, 597	32, 619	420, 437	430, 800
		計	2	6	1	77, 832, 156	48, 799, 525	11, 469	6, 196	30, 203	15, 708	420, 437	447, 654
	î	合 計	2	7	1	341, 688, 733	276, 762, 379	139, 734	15, 129	29, 694	28, 764		
	う	ち宅地比準土地	2	8	1	77, 951, 691	48, 838, 650	10, 913	5, 982	31, 871	16, 186		

地	方グ	表番号 7 8					
1	4	2	1	2	3	0	4

第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

_		→	>		(1)	ı	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)							
	<u> </u>				納税	え 義	務者	数	地	積	決 定	価 格							
地		行	番	号	個	人	法	人	個人	法人	個人	法人	最 高	価	格	地	の	所	在
	別	9			12	(人)	22	(人)	32 (m²)(イ)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79							
商	繁華街	0	1	0															
業	高度商業地区I	0	2	0															
地	高度商業地区Ⅱ	0	3	0		82		90	28, 941	63, 504	10, 781, 801	27, 141, 305			中町	2丁目			
	普通商業地区	0	4	0		523		238	290, 246	325, 119	37, 348, 423	37, 868, 846			旭町	1丁目			
区	計	0	5	0		605		328	319, 187	388, 623	48, 130, 224	65, 010, 151							
住	併用住宅地区	0	6	0		2, 471		405	1, 216, 289	399, 938	100, 342, 022	32, 216, 456			旭町	1丁目			
宅		0	7	0															
地	普通住宅地区	0	8	0	4	42, 563		896	10, 881, 056	797, 896	707, 841, 486	50, 485, 142			旭町	5丁目			
区	計	0	9	0	4	45, 034		1, 301	12, 097, 345	1, 197, 834	808, 183, 508	82, 701, 598							
工	大工場地区	1	0	0		56		84	40, 842	2, 620, 235	2, 911, 166	174, 614, 617			É	全田			
業	中小工場地区	1	1	0		692		340	567, 553	1, 468, 018	41, 577, 279	87, 721, 543			舟	公子			
地	家内工業地区	1	2	0															
区	計	1	3	0		748		424	608, 395	4, 088, 253	44, 488, 445	262, 336, 160							
村	集団地区	1	4	0		3, 240		93	1, 478, 018	198, 550	36, 583, 200	3, 922, 594				三田			
落地	村落地区	1	5	0		2,668		104	1, 293, 698	471, 055	27, 353, 750	11, 157, 770			=	三田			
区	計	1	6	0		5, 908		197	2, 771, 716	669, 605	63, 936, 950	15, 080, 364							
看	見 光 地 区	1	7	0															
	業用施設の用に供 する宅地	1	8	0		115		7	51, 048	10, 969	279, 151	59, 917			F	ヺ田			
生產	産緑地地区内の宅地	1	9	0								_							
	合 計	2	0	0		52, 410		2, 257	15, 847, 691	6, 355, 284	965, 018, 278	425, 188, 190							

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方グ	ド	表番号 7 8				
1	4	2	1	2	3	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_			▶		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区				課税	票 準 額	筆	数	単位	と 当 だ	<u> </u>	西 格
地		仁	ΔIŽ.	号	個 人	法人	個人	法人	平 均	価 格	最 高	価 格
	区 🔪	1 J	番	カ	個 人	上 法 人	個 人	法 人	、個 人	(二) 法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	<u>(人)</u> (円/m²)	(円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1					0	0		
業	高度商業地区I	0	2	1					0	0		
	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	5, 320, 782	15, 171, 035		173	372, 544	427, 395	921, 302	921, 302
地	普通商業地区	0	4	1	16, 180, 162			521	128, 679	116, 477	389, 634	364, 600
区	計	0	5	1	21, 500, 944	36, 277, 120	1,099	694	150, 790	167, 283	921, 302	921, 302
住	併用住宅地区	0	6	1	36, 419, 237	17, 174, 974	5, 689	1,008	82, 499	80, 554	216, 664	208, 040
宅	高級住宅地区	0	7	1					0	0		
地	普通住宅地区	0	8	1	153, 863, 175						195, 640	182, 190
区	計	0	9	1	190, 282, 412	36, 591, 896	81, 878	3, 423	66, 807	69, 043	216, 664	208, 040
工	大工場地区	1	0	1	1, 486, 922		156	531	71, 279		96, 400	102, 000
業	中小工場地区	1	1	1	22, 092, 948	52, 324, 137	1,664	1, 346	73, 257	59, 755	122, 208	122, 208
地	家内工業地区	1	2	1					0	0		
区	計	1	3	1	23, 579, 870	145, 459, 522	1,820	1,877	73, 124	64, 168	122, 208	122, 208
村落	集団地区	1	4	1	10, 001, 635	2, 258, 128	9,082	356	24, 752	19, 756	38, 000	33, 120
治地	村落地区	1	5	1	8, 180, 523	6, 962, 240	8, 236	646	21, 144	23, 687	36, 480	41,000
区	計	1	6	1	18, 182, 158	9, 220, 368	17, 318	1,002	23, 068	22, 521	38, 000	41,000
隺	光 地 区	1	7	1					0	0		
農業	É用施設の用に供 ⁻ る 宅 地	1	8	1	167, 491	35, 950	169	46	5, 468	5, 462	5, 512	5, 502
生産	緑地地区内の宅地	1	9	1					0	0		
	合 計	2	0	1	253, 712, 875	227, 584, 856	102, 284	7,042	60, 893	66, 903	921, 302	921, 302

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	0	5	

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E N	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0 1 0	42, 302	8, 779, 513	491, 000, 811	81, 833, 446	60, 224
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	7, 193	1, 622, 343	170, 213, 765	28, 368, 957	10, 208
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	381	84, 155	9, 802, 590	1, 613, 698	526
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	68	14, 257	1, 260, 869	193, 518	91
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	23	2, 126	109, 917	16, 315	29
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	2	222	20, 902	2, 857	3
	A-	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	1	148	8, 577	935	1
	-	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	5	1, 200	71, 775	7, 386	7
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	3	836	49, 177	4,710	4
) II	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
1 . 1		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	49, 978	10, 504, 800	672, 538, 383	112, 041, 822	71, 093
		負担水準1.0以上	2 3 0	601	376, 948	20, 463, 694	3, 410, 615	1, 334
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	293	177, 501	20, 493, 811	3, 415, 635	547
	規	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	25	11, 783	2, 133, 122	351, 891	36
	//L	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 6 0	6	4, 820	1, 375, 101	212, 844 154, 934	8
	模	負担水準0.75以上0.85末個 負担水準0.75以上0.8未満	2 7 0 2 8 0	2	11, 615	1, 042, 211 40, 694	5, 562	0
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	1	339	40,094	5, 502	4
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
JE.		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0. 4以上0. 45未満	3 5 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				+	
	法	負担水準0. 2以上0. 25未満	3 9 0					
	12	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
1	/ (負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
1	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4 3 0					
1		計·	4 4 0	928	583, 006	45, 548, 633	7, 551, 481	1, 933

地	方グ	共区]体:	ュー	ド	表者 7	§号 8
1	4	2	1	2	3	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		,	9	12 (人) 2	4 (m²)		54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	12, 858	2, 904, 118	120, 351, 095	40, 117, 021	22, 026
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1, 865	279, 230	23, 584, 033	7, 861, 343	2, 984
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	87	16, 457	1, 498, 017	492, 937	148
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	21	4, 477	205, 111	62, 294	27
	724	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	2	230	12, 919	3, 831	3
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	1	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	1				1
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
	_	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	5	1, 366	82, 513	16, 713	7
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	2	436	26, 298	5, 247	3
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1				1
	THE.	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	/1001	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	14, 842	3, 206, 314	145, 759, 986	48, 559, 386	25, 200
		負担水準1.0以上	6 7 0	155	45, 725	1, 528, 038	509, 346	285
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	32	6, 637	612, 380	204, 127	62
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	3	683	116, 921	37, 994	4
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	_	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	,	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	~-	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	_	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	法	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	12	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	Ţ	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
		負担水準0.05未満	8 7 0					
1		計	8 8 0	190	53, 045	2, 257, 339	751, 467	351

地1	方グ	表番号 7 8					
1	4	2	1	2	3	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道	府	県	名	神奈川県
市	町	柞	寸	名	厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番号	_}	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		17 Lt 1 N/40 = 147	9			12 (人)				(筆)80
	住	負担水準0.7超		1	$\overline{}$	2	375	,		5
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2	_	1, 514	1, 108, 659			3, 266
	用	負担水準0.6以上0.65未満		3	_	740	440, 766			1, 225
	1	負担水準0.55以上0.6未満		4		536	533, 514			1, 233
	地	負担水準0.5以上0.55未満	_	5		10	15, 635			30
	以	負担水準0.45以上0.5未満		6	_	2	2, 065	146, 838	78, 468	2
	外	負担水準0.4以上0.45未満		7	_		20.04	1 450 005		100
	の	負担水準0.35以上0.4未満		8	_	48	20, 646			188
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	_	9	_	13	14, 917	940, 558	373, 362	44
	1	負担水準0.25以上0.3未満		0	_					
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	:	1	_					
74		負担水準0.15以上0.2未満		2	_					
	個	負担水準0.1以上0.15未満		3	_					
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4	_					
	_	負担水準0.05未満		5	_					
		計		6		2, 865	2, 136, 577			5, 993
	住	負担水準0.7超		7	_	3	440	,		4
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8	_	574	1, 095, 104	, ,		1, 916
	用	負担水準0.6以上0.65未満		9	$\overline{}$	405	899, 391			889
		負担水準0.55以上0.6未満		0	_	400	1, 754, 803			1, 526
	地	負担水準0.5以上0.55未満		1		49	1, 320, 631			344
	以	負担水準0.45以上0.5未満		2	_	4	49, 77	4, 393, 242	2, 337, 177	9
地	外	負担水準0.4以上0.45未満		3			500.00	50.055.005	00.504.000	
	の	負担水準0.35以上0.4未満		4		36	599, 093	53, 857, 225	22, 704, 826	70
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		5						
	地	負担水準0.25以上0.3未満	_	6	_					
	16	負担水準0.2以上0.25未満		7	- 1					
		負担水準0.15以上0.2未満		8						
	法	負担水準0.1以上0.15未満		9						
	人	負担水準0.05以上0.1未満 毎知水準0.05大津		0						
	_	負担水準0.05未満		1		1 451	F 710 000	077 000 010	010 001 000	4.750
	100/- 7	計 (2006年 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	-	2	$\overline{}$	1, 471	5, 719, 233	377, 382, 218	219, 281, 908	4, 758
		び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地で1806年のよう。 ************************************		3	_					
	160行及	び320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	3	4	U					

地方公共団体コード 表番号 7 8											
1	4	2	1	2	3	0	6				

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E N	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	住	負担水準0.70	3 5 0	139	79, 747	2, 978, 830	2, 085, 180	209
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満	3 6 0	402	324, 302	15, 533, 319	10, 840, 701	867
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3 7 0	491	320, 290	16, 324, 745	11, 189, 791	960
75	地	負担水準0.67以上0.68未満	3 8 0	381	255, 163	11, 174, 965	7, 554, 525	
_	以	負担水準0.66以上0.67未満	3 9 0	160	83, 825	5, 163, 434	3, 434, 239	318
	外	負担水準0.65以上0.66未満	4 0 0	86	45, 332	3, 997, 281	2, 619, 186	136
負	の	負担水準0.64以上0.65未満	4 1 0	168	92, 388	9, 075, 054	5, 844, 719	
担担	宅	負担水準0.63以上0.64未満	4 2 0	119	75, 951	8, 325, 123	5, 285, 831	187
1 15	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 3 0	116	68, 120	7, 066, 315	4, 419, 772	198
水	$\overline{}$	負担水準0.61以上0.62未満	4 4 0	82	38, 320	4, 829, 979	2, 974, 909	123
	個	負担水準0.60超0.61未満	4 5 0	66	37, 676	3, 792, 735	2, 289, 248	
準	人	負担水準0.60	4 6 0	236	128, 311	10, 586, 593	6, 351, 956	355
0		計	4 7 0	2, 446	1, 549, 425	98, 848, 373	64, 890, 057	4, 491
	住	負担水準0.70	4 8 0	54	36, 437	1, 282, 220	897, 554	76
	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4 9 0	137	217, 722	8, 413, 180	5, 868, 654	372
	用	負担水準0.68以上0.69未満	5 0 0	162	215, 638	11, 952, 006	8, 191, 978	394
6	地	負担水準0.67以上0.68未満	5 1 0	172	443, 196	13, 572, 287	9, 169, 841	697
	以	負担水準0.66以上0.67未満	5 2 0	75	111, 861	4, 665, 221	3, 101, 060	217
'	外	負担水準0.65以上0.66未満	5 3 0	74	70, 250	8, 008, 579	5, 249, 062	160
0	の	負担水準0.64以上0.65未満	5 4 0	81	56, 933	5, 259, 540	3, 395, 217	151
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 5 0	69	64, 341	8, 808, 016	5, 591, 352	125
	地	負担水準0.62以上0.63未満	5 6 0	76	,	10, 648, 013	6, 648, 873	172
7	~	負担水準0.61以上0.62未満	5 7 0	52	31, 083	5, 200, 732	3, 206, 936	90
'	法	負担水準0.60超0.61未満	5 8 0	46	135, 132	10, 112, 270	6, 132, 455	103
	人	負担水準0.60	5 9 0	120	518, 654	19, 773, 275	11, 863, 965	248
	0/=3.8	計 (本400年) (本400年) (本410年) (本	6 0 0	1,118	1,994,495		69, 316, 947	2,805

第6表350行から第6表400行は第6表020行の、第6表410行から460行は第6表030行の、第6表480行から第6表530行は第6表180行の、第6表540行から第6表590行は第6表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地方公共団体コード 表番号 7 8											
1	4	2	1	2	3	0	6				

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行:	番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9		12 (人)				
	住	負担水準0.59以上0.60未満		1 0	389	303, 334			771
宅	宅	負担水準0.58以上0.59未満		2 0	113	155, 646	, ,		284
	_	負担水準0.57以上0.58未満		3 0	39				91
地	用	負担水準0.56以上0.57未満		4 0	31	34, 851	2, 395, 494		69
-	地	負担水準0.55以上0.56未満		5 0	6	8, 823	771, 521	462, 913	18
	以	負担水準0.54以上0.55未満		6 0	2	737	,	20, 739	2
		負担水準0.53以上0.54未満		7 0	5	11, 181	879, 047	510, 934	23
負	外	負担水準0.52以上0.53未満		8 0	3	3, 717	197, 414	114, 044	5
具	の	負担水準0.51以上0.52未満		9 0					
<u>т</u> п	宅	負担水準0.50以上0.51未満		0 0					
担	地	負担水準0.49以上0.50未満		1 0					
	ഥ	負担水準0.48以上0.49未満		2 0	2	2, 065	146, 838	78, 468	2
水		負担水準0.47以上0.48未満		3 0					
	個	負担水準0.46以上0.47未満		4 0					
準	Д	負担水準0.45超0.46未満	7	5 0					
		負担水準0.45		6 0					
0		計	7	7 0	590	551, 214	45, 434, 656	27, 230, 174	1, 265
	住	負担水準0.59以上0.60未満		8 0	193	403, 901	32, 406, 515	19, 443, 909	570
	.—	負担水準0.58以上0.59未満	7	9 0	80		22, 958, 064	13, 774, 838	242
	宅	負担水準0.57以上0.58未満	8	0 0	72		27, 550, 097	16, 530, 058	368
4	用	負担水準0.56以上0.57未満	8	1 0	40	,	10, 339, 528		77
5	地	負担水準0.55以上0.56未満	8	2 0	37	416, 683	26, 586, 696	15, 952, 018	269
	以	負担水準0.54以上0.55未満	8	3 0	10	/	8, 672, 756	5, 166, 175	13
5		負担水準0.53以上0.54未満		4 0	12	400, 693	29, 119, 152	16, 964, 583	126
	外	負担水準0.52以上0.53未満		5 0	28		40, 500, 375		147
0	0)	負担水準0.51以上0.52未満	8	6 0	3	165, 582	13, 280, 214	7, 459, 350	58
	宅	負担水準0.50以上0.51未満	8	7 0					
.	地	負担水準0.49以上0.50未満		8 0					
	11년	負担水準0.48以上0.49未満		9 0	3	32, 388	3, 223, 725		8
	$\widehat{}$	負担水準0.47以上0.48未満	9	0 0	1	17, 383	1, 169, 517	618, 035	1
6	法	負担水準0.46以上0.47未満		1 0					
	人	負担水準0.45超0.46未満	9	2 0					
		負担水準0.45	9	3 0					·
		計	9	4 0	479	3, 125, 205	215, 806, 639	127, 244, 024	1, 879
第6表61	の行うかい	う第6表650行は第6表040行の、第6表660行から700行は第6表05	の行の	第6ま	710行から第6表760	行け第6表060行の	第6表780行から第6	ま200行け笠6ま200	行の 第6年930行

第6表610行から第6表650行は第6表040行の、第6表660行から700行は第6表050行の、第6表710行から第6表760行は第6表060行の、第6表780行から第6表820行は第6表200行の、第6表830行から第6表870行は第6表210行の、第6表880行から第6表820行は第6表220行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地方公共団体コード表番号											
1	4	2	1	2	3	0	7				

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

-		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		[t. hp. 1. Wt.o. g.+n	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
農	住	負担水準0.7超	0 1 0					
業	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
用	用用	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0			80, 334		51
施		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	86	36, 353	198, 817	119, 290	118
設	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
の	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
用	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
に	D	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
供		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
す	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
る	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
宅	_	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
地	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	ļ	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
農		負担水準0.05未満	1 5 0					
地		計	1 6 0	130	51, 048	279, 151	167, 491	169
+	住	負担水準0.7超	1 7 0					
造	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
成		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	5	2, 036	11, 128	6, 677	3
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	4	8, 933	48, 789	29, 273	38
費	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
٤	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
し	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
て	(n)	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
評		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
価	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
さ	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
れ	_	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
る	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
\$		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
\mathcal{O}	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
$\overline{}$		計	3 2 0		10, 969	59, 917	35, 950	46

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

⁽例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地方公共団体コード 表番号										
1	4	2	1	2	3	0	7			

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
生	住	負担水準0.7超	3 3 0					
産	宅	負担水準0.65以上0.7以下	3 4 0					
緑	用用	負担水準0.6以上0.65未満	3 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	3 6 0					
地	地	負担水準0.5以上0.55未満	3 7 0					
区	以	負担水準0.45以上0.5未満	3 8 0					
	外	負担水準0.4以上0.45未満	3 9 0					
内	Ø)	負担水準0.35以上0.4未満	4 0 0					
の		負担水準0.3以上0.35未満	4 1 0					
宅	宅	負担水準0.25以上0.3未満	4 2 0					
地	地	負担水準0.2以上0.25未満	4 3 0					
$\overline{}$	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	4 4 0					
農	個	負担水準0.1以上0.15未満	4 5 0					
地		負担水準0.05以上0.1未満	4 6 0					
等	人	負担水準0.05未満	4 7 0					
+		# <u></u>	4 8 0	0	0	0	0	0
造	住	負担水準0.7超	4 9 0					
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5 0 0					
成	_	負担水準0.6以上0.65未満	5 1 0					
費	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 2 0					
と	地	負担水準0.5以上0.55未満	5 3 0					
し	以	負担水準0.45以上0.5未満	5 4 0					
て	外	負担水準0.4以上0.45未満	5 5 0					
評	の	負担水準0.35以上0.4未満	5 6 0					
価		負担水準0.3以上0.35未満	5 7 0					
さ	宅	負担水準0.25以上0.3未満	5 8 0					
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満	5 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 0 0					
る。	法	負担水準0.1以上0.15未満	6 1 0					
£	,	負担水準0.05以上0.1未満	6 2 0					
<i>の</i>	人	負担水準0.05未満	6 3 0					
	-	計	6 4 0		0	0	0	0
	- 1-11	・ 5個人・注人別の久区分の会計粉字は 第6妻における該当行3			1 - 1 ((13) 34 34	- be 187 - 2 17A - 2 1		

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

⁽例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地	方グ	大区]体:	コー	ド	表者 7	§号 8
1	4	2	1	2	3	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Δ	9 11	田	ク	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	55, 916		633, 343, 638	125, 870, 428	83, 869
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	5	815	45, 340	31, 739	9
地	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	3, 233	3, 543, 920	206, 543, 712	134, 207, 004	7, 296
ഥ	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	11, 120	6, 551, 936	550, 273, 778	221, 188, 560	18, 154
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	0	70, 274	22, 202, 975	1, 390, 206, 468	481, 297, 731	109, 328
	負担水準1.0以上	0	7	0	1, 685	12, 876, 221	371, 627	371, 627	7, 945
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0					
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0					
_	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0					
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0					
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0					
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0					
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2	2	0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0					
林	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0					
''	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0					
	負担水準0.05未満	2	7	0	2				2
	計	2	8	0	1,687	12, 876, 221	371, 627	371, 627	7, 947

地	方公	洪区]体:	-	ド	表章 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)		(4)		(5)
		区分	4 ∓	亚	号	納税義務者数		地積	決	・定価を	格	1	額	筆	数
		<u>运</u>	9	笛	b	12 (人)	1					1	-円)	69	(筆)80
		負担水準1.0以上	0	1	0										
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0										
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0										
複	規	負担水準0.85以上0.9未満		•	0										
1次	144-	負担水準0.8以上0.85未満	0	: ~	0										
	模	負担水準0.75以上0.8未満			0		┖								
	住	負担水準0.7以上0.75未満		-	0										
.	IT.	負担水準0.65以上0.7未満		•	0		_								
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満	_	•	0		_								
	_	負担水準0.55以上0.6未満		-	0										
	用	負担水準0.5以上0.55未満		<u>. </u>	0		_								
		負担水準0. 45以上0. 5未満	_	_	0		_								
利	地	負担水準0.4以上0.45未満	_	•	0		_								
		負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満			0		\vdash								
	$\widehat{}$	負担水準0.25以上0.35未満			0		\vdash					<u> </u>			
	/	負担水準0.2以上0.25未満		<u>. </u>	0		\vdash					1	_		
用用	個	負担水準0.15以上0.2未満		-	0		\vdash								
т		負担水準0.1以上0.15未満		•	0		╁						_		
	人	負担水準0.05以上0.1未満		<u>: </u>	0		\vdash						_		
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	_	-	0		\vdash								
l l		計	2	:	0	0		0			0)	0		0
鉄		負担水準1.0以上		<u>: -</u>	0		Н								-
	小	負担水準0.95以上1.0未満			0		t								
		負担水準0.9以上0.95未満	2		0										
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0		T								
軌		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0										
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0										
	Δ.	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0										
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0										
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0										
	-15	負担水準0.55以上0.6未満			0										
	用	負担水準0.5以上0.55未満			0										
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	_	-	0										
_	地	負担水準0.4以上0.45未満		<u>. </u>	0										
用		負担水準0.35以上0.4未満		-	0		┖								
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	_	<u>. </u>	0		_								
		負担水準0.25以上0.3未満		: -	0		_					ļ			
	法	負担水準0.2以上0.25未満 毎日は誰0.15以上0.0大満		.	0		_						_		
地		負担水準0.15以上0.2未満	_	<u> </u>	0		_					-			
	人	負担水準0.1以上0.15未満		<u>. </u>	0		-					-	_		
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	_	-	0		\vdash					1			
		負担水準0.05未満	_	-	0										
		計	4	: 4	0	0		0			0		0		0

地	方公	共区]体:	-	ド	表都 7	新号 8
1	4	2	1	2	3	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)			(4)		(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者数	1	地積	1			課税			筆	数
	- 1	負担水準1.0以上	9 /	5	Ο	12 (人)	24	(m²)	39 		(千円) 54	(手)	4)[6	i9	(筆)80
		負担水準0.95以上1.0未満		6			┢		╁			+		+		
		負担水準0.9以上0.95未満		7			\vdash		╁			+		+		
ń.	H	負担水準0.85以上0.9未満		8			\vdash		╁			+		+		
複 が		負担水準0.8以上0.85未満	_	9					╁			+		+		
/-	H	負担水準0.75以上0.8未満	_	0			\vdash		+			+		+		
1∃		負担水準0.7以上0.75未満		1			\vdash		+					+		
	F	負担水準0.65以上0.7未満	_	2			\vdash		t					+		
合		負担水準0.6以上0.65未満		3			T		$^{+}$					+		
· ·	Ī	負担水準0.55以上0.6未満		4			\vdash		t			1		\dashv		
月		負担水準0.5以上0.55未満		5					t			1		1		
	ľ	負担水準0.45以上0.5未満		6			T		T					\top		
		負担水準0.4以上0.45未満	_	7					T					\top		
利		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0				T							
-		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0		T		T					1		
	ľ	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0				T					T		
個	固	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0				T							
用		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0				T					T		
· /	Λ.	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0				T					T		
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0				T					1		
	_ [負担水準0.05未満	6	5	0				Τ							
鉄	Ī	計	6	6	0	0		0			()		0		(
业大		負担水準1.0以上	6	7	0				Γ							
-		負担水準0.95以上1.0未満		8												
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0											
		負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0											
軌		負担水準0.8以上0.85未満		1												
		負担水準0.75以上0.8未満		2					L							
		負担水準0.7以上0.75未満		3					L							
年		負担水準0.65以上0.7未満		4												
道		負担水準0.6以上0.65未満	_	5					L					_		
[~] _月		負担水準0.55以上0.6未満	_	6					L					4		
'	L	負担水準0.5以上0.55未満		7					╙					4		
掛		負担水準0.45以上0.5未満		8			_		╄					4		
	_ [負担水準0.4以上0.45未満		9			_		╙					4		
用		負担水準0.35以上0.4未満		0			_		╙					4		
		負担水準0.3以上0.35未満		1			_		╀					+		
)±		負担水準0.25以上0.3未満	_	2			_		┞			1		4		
12		負担水準0.2以上0.25未満		3	_		\vdash		╀			1		+		
地	,	負担水準0.15以上0.2未満 毎日水準0.1以上0.15寸世		4			_		╀			1		+		
		負担水準0.1以上0.15未満		5			₩		╄			-		+		
-		負担水準0.05以上0.1未満	_	6			_		╀			1		4		
	-	負担水準0.05未満	_	7					\vdash					0		
		計	8	8	0	0		0			(J		0		

1	方グ	ド	表看 7	番号			
1	1 4 2 1 2				3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

						(1)		(2)	(3)	(4)	((5)
		区 分	行	番	早	納税義務者数		地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		E N	9 11	Ħ	b	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	<i>-</i>	負担水準0.7超	0	1	0	8	3	1, 229	70, 728	49, 509		14
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	3, 990		3, 101, 712	64, 648, 332	44, 083, 790		8, 231
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	926	5	394, 273	31, 867, 637	19, 684, 962		1, 451
	LI.	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	539)	250, 265	21, 166, 820	12, 700, 091		817
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	3	3	2, 335	103, 911	60, 085		6
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0							
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	1		205	12, 380	6, 030		1
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満		8	:	51		17,874	1, 082, 033	441, 707		194
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	56	5	37, 105	2, 316, 561	925, 515		199
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0							
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1								
	個	負担水準0.15以上0.2未満	_		0							
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	_	4								
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5								
0		計		6		5, 574	_	3, 804, 998	121, 268, 402	77, 951, 689		10, 913
"	宅	負担水準0.7超		7		6		3, 408	182, 859	128, 001		33
	-	負担水準0.65以上0.7以下	_	8		664		4, 159, 814	31, 593, 569	21, 544, 133		5, 105
	地	負担水準0.6以上0.65未満		9		156		222, 171	10, 290, 574	6, 365, 250		397
	比	負担水準0.55以上0.6未満	_	0		97	_	304, 556	19, 439, 029	11, 663, 418		264
	ഥ	負担水準0.5以上0.55未満		1	<u>: </u>	11	<u> </u>	117, 418	10, 196, 171	5, 761, 752		37
	準	負担水準0.45以上0.5未満		2		1	_	1, 433	17, 832	9, 526		5
		負担水準0.4以上0.45未満	_	3		1	_	128	7, 418	3, 644		1
他	土	負担水準0.35以上0.4未満		4		39		129, 631	8, 194, 646	3, 356, 116		139
1111	地	負担水準0.3以上0.35未満		5		1	_	273	17, 044	6, 810		1
		負担水準0.25以上0.3未満	2		-							
		負担水準0.2以上0.25未満		7			_					
	法	負担水準0.15以上0.2未満		8	-							
		負担水準0.1以上0.15未満	_	9	-		_					
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0								
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		1								
		計	3	2	0	976	6	4, 938, 832	79, 939, 142	48, 838, 650		5, 982

地 1	方グ	大公]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

_						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	1	番	무	納税義務者数	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数
			9	H	J	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	418		627, 062		33, 819	33, 819		990
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0								
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0								
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0								
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0								
そ		負担水準0.75以上0.8未満		8									
	準	負担水準0.7以上0.75未満		9									
	'	負担水準0.65以上0.7未満		0									
	+	負担水準0.6以上0.65未満		1									
		負担水準0.55以上0.6未満		2									
0	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0								
"	10	負担水準0.45以上0.5未満		4									
	121	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0								
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0								
	AI.	負担水準0.3以上0.35未満		7	:								
	外	負担水準0.25以上0.3未満		8									
他	_	負担水準0.2以上0.25未満		9									
	の	負担水準0.15以上0.2未満		0	:								
	١.	負担水準0.1以上0.15未満		1									
	土	負担水準0.05以上0.1未満		2									
		負担水準0.05未満		3									
	地	計		4		418		627, 062		33, 819	33, 819		990
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		5		58, 019	2	5, 609, 587	6	33, 749, 084	126, 275, 874		92, 804
総		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの		6		19		5, 452		298, 927	209, 249		56
'-		用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上0.7以下		7	-	8, 969		1, 421, 890		44, 943, 824	225, 885, 139		22, 480
計		以外で負担水準0.2未満を除いたもの		8		11, 920		7, 413, 159	6	12, 827, 623	256, 123, 254		19,818
pl	負担	水準0.2未満		9	•	2		0		0	0		2
		計	6	0	0	78, 929	4	4, 450, 088	1, 5	91, 819, 458	608, 493, 516		135, 160

1	方グ	大大]体:	コー	ド	表看 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	釆	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>K</u>	9	行番号		12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
-,	宅	負担水準0.70	6	1	0	515	571, 781	6, 279, 784	4, 395, 849	959
そ	_	負担水準0.69以上0.70未満	6	2	0	926	387, 442	, ,		1,544
の	地	負担水準0.68以上0.69未満	6			1,034	428, 030	17, 672, 448	12, 113, 225	1,710
l	比	負担水準0.67以上0.68未満	6	4	0	1, 478	1, 063, 364	17, 673, 238	11, 946, 743	2, 884
他	準	負担水準0.66以上0.67未満	6	5	0	436	548, 295	6, 671, 942	4, 439, 326	770
	土	負担水準0.65以上0.66未満	6			223	102, 800	5, 056, 512	3, 313, 807	364
	地	負担水準0.64以上0.65未満	6			175	69, 702	4, 965, 997	3, 202, 474	276
負	16	負担水準0.63以上0.64未満	6			168	62, 327	5, 639, 422	3, 579, 802	235
担担	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満	6			135	48, 379	3, 237, 415		235
1 1 -	個	負担水準0.61以上0.62未満	7			116	30, 586	3, 142, 553	1, 931, 778	157
水	人	負担水準0.60超0.61未満	7			112	72, 272	4, 237, 250		150
進		負担水準0.60	7			292	111, 007	10, 645, 000	6, 387, 000	398
平		計	7			5, 610	3, 495, 985	96, 515, 969	63, 768, 752	9, 682
0	宅	負担水準0.70	7	_		97	2, 200, 287	6, 271, 090	4, 389, 763	1,847
	地	負担水準0.69以上0.70未満		5		170	253, 109	4, 344, 264	3, 033, 182	515
'	_	負担水準0.68以上0.69未満		6		153	115, 153			333
6	比	負担水準0.67以上0.68未満		7		292	1, 038, 697	10, 546, 385	7, 137, 718	1,874
	準	負担水準0.66以上0.67未満	7			99	511, 165		2, 335, 251	431
)	土	負担水準0.65以上0.66未満		9		51	41, 403	3, 141, 927	2, 061, 547	105
	地	負担水準0.64以上0.65未満	8			37	17, 160	1,611,310		67
		負担水準0.63以上0.64未満	8			23	9, 075	1, 022, 241	648, 746	32
•		負担水準0.62以上0.63未満	8			28	27, 435	2, 263, 039	1, 418, 231	60
7	法	負担水準0.61以上0.62未満	8			22	9, 696	1, 192, 456		44
'	人	負担水準0.60超0.61未満	8			24	66, 147	1, 428, 471	862, 781	69
	\smile	負担水準0.60	8			47	92, 658	2, 773, 057	1, 663, 834	125
		計	8	6	0	1,043	4, 381, 985	41, 884, 143	27, 909, 383	5, 502

第10表610行から第10表660行は第10表020行の、第10表670行から720行は第10表030行の、第10表740行から第10表790行は第10表180行の、第10表800行から第10表850行は第10表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	1	1	

第11表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番	:	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9 3	, ,	12 (人)	24 (m²)			69 (筆
		負担水準0.59以上0.60未満	0 1	0	411	163, 403	14, 577, 490	8, 746, 494	
そ	宅	負担水準0.58以上0.59未満	0 2	0	79	58, 425	5, 000, 792	3, 000, 475	
	地	負担水準0.57以上0.58未満	0 3	0	17	9, 441	667, 694	400, 616	
0)		負担水準0.56以上0.57未満	0 4		34	17, 670	780, 038	468, 023	
	比	負担水準0.55以上0.56未満	0 5		2	1, 326	140, 806	84, 483	
他	淮	負担水準0.54以上0.55未満	0 6	0					
	14-	負担水準0.53以上0.54未満	0 7	_ :	1	44	414	243	
$\widehat{}$	土.	負担水準0.52以上0.53未満	0 8	0	2	2, 291	103, 497	59, 842	
		負担水準0.51以上0.52未満	0 9	0					
負	地	負担水準0.50以上0.51未満	1 0	0					
		負担水準0.49以上0.50未満	1 1	0					
担		負担水準0.48以上0.49未満	1 2						
	個	負担水準0.47以上0.48未満	1 3	0					
水		負担水準0.46以上0.47未満	1 4	0					
	人	負担水準0.45超0.46未満	1 5	0					
準	\smile	負担水準0.45	1 6	0					
		計	1 7	0	546	252, 600	21, 270, 731	12, 760, 176	
0	宅	負担水準0.59以上0.60未満	1 8	0	66	138, 367	7, 537, 410	4, 522, 446	
	七	負担水準0.58以上0.59未満	1 9	0	16	13, 449	1, 235, 646	741, 388	
	地	負担水準0.57以上0.58未満	2 0	0	10	21, 778	1, 092, 151	655, 291	
	比	負担水準0.56以上0.57未満	2 1	0	12	127, 535	9, 356, 399	5, 613, 839	
4	νц	負担水準0.55以上0.56未満	2 2	0	4	3, 427	217, 423	130, 454	
5	準	負担水準0.54以上0.55未満	2 3	0	5	23, 988	1, 180, 236	702, 446	
	土:	負担水準0.53以上0.54未満	2 4	0	1	418	5, 202	3, 046	
5		負担水準0.52以上0.53未満	2 5	0	4	40, 530	3, 657, 604	2, 108, 103	
	地	負担水準0.51以上0.52未満	2 6	0					
0	$\overline{}$	負担水準0.50以上0.51未満	2 7	0	1	52, 482	5, 353, 129	2, 948, 157	
	N.L.	負担水準0.49以上0.50未満	2 8	0					
	法	負担水準0.48以上0.49未満	2 9	0	1	1, 433	17, 832	9, 526	
	人	負担水準0.47以上0.48未満	3 0	0					
6	\smile	負担水準0.46以上0.47未満	3 1	0					
		負担水準0.45超0.46未満	3 2	0					
$\overline{}$		負担水準0.45	3 3	0					
		計	3 4	0	120	423, 407	29, 653, 032	17, 434, 696	
11末01	へ/二よ	」 」ら第11表050行は第10表040行の 第11表060行から第11表100行			然11 = 110/こよ . さ	・ 竺11 = 100 /年)よ	笠10 ≠000 ⁄年の	然11 = 100/ごよ さ	# 11 ± 000/-

第11表010行から第11表050行は第10表040行の、第11表060行から第11表100行は第10表050行の、第11表110行から第11表160行は第10表060行の、第11表180行から第11表220行は第10表20行の、第11表230行から第11表270行は第10表210行の、第11表280行から第11表230行から第11表270行は第10表210行の、第11表280行から第11表230行から第11表270行は第10表210行の、第11表280行から第11表280行がのは、表280行がの

地	表都 7	昏号 8					
1	4	2	1	2	3	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

本期					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	1
日		区	分	行番号 9				1	筆 69	数 (筆) ₈₀
世界のできます。		本則		0 1 0						
日		負 担調整率1 025								
接		火 1二時起 1:020								
接	-	負担調整率1.05								
日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日		7,1-19,1-12								
### Page		負担調整率1.075								
接										
田田	ந்த									
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	川又									
情										
市 負担測整率1.10 負担水準0.4以上0.45未満 1 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	田田									
情報	.									
情報	市	負担調整率1.10	211 11 2 2 2 11 11							
情			2 11 11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
### 1										
情報			2 11 11 2 - 11 11 1							
検担水準の、05以上の、1未満	街		2 11 11 2 - 11 11 1	1 8 0						
(日本学の、05未満 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
食担水準0.05未満			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
本則 負担水準1.0以上 負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満 2 4 0			負担水準0.05未満							
本知 長担木準0.05以上0.05末満 2 4 0 4 日本準0.9以上0.95末満 2 6 0 4 日本準0.9以上0.95末満 2 6 0 4 日本準0.85以上0.9末満 2 6 0 4 日本準0.85以上0.8末満 2 6 0 4 日本準0.85以上0.8末満 2 7 0 4 日本準0.85以上0.8末満 2 8 0 4 日本準0.85以上0.75未満 2 9 0 4 日本準0.6以上0.75未満 2 9 0 4 日本準0.6以上0.75未満 3 0 0 4 日本準0.6以上0.65未満 3 1 0 0 4 日本準0.6以上0.65未満 3 1 0 0 4 日本準0.55以上0.6未満 3 1 0 0 4 日本準0.55以上0.6未満 3 2 0 4 日本準0.55以上0.5未満 3 3 0 4 0 4 日本準0.45以上0.5未満 3 3 0 4 0 4 日本準0.45以上0.5未満 3 3 0 4 0 4 日本準0.45以上0.5未満 3 5 0 4 日本準0.45以上0.45未満 3 5 0 4 日本準0.45以上0.45未満 3 5 0 4 日本準0.45以上0.35未満 3 6 0 4 日本準0.3以上0.35未満 3 8 0 4 日本準0.3以上0.35未満 3 8 0 4 日本準0.3以上0.35未満 3 8 0 4 日本準0.3以上0.25未満 3 9 0 4 日本準0.15以上0.2未満 4 1 0 4 日本準0.15以上0.2未満 4 1 0 4 日本準0.15以上0.2未満 4 1 0 4 日本準0.15以上0.15未満 4 1 0 4 日本20、15未満 4 1 0 0 4 日本20、15 日本2	112		計	2 2 0	0	0	0	0		0
日本語の	16	本則	負担水準1.0以上	2 3 0						
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		台								
度と 負担減整率1.05 負担水準0.8以上0.85未満 2 7 0 負担調整率1.075 負担水準0.7以上0.8未満 2 8 0 負担水準0.65以上0.7未満 2 9 0 負担水準0.65以上0.65未満 3 0 0 負担水準0.5以上0.65未満 3 2 0 負担水準0.4以上0.55未満 3 0 0 負担水準0.4以上0.55未満 3 0 0 負担水準0.4以上0.45未満 3 0 0 負担水準0.35以上0.3未満 3 6 0 負担水準0.2以上0.3未満 3 8 0 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 負担水準0.1以上0.15未満 4 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 4 1 0 負担水準0.05未満 4 2 0 負担水準0.05未満 4 3 0		貝里剛是平1.020	負担水準0.9以上0.95未満							
接担が準のでは、1075 負担が準のでは、1075以上の、8未満		負扣調敷率1 05								
域	区	只远峒正十1.00								
域		負 担調整率1 075								
地		只见阿正一1:010								
地										
### ### ### ### #### ################	域									
##	~		2 11 11 2 - 11 11 1							
農 負担調整率1.10 負担水準0.4以上0.45未満 3 5 0 0 負担水準0.35以上0.4未満 3 6 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 3 7 0 0 負担水準0.2以上0.3未満 3 8 0 0 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 0 負担水準0.1以上0.2未満 4 0 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0 0 負担水準0.05未満 4 3 0 0	畑		211 11 2 = 11 111							
農										
地	ш	負担調整率1.10								
地	辰									
地										
地			2 11 11 2 2 2 2 1 1 1 1							
型			211 11 2 = 11 111							
負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0 負担水準0.05未満 4 3 0	地		211 11 2 = 11 111							
負担水準0.05未満 4 3 0			211 11 2 2 2 11 11 1							
			2 17 17 2 - 17 11 7							
計			■ 計	4 4 0	0	0	0	0		0

- 地	表看	§号					
1	7	8					
1	4	2	1	2	3	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
\vdash	1 → Bil	【 台 扣 未 淮1 页以 L	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則	負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満	4 5 0 4 6 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
1.1	4. 1	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	V	0
般	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	·	0
	2 lu =u = 4 + 1 + 0 = =	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
市	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
街		<u> </u>	5 3 0	0	0	0	0	0
"-		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
化計	.	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
16 71		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
区	只是阴走十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0		0
l l		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0		0
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
農		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	v	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	V	0
地		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	6 4 0 6 5 0	0	0	0		0
'-		貝坦小平U, UO不何 卦	6 6 0	0	0	0	0	0

地1	表番号 7 8						
1	4	2	1	2	3	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道	府	県	名	神奈川県
市	町	. 7	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数	文 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0						
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		只远侧走平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		人(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
			負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
介			負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	0 8 0						
)) l			負担水準0.6以上0.63米個 負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
			負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
111			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
			負担水準0.05未満	2 1 0						
			計	2 2 0	0	(0	0		0
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
		貝担酬金平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
農		貝担調金率1.00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		貝匹剛歪平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	/ 1		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
Dr.		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
地		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
	1		負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	3 9 0						
				4 0 0						
	1		負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	4 1 0 4 2 0			-			
			負担水準0.05以上0.1木綱 負担水準0.05未満	4 2 0						
			負担水率0.00未摘 計	4 3 0		(0	0		0
			ĒΙ	4:4:0	0	(0	0		- 0

地方公共団体コード表番号											
1	4	2	1	2	3	4	8				

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		—			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆	数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0		0			0
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0		0
		貝担調登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
介		貝里們歪平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
		貝坦明金平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
在			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	РΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	·		0
dth		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
農		只远阴正平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	ů		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
			計	6 6 0	0	0	0	0		0

地1	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	4	9			

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 69 (筆) ₈
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	1,865	3, 954, 951	396, 124		6, 19
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0		, ,	,	,	,
		負担調登率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		貝担調金年1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		貝哇咖歪平1.000	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
-			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		7(1-1)/12E 11 10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
éп.			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
般			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
			負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	1 9 0 2 0 0					
			負担水準0.05以上0.1米個	2 1 0					
			頁担小平0.00木個 計	2 2 0	1, 865	3, 954, 951	396, 124	396, 124	6, 19
		本則		2 3 0		6, 132, 306	386, 692		11, 59
			負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	0,210	0, 102, 000	300, 032	300,032	11,00
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		4a lu →m +tt	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
,, ,		/ Lu = m = t → t + 0.5 5	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	ДЩ		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
地		只远侧走十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0	ļ			ļ	
			負担水準0.15以上0.2未満 2.10人2000年1月1日 10人2000年1月1日 10人2000年1月 10000年1月 100000年1月 100000年1月 1000000年1月 10000000000000000000000000000000000	4 0 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
			負担水準0.05未満	4 3 0		0.100.000	000 000	000,000	11.00
			<u></u>	4 4 0	3, 276	6, 132, 306	386, 692	386, 692	11, 60

地	方グ	表番号 7 8					
1	4	2	1	2	3	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道層	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		1.1.00	Lin In I May 2011	9	(人)				69 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	5, 140	10, 087, 257	782, 816	782, 816	17, 795
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
		大1二min 正 11 0 0 0	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
l		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
		只远阴走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
		貝担刚金平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
/32			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	計		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
		A 和 那 數 求 1 10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
農		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
Tip.			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
地			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	6 5 0	1	0	0	0	1
			計	6 6 0	5, 141	10, 087, 257	782, 816	782, 816	17, 796

1	1方4	〉共[]]体:	ュー	ド	表看 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道	府	県	名	神奈川県
市	町	. 7	村	名	厚木市

		——					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行	番	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			To to the same	9			12 (人)		39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆)8
		本則	負担水準1.0以上		1		1, 865				6, 196
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満		2		0			0	(
		人(12m/4)	負担水準0.9以上0.95未満		3		0			0	(
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満		4		0			0	(
		人(12m/4)	負担水準0.8以上0.85未満		5		0			0	(
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満		6		0			0	(
			負担水準0.7以上0.75未満		7		0			0	(
			負担水準0.65以上0.7未満		8		0			0	(
			負担水準0.6以上0.65未満		9		0	-		0	(
			負担水準0.55以上0.6未満		0		0			0	(
	田		負担水準0.5以上0.55未満		1		0		1	0	(
			負担水準0.45以上0.5未満		2		0			0	(
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満		3		0			0 0	(
合			負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満		4 5		0			0	(
´□'					6		0		4	0	(
			負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		7		0			0	(
			負担水準0.15以上0.2未満		8		0		1	0	(
			負担水準0.1以上0.15未満		9		0			0	(
			負担水準0.05以上0.1未満		0	_	0			0	(
			負担水準0.05未満		1		0			0	(
			計		2		1, 865	°	4	0	6, 196
	\vdash	本則	負担水準1.0以上		3		3, 275	/ /		/	11, 599
			負担水準0.95以上1.0未満		4		0,219	/ /		0	11, 000
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満		5		0		4	0	(
		t- 1	負担水準0.85以上0.9未満		6		0			0	(
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満		7		0		1	0	(
		t- 1	負担水準0.75以上0.8未満		8		0			0	(
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満		9		0	0) (0	(
計			負担水準0.65以上0.7未満		0		0) (0	(
			負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	0	0)	0	(
			負担水準0.55以上0.6未満		2		0	0)	0	(
	Jam		負担水準0.5以上0.55未満		3		0	0)	0	(
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	0	0	(0	(
		A 知調數表1 10	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	0	0	(0	(
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	0	0	(0	(
			負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0	0	0	(0	(
			負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0	0	0	(0	(
			負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0	0	0	(0	(
			負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0	0	0		0	(
			負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0	0	0	(0	(
			負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0	0	0	(0	(
			負担水準0.05未満	4	3	0	1	0		0	
l	Ιİ			4	4	0	3, 276	6, 132, 306	386, 692	386, 692	11,600

地 1	方グ	〉共 🖯]体:	1 —	ド	表都 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆	数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	5, 140	E-7	782, 816			17, 795
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		0
		A 知 謝 軟 志 1 0 F	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
		貝担嗣笠竿1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
合			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	рΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
		貝	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	1	0	0	0		1
I			計	6 : 6 : 0	5, 141	10, 087, 257	782, 816	782, 816		17, 796

1	方グ	、共区]体:	1 —	ド	表都 7	备号 (
1	4	2	1	2	3	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地 目	行番号	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円)		を (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 第 349 条 の 3 第 9 項	評価額の1/2の額	0 1 0	12 (113)	23 (1円)	34 (1円)	45 (117)	156 (117)	(113)	0 (A)	80 (B) 81
(日 本 放 送 協 会)	減額後の課税標準額	0 2 0						(0	
法 第 349 条 の 3 第 11 項	評価額の1/2の額	0 3 0						(0	
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0						(0	
法 第 349 条 の 3 第 18 項	評価額の1/4の額	0 5 0						(0	
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						(0	
	評価額の1/3の額	0 7 0						(0	
法 第 349 条 の 3 第 21 項	減額後の課税標準額	0 8 0						(0	
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						(0	
	減額後の課税標準額	1 0 0						(0	
法 第 349 条 の 3 第 22 項	評価額の1/2の額	1 1 0						(0	
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2 0						(0	
法 第 349 条 の 3 第 25 項	評価額の1/2の額	1 3 0						(0	
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0						(0	
法 第 349 条 の 3 第 30 項	評価額の1/2の額	1 5 0						(0	
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0						(0	
法 第 349 条 の 3 第 33 項	評価額の1/3の額	1 7 0						(0	
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8 0						(0	
	評価額の1/6の額	1 9 0						(0	
法 第 349 条 の 3 の 3	減額後の課税標準額	2 0 0						(0	
(被災住宅用地等)	評価額の1/3の額	2 1 0						(0	
	減額後の課税標準額	2 2 0						(0	

- 地 1	方グ	、共区	団体:	1 —	ド	表都 7	香号 (
1	4	2	1	2	3	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

				(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)
区分	地 目	行番 ⁵	号	12 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	1 林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 7			ミ (わが <u>/ (B)</u> 80	まち特例) (B) 81
法附則第15条第9項	評価額の1/2の額	2 3	0											(0			
(並行在来線)	減額後の課税標準額	2 4	0											()			
	評価額の1/2の額	2 5	0											(0			
法 附 則 第 15 条 第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に 係 る 承 継 特 例)	減額後の課税標準額	2 6	0											(<mark>)</mark>			
係る承継特例)		2 7												(<mark>)</mark>			
	減額後の課税標準額													(<u> </u>			
法 附 則 第 15 条 第 19 項														(<u> </u>			
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)														(<mark>)</mark>			
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 1	0											(<u> </u>			
た農地)(存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 2	0											(<mark>)</mark>			
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 3	0											(<mark>)</mark>			
た農地)(存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 4	0											(<mark>)</mark>			
法 附 則 第 15 条 第 32 項 (市 民 緑 地)	評価額に特例率を乗 じ た 額	3 5	0											(0	1		2
(市民緑地)	減額後の課税標準額	3 6	0											(<u> </u>			
	評価額の2/3の額									•				(
	減額後の課税標準額	3 8	0											(
(地域福利增進事業)	評価額の3/4の額	3 9	0							•				(
	減額後の課税標準額	4 0	0									-			<u> </u>			

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地 1	方グ	、共区	団体:	1 —	ド	表都 7	番号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

					(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)
	地 目	45	番	е.	H		畑	宅	地	山	林	そ	の他		計	課税	標準の特例率	3(わが /(B)	まち特例)
区分		9	甾	ク	12 (千円)	23	州 (千円)	34	毛 (千円)		(千円)	56	(千円)	67	fl (千円) 77	78	(A)	80 80	(B) 81
法 附 則 第 15 条 第 36 項	評価額に特例率を乗ります。	4	1	0											0		-		-
(浸水被害軽減地区)	減額後の課税標準額	領 4	2	0											0				
法附則第15条第37項	評価額に特例率を乗りている。	4	3	0											0		-		-
(滞在快適性等向上施設)	減額後の課税標準額	領 4	4	0											0				
法 附 則 第 15 条 第 41 項	評価額に特例率を乗 じ た 額	4	5	0											0		-		-
(貯水機能保全区域)	減額後の課税標準額	領 4	6	0											0				
法附則第15条第44項	評価額の1/3の額	須 4	7	0											0				
(道路運送高度化事業)	減額後の課税標準額	領 4	8	0											0				
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	須 4	9	0											0				
(JR北海道・四国に係る特例)	減額後の課税標準額	領 5	0	0											0				
	評価額の3/5の額	須 5	1	0											0				
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	類 5	2	0											0				
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の智	-	3	0											0				
	減額後の課税標準額	_	4	0											0				
平成10年改正法附則第6条第9項 による旧法附則第15条第19項		_	5	_											0			<u> </u>	
(指定法人等大規模外貿埠頭)		_	6	_											0				
平成11年改正法附則第8条第8項 による旧法第349条の3第27項	п ш пд 🗸 🗸 Т / О 🗸 т	—	7	_											0				
(農業・食品産業技術総合研究機構)		-	8	_											0	_		<u> </u>	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の名	_	9	_											0	_		<u> </u>	
(水資源開発機構) 令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15	減額後の課税標準額	_	0												0	_		<u> </u>	
条 第 37 項 (立 地 誘 導 促 進 施 設)	評価額の2/3の名	_	1												0				
(協定有効期間5年以上) 令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第18	減額後の課税標準額	-	2												0			<u> </u>	
条 第 37 項 (立地誘導促進施設)	評価額の2/3の名	-	3												0	_		 	
(協定有効期間10年以上)	減額後の課税標準額	_	4												0				
令和6年改正法附則第20条第6項による旧法第15 条 第 32 項	評価額に特例率を乗ります。 乗りまる を額	6	5	0											0		1		3
(特定事業所內保育施設)	減額後の課税標準額	領 6	6	0											0				
令和7年改正法附則第9条第5項による旧法第15条 第 33 項	評価額の1/3の物	頁 6	7	0											0				
(帰還環境整備推進法人)	減額後の課税標準額	額 6	8	0											0	_			
合 計	評 価 額		9		0		0		0		0		0		0				
н п	減額後の課税標準額	領 7	0	0	0		0		0		0		0		0				

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地 1	方グ	、共区	団体:	1 —	ド	表都 7	番号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

	→							(1)			(2)		(3)	(4)		(5)		(6)	(7)	(8)
区分	_		地	目	行 9	番	号	囲	(千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	·/ 林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 7	課税標準の特例3 (A)	を(わがまち特例)
法附則第16条の2 (令和2年7月豪雨に	第1項	評	価	額	7	1	0												(
災住宅用地に係る特別	例措置				7	2	0												(
法附則第29条の55	第7項	市街化として	ての言	评 価 額		3	0												(
(宅地化農地・徴収	猶予)	課税	標	準 額	7	4	0												(
法附則第29条の55	第8項	市街化として	と区 5	或農地 無額		5	0												(
(宅地化農地・徴収	猶予)	徴収猶予 課 税	ラ分に 標	相当する 準 額	7	6	0												(
法附則第29条の5第	第16項	市街化として	と区 5	或農地 無額	7	7	0												(
(宅地化農地・湯	載額)	減額分課 税	に 相 標	当する 準額	7	8	0												(
法附則第29条の5第	第17項	市街化として	と区 5	或農地 無 価額	7	9	0												(
(宅地化農地・湯	載額)	減額分課税	に相	当する 準額	8	0	0												(
法 附 則 第 55 条 第 (課税免除区域外となっ	5 4 項	評	価	額	8	1	0												(
及び家屋に係る特例	措置)	減額分課 税	に相標	当する 準額	8	2	0												(
法附則第55条第	6 項	評	価	額	8	3	0												(
(課税免除区域外となっ 及び家屋に係る特例:	措置)	減額分課 税	に相標	当する 準額	8	4	0												(
法附則第55条第	8 項	評	価	額	8	5	0												(
(課税免除区域外となっ 及び家屋に係る特例:	井置)	減額分課 税	に 相 標	当 す る 準 額	8	6	0												(

地 1	方グ	ド	表都 7	新号 8			
1	4	2	1	2	3	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地	目	行番号	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77	課税標準の特例率 (A)	i (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅	評 価	額	8 7 0	(114)		(114)	(114)	(114)	0		
用地に係る特例措置)	減額後の課	税標準額	8 8 0						0		
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替	評 価	額	8 9 0						0		
住宅用地に係る特例措置)	減額後の課	税標準額	9 0 0						0		
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評 価	額	9 1 0						0		
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の課	税標準額	9 2 0						0		

地	方を	共	団体	= -	k	表習	\$号 8
1	4	2	1	2	3	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

_							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(7)
							Ħ	ė i	責 法定免税点	決	定 価 法定免税点	格法定免税点	単位当力	- / 100 111
	[X	分	行	番	号	評価総地積	表演のもの 23 (ml)	以上のもの	総 額 46 (千円)(ロ)	未満のもの 57 (千円)	以上のもの (5円)	平均価格 (ロ) (イ) (円/㎡)	最高価格 80 (円/㎡)80
	介		在 田	0	1	0	1, 832	23 (m)	1, 832	9, 961	0	9,961	5, 437	5,437
	介		在 畑	0	2	0	4, 562	0	4, 562	101, 896	0	101, 896	22, 336	71,600
宅	地	介	在 山 林	0	3	0	14, 865	0	14, 865	146, 200	0	146, 200	9, 835	35, 152
農	地	等	介在山林	0	4	0		0			0		0	
			特定市農 (令3以前参入分)	0	5	0	26, 823	0	26, 823	1, 203, 189	0	1, 203, 189	44, 857	81, 560
	通		特 定 市 農 (令4以後参入分)	0	6	0	1, 507	0	1, 507	75, 702	0	75, 702	50, 234	61, 108
	常	田	上記以外	0	7	0		0			0		0	
	市		小 計	0	8	0	28, 330	0	28, 330	1, 278, 891	0	1, 278, 891	45, 143	81, 560
市	街		特 定 市 農 (令3以前参入分)	0	9	0	549, 480	48	549, 432	26, 000, 503	1, 359	25, 999, 144	47, 318	170, 600
	化	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	0	0	12, 669	0	12, 669	718, 767	0	718, 767	56, 734	118, 987
		ДП	上記以外	1	1	0		0			0		0	
	区		小 計	1	2	0	562, 149	48	562, 101	26, 719, 270	1, 359	26, 717, 911	47, 531	170, 600
街	城		特 定 市 農 (令3以前参入分)	1	3	0	576, 303	48	576, 255	27, 203, 692	1, 359	27, 202, 333	47, 204	170, 600
	農	計	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	4	0	14, 176	0	14, 176	794, 469	0	794, 469	56, 043	118, 987
	地	н	上記以外	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	1	6	0	590, 479	48	590, 431	27, 998, 161	1, 359	27, 996, 802	47, 416	170, 600
	田		特 定 市 農 (令3以前参入分)	1	7	0		0			0		0	
化	國	田	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	8	0		0			0		0	
	住居		上記以外	1	9	0		0			0		0	
	地		小 計 特定市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城		特 定 市 農 特 定 市 農	2	1	0		0			0		0	
区	内	畑	(令4以後参入分)	2	-	0		0			0		0	
	市街		上記以外	2	3	0		0			0		0	
	化		小 計 特定市農	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区		(令3以前参入分) 特定市農	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
	城	計	(令4以後参入分)	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
城	農地		上記以外計	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	76		特定市農	2	8	0	26, 823	0	26, 823	1, 203, 189	0	1, 203, 189	44, 857	81, 560
			(令3以前参入分) 特定市農	3	0	0	1, 507	0	1, 507	75, 702	0	75, 702	50, 234	61, 108
		田	(令4以後参入分) 上 記 以 外	3	1	0	0	0	0	0	0	10, 102	00, 234	01, 100
農			小計	3	2	0	28, 330	0	28, 330	1, 278, 891	0	1, 278, 891	45, 143	81, 560
		_	特定市農	3	3	0	549, 480	48	549, 432	26, 000, 503	1, 359	25, 999, 144	47, 318	170, 600
			(令3以前参入分) 特定市農	3	4	0	12, 669	0	12, 669	718, 767	0	718, 767	56, 734	118, 987
	計	畑	(令4以後参入分) 上 記 以 外	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地			小 計	3	6	0	562, 149	48	562, 101	26, 719, 270	1, 359	26, 717, 911	47, 531	170, 600
AE.			特定市農 (令3以前参入分)	3	7	0	576, 303	48	576, 255	27, 203, 692	1, 359	27, 202, 333	47, 204	170, 600
			特定市農 (令4以後参入分)	3	8	0	14, 176	0	14, 176	794, 469	0	794, 469	56, 043	118, 987
		計	上記以外	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	4	0	0	590, 479	48	590, 431	27, 998, 161	1, 359	27, 996, 802	47, 416	170, 600
$ldsymbol{le}}}}}}}}$			PΙ	7	ď	Ľ	030, 413	40	000, 401	21, 550, 101	1, 305	21, 000, 002	41, 410	110,000

地	方2	共2	団体	:=-	k	表習	\$号 8
1	4	2	1	2	3	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する関 (つづき)

都	道星	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

_							(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
							課程		単 額	3		数
	ļ	X	分	行 9	番	号	総額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの ^(筆) 71
	介		在 田	0	1	1	6, 694	0	6, 694	4	0	4
	介		在 畑	0	2	1	69, 509	0	69, 509	12	0	12
宅	地	介	在 山 林	0	3	1	100, 184	0	100, 184	47	0	47
農	地	等	介在山林	0	4	1		0			0	
	通		特定市農 (令3以前参入分)	0	5	1	391, 816	0	391, 816	51	0	51
		田	特 定 市 農 (令4以後参入分)	0	6	1	9, 251	0	9, 251	3	0	3
	常		上記以外	0	7	1		0			0	
	市		小 計	0	8	1	401, 067	0	401, 067	54	0	54
市	街		特定市農 (令3以前参入分) 特定市農	0	9	1	8, 639, 560	453	8, 639, 107	1, 819	3	1, 816
	化	畑	(令4以後参入分)	1	0	1	134, 606	0	134, 606	37	0	37
	X		上記以外	1	1	1		0			0	
	A		小 計 特定市	1	2	1	8, 774, 166	453	8, 773, 713	1, 856	3	1, 853
街	城		(令3以前参入分)	1	3	1	9, 031, 376	453	9, 030, 923	1, 870	3	1, 867
	農	計	(令4以後参入分)	1	4	1	143, 857	0	143, 857	40	0	40
	地		上記以外	1	5	1	0	0	0	0	0	0
			計 特定市農	1	6	1	9, 175, 233	453	9, 174, 780	1, 910	3	1, 907
	田		(令3以前参入分) 特定市農	1	7	1		0			0	
化	園住	田	(令4以後参入分)	1	8	1		0			0	
	居		上記以外	1	9	1		0			0	
	地		小 計 特定市	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	城		(令3以前参入分) 特定市農	2	1	1		0			0	
区	内土	畑	(令4以後参入分)	2	2	1		0			0	
	市街		上記以外	2	3	1		0			0	
	化		小 計 特定市	2	4	1	0	0	0	0	0	0
	区		(令3以前参入分) 特定市農	2	5	1	0	0	0	0	0	Ü
	城	計	(令4以後参入分)	2	6 7	1	0	0	0	0	0	0
城	農地		上記以外	2	8		0	0	0	0	0	0
	70		特定市農	2	9	1	391, 816	0	391, 816	51	0	51
			(令3以前参入分) 特定市農	3	0	1	9, 251	0	9, 251	3	0	3
		田	(令4以後参入分) 上記以外	3	1	1	9, 231	0	9, 231	0	0	0
農			小計	3	2	1	401, 067	0	401, 067	54	0	54
			特定市農	3	3	1	8, 639, 560	453	8, 639, 107	1, 819	3	1, 816
			(令3以前参入分) 特定市農	3	4	1	134, 606	0	134, 606	37	0	37
	計	畑	(令4以後参入分) 上 記 以 外	3	5	1	0	0	0	0	0	0
地			小計	3	6	1	8, 774, 166	453	8, 773, 713	1, 856	3	1, 853
TE		\vdash	特定市農	3	7	1	9, 031, 376	453	9, 030, 923	1, 870	3	1, 867
			(令3以前参入分) 特定市農 (令4以後参入分)	3	8	1	143, 857	0	143, 857	40	0	40
		計	上記以外	3	9	1	0	0	0	0	0	0
			計	4	0	1	9, 175, 233	453	9, 174, 780	1, 910	3	1, 907
			*1	ட்		_	-, 110, 200	100	-, 1, 1, 100	1,510		2,001

地	方を	共E]]体	-	k	表習	\$号 8
1	4	2	1	2	3	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都分	道系	f 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

_	_								(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
		_				_			各	区 分	義 別	務 市街化区城農地	者 に保る実数 (法定免税点:	数 未満のものを含む。)
	[X	分		9	番	号	総	数 (人)	法定免税点 未満のもの 21 (人)	法定免税点 以上のもの 30 (人)	田・畑5	削 適用区分別 (人) 48 (人)	全 体 57 (人) 6
	介		在 田		0	1	2		2	0	2			
	介		在 畑		0	2	2		9	0	9			
宅	地	介	在 山	林	0	3	2		32	0	32			
農	地	等	介 在 山	林	0	4	2			0				
	通		特定市(令3以前参	() 入分)	0	5	2		23	0	23			
		H	特 定 市 (令4以後参	i 農 ≬入分)	0	6	2		2	0	2			
	常		上記日	人外	0	7	2			0				
	市				0	8	2					,		
市	街		特定市(令3以前参	(入分)	0	9	2		1,069	3	1,066			
	化	畑	特定市(令4以後参	ī 農 ≬入分)	1	0	2		22	0	22			
			上記り	人外	1	1	2			0				
	区				1	2	2							
街	城		特定市(令3以前参	\$入分)	1	3	2							
	農	計	特定市(令4以後参	f 農 ≬入分)	1	4	2							
	地		上記り	人外	1	5	2							
					1	6	2							
	田		特定市(令3以前参	除入分)	1	7	2			0				
化	國	田	特定市(令4以後参	f 晨 ≬入分)	1	8	2			0				
	住居		上記日	人外	1	9	2			0				
	地		T 44		2	0	2					1		
	域		特定市(令3以前参	\$入分)	2	1	2			0				
区	内	畑	(令4以後参	f 農 診入分)	2	2	2			0				
	市街		上記日	人外	2	3	2			0				
	化		特 定 市	4 8	2	4	2							
	区		(令3以前参	(入分)	2	5	2							
	城	計	特定市(令4以後参		2	6	2							
城	農		上記じ	人外	2	7	2							
	地		特定市	17 唐	2	8	2							
			(令3以前参	(入分) 方 農	2	9	2		23	0	23			
		田	(令4以後巻	\$入分)	-	0			0	0				
農			上記り	人 グト	3	2	2		0	0	0		25	
		-	特定市	1 農	3	3	2		1,069	3	1, 066		20	
			(令3以前参 特定市	7 唐	3	4	2		22	0	1,000			
	計	畑	(令4以後*	多入分)	3	5	2		0	0				
			上記と	^ /1	3	6	2		0	0	L	1, 0	84	
地		-	特定市	1 農	3	7	2					1,0	1, 078	1
			(令3以前参	7 農	3	8	2						24	
		計	(令4以後参 上 記 D	() 入分)	3	9	2						24	
			_ = == 8	zr	4	0	2							1, 095
(注) :	17 ~ 1	19列の各欄	の数値)数值	の単純合	計数値ではない	١.			1 2,000

地	方グ	ド	表看 7	§号 8			
1	4	2	1	2	3	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

_			-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区	分	行.9	番	号	評価総地積 (㎡)(イ)	決 定 個 総 額	沙克在秘上	千 円) 法定免税点 以上のもの 57	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	特定市街化区	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	(円/m²)	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (メ)
評	_	般 田	0	1	0	4, 256, 175	426, 111	29, 987	396, 124				29, 987	99, 805	100
点	_	般畑	0	2	0	6, 895, 774	434, 371	47, 679	386, 692				47, 679	63, 030	63
式評	宅 (宅地 <i>A</i>	E 地 A・Bを除く)	0	3	0	22, 145, 933	1, 390, 049, 059	181, 659	1, 389, 867, 400	697, 084, 063	211, 689, 047		908, 954, 769	63, 183	62, 768
価	<u> </u>	般山林	0	4	0	14, 222, 871	414, 401	42, 774	371, 627				42, 774	29, 161	29
法	/]	、計	0	5	0	47, 520, 753	1, 391, 323, 942	302, 099	1, 391, 021, 843	697, 084, 063	211, 689, 047		909, 075, 209		29, 278
	用地・ 費)	(農業用施設 農地+造成	0	6	0	62, 016	339, 068	0	339, 068		135, 627		135, 627		5, 467
そ		(生産緑地地 宅地・農地等 費)	0	7	0			0					0		0
0	一般市	街化区域農地	0	8	0			0					0		0
他		己以外の目の計	0	9	0	10, 069, 428	229, 345, 828	107, 663	229, 238, 165		74, 477, 680	18, 761, 547	93, 346, 890		22, 776
	/]	` 計	1	0	0	10, 131, 444	229, 684, 896	107, 663	229, 577, 233	0	74, 613, 307	18, 761, 547	93, 482, 517		22, 670
	合	計	1	1	0	57, 652, 197	1, 621, 008, 838	409, 762		697, 084, 063		18, 761, 547	1, 002, 557, 726		28, 117

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地	方グ	、共区]体:	ュー	ド	表看 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	1	3

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番 号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9	12 (人)				9 (筆) 80
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0	15	18, 860	1, 005, 640	335, 213	34
3		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
以		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
<u> </u>		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	7	5, 277	138, 962	40, 557	13
前		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	2	2, 025	39, 736		3
Ø		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	1	661	18, 851	4, 793	1
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
課		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
~)/		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
税	H	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
分		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
),		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
カュ		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
ら		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
-145-		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
新		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
た		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
/_		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
に		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	25	26, 823	1, 203, 189		51
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0	946	487, 144	22, 045, 284		1, 583
街		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	103	45, 835	3, 164, 935	1, 054, 978	179
1封		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	19	7,610	477, 435	155, 964	25
化		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	3	1,628	58, 469	17, 895	4
, ,		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	9	4, 286	123, 679	,	16
区		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	1	668	18, 110	5, 077	-
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
域		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
農		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
戾		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0		501	10.000	0.000	
地	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	3	761	42, 962	8, 282	
	'''	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	2	1,500	68, 270	11, 825	;
と		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
ž.,		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
な		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
っ	1	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
-	1	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
た	1	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	1	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
£	1	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
<i>a</i>	1	負担水準0.05未満	4 3 0			05		
の		計	4 4 0	1, 086	549, 432	25, 999, 144	8, 639, 107	1, 816

担	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	1	3	

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆) 80
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	961	506, 004	23, 050, 924	7, 683, 641	1,617
3		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	103	45, 835	3, 164, 935	1, 054, 978	179
以		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	19	7,610	477, 435	155, 964	25
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	3	1,628	58, 469	17, 895	4
課		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	16	9, 563	262, 641	77, 215	29
税		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	3	2, 693	57, 846	16, 330	4
分		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	1	661	18, 851	4, 793	1
から		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
新		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
た		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
に 市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	3	761	42, 962	8, 282	5
街	ĦΙ	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	1,500	68, 270	11, 825	3
化		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
区域		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
農		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
<u>ک</u>		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
なっ		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
た		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
₹		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
の		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		計	6 6 0	1, 111	576, 255	27, 202, 333	9, 030, 923	1, 867

地	表番号 7 8						
1	4	2	1	2	3	1	4

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

		—					(1)		(2)		(3)		(4)			(5)	
		区	分	行	番 ·	무	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課	兇 標	準 額		筆	数
			23	9 1 1		7	12 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54		(千円)	69		(筆) 80
Δ.		本則による(価格の3分の1)課程	兑がなされたもの	0	1	0						i					
令 4		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0											
4		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0											
の		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0											
		負担水準0.8以上0.85未満		0	5	0											
課		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0											
		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0											
税		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0											
		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0											
分		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0											
,	m	負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0											
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0											
ح		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0											
ら		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0											
新		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0											
75/1		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0											
た		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0											
, -		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0											
12		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0											
,		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0											
市		負担水準0.05未満		2	1	0											
			計	2	2	0	0		0)		0			
街		本則による(価格の3分の1)課程	说がなされたもの	2	3	0											
		負担水準0.95以上1.0未満			4												
化		負担水準0.9以上0.95未満			5												
		負担水準0.85以上0.9未満			6												
区		負担水準0.8以上0.85未満			7												
4-1		負担水準0.75以上0.8未満			8												
域		負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0											
曲		負担水準0.65以上0.7未満			0												
農		負担水準0.6以上0.65未満			1												
地		負担水準0.55以上0.6未満			2												
10	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3													
ځ	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満			4												
		負担水準0.4以上0.45未満		3													
な		負担水準0.35以上0.4未満			6												
.		負担水準0.3以上0.35未満			7												
2		負担水準0.25以上0.3未満			8												
		負担水準0.2以上0.25未満			9												
た		負担水準0.15以上0.2未満			0												
		負担水準0.1以上0.15未満			1												
£		負担水準0.05以上0.1未満			2												
		負担水準0.05未満			3												
の	l	 行及7ぎ230行「木則によろ(価格	計	4					0)		0			

010行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。

地 1	地方公共団体コード								
1	4	2	1	2	3	1	4		

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	0	0	0	
4	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
と と	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
4	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	0	0	0	0	

地	地方公共団体コード								
1	4	2	1	2	3	1	4		

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
		E N	9 9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	1	516	31, 532		2
令		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
5		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
0)		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
彻		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
"		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
カュ	ГШ	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
ら		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
+_		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
12		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
, ,		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
市		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	1	516	31, 532		2
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6 7 0	17	9, 037	441, 439		30
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	2	1, 483	140, 120	28, 024	2
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
F-7		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
以		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
124		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
と	ДЩ	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
,		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
2		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
1		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
/_		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
€		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
1		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
の		負担水準0.05未満	8 7 0					
		計	8 8 0					32
	450	0行及び670行「本則による(価格の3分の1)課税がなされた。	したけ 「何	枚の3分の1×注附目	第10冬の2の軽減さ	こで課題がわされ	たものを今む。	

地	表都 7	番号 8					
1	4	2	1	2	3	1	4

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

		区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<i>n</i>	(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	18	9, 553	472, 971	94, 593	32
5		負担水準0.95以上1.0未満	2	1, 483	140, 120	28, 024	2
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分,		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	0
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	0
街	μΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	0
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	0
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	0
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	0
農地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	0
地と		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	0
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	0
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
£		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
の		計	20	11, 036	613, 091	122, 617	34

地	方グ	大大]体:	ュー	ド	表 7	≨号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

		—					(1)		(2)		(3)		(4	1)		(5)	
		区	分	行:	番号	⊒.	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課	税核	票 準 額	刍	Ě 数	
),	9	田 仁	⁷	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54		(千円)	69	(筆	金) 8
		本則による(価格の3分の1)課	税がなされたもの	0	1	0	,,		, ,		, , , , ,						
令		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0											_
6		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0											_
		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0											_
の		負担水準0.8以上0.85未満		0	5	0											_
		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0											
課		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0											_
124		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0											_
税		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0											_
分		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0											_
77		負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0											
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0											_
		負担水準0.4以上0.45未満			3												_
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満		1													_
		負担水準0.3以上0.35未満			5												_
新		負担水準0.25以上0.3未満		1													_
		負担水準0.2以上0.25未満			7												_
た		負担水準0.15以上0.2未満		1											1		_
,_		負担水準0.1以上0.15未満		1													_
に		負担水準0.05以上0.1未満		2	<u> </u>	_									<u> </u>		_
市		負担水準0.05未満		2		_											_
111		2 (3-2) - 1 - 2 - 2 1 1 2	計		2	_	0		0			0		0			
街		本則による(価格の3分の1)課			3	_	2		1, 927		110, 84	18		14, 780			_
, ,		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0	1		222		26, 30	50		3, 515			_
化		負担水準0.9以上0.95未満			5		_							-,			_
		負担水準0.85以上0.9未満			6												_
区		負担水準0.8以上0.85未満			7										1		_
1-4-1		負担水準0.75以上0.8未満			8												_
域		負担水準0.7以上0.75未満			9												_
#		負担水準0.65以上0.7未満			0	_									1		_
農		負担水準0.6以上0.65未満			1	_											_
地		負担水準0.55以上0.6未満			2	$\overline{}$											_
70		負担水準0.5以上0.55未満		3											1		_
٢	畑	負担水準0.45以上0.5未満		3		_						+					_
_		負担水準0.4以上0.45未満		3								+					_
な		負担水準0.35以上0.4未満		3													_
		負担水準0.3以上0.35未満			7	_						+			\vdash		_
つ		負担水準0.25以上0.3未満			8	_						+					_
,		負担水準0.2以上0.25未満			9	$\overline{}$						+					_
た		負担水準0.15以上0.2未満			0							+					_
		負担水準0.1以上0.15未満			1	_						+					_
£		負担水準0.05以上0.1未満		4								+					_
O		負担水準0.05未満		4								+			1		
		プマコニ/Jト +→ V・VU/IN1 円															

010行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	1	5	

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

	区 分	納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	1,927	110, 848	14, 780	
	負担水準0.95以上1.0未満	1	222	26, 360	3, 515	
	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
FI	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
1	計	3	2, 149	137, 208	18, 295	

1 担	力を	大大]体:	ュー	ド	表 7	≨号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

都道序	牙 県 名	神奈川県
市町	村 名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u>Δ</u>	1」 省 万	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	1	991	44, 170		1
令		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
7		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
477		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
税		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
)))		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
カュ	田田	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
,,		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
,		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
(-		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
市		負担水準0.05未満	6 5 0					
113		計	6 6 0	1	991	44, 170	2, 945	1
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6 7 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
_		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
坝		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
120		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
と	Ж	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
١,		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
2		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
_		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
/_		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
₽		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
の		負担水準0.05未満	8 7 0					
		=	8 8 0				0	0
	450	0行及び670行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたも	の」には「価	枚の3分の1×注附則	第10冬の3の軽減落	3」で課税がかされ	たものな今ね	

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	1	5	

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

		区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	1	991	44, 170	2, 945	
7	[負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の	L	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	[負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分,		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
か		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
ら 新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
12		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	i	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
Æ と		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	[負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
£	Ī	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	1	991	44, 170	2, 945	

地	方グ	大大]体:	コー	ド	表者 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	6

都道府県名	名 神奈川県
市町村名	宮 厚木市

							(1)		(2)		(3)		(4)		(5))
		区	分	行	番 -	문	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課税	標準額		筆	数
),	9		'J	12 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54	(千円)	69		(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課	税がなされたもの	0	1	0	17		20, 367		1, 081, 342		344, 464	1		3'
		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0	0		0		C		((
		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0	0		0		0		()		(
		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0	0		0		C		()		(
		負担水準0.8以上0.85未満		0	5	0	7		5, 277		138, 962		40, 557	7		13
_		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0	2		2,025		39, 736		11, 253	3		
合		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0	1		661		18, 851		4, 793	3		
		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0	0		0		O		((
		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0	0		0		C		()		(
		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0	0		0		C		()		(
	Ш	負担水準0.5以上0.55未満			1		0		0		0		((
	ΙШ	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0	0		0		C		()		(
		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0	0		0		C		()		(
		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0	0		0		0		()		(
		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0	0		0		0		()		(
		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0	0		0		C		()		(
		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0	0		0		0		()		(
		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0	0		0		C		()		(
		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0	0		0		C		()		(
		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0	0		0		0		()		(
		負担水準0.05未満		2	1	0	0		0		C		()		(
			計		2	_	27		28, 330		1, 278, 891		401, 067			54
		本則による(価格の3分の1)課	税がなされたもの		3		965		498, 108		22, 597, 571		7, 451, 495	_		1, 61
		負担水準0.95以上1.0未満			4		106		47, 540		3, 331, 415		1, 086, 517			182
		負担水準0.9以上0.95未満			5		19		7, 610		477, 435		155, 964			2
		負担水準0.85以上0.9未満			6		3		1, 628		58, 469		17, 895			4
		負担水準0.8以上0.85未満			7		9		4, 286		123, 679		36, 658			10
		負担水準0.75以上0.8未満			8		1		668		18, 110		5, 077	_		
		負担水準0.7以上0.75未満			9		0		0		C		((
		負担水準0.65以上0.7未満			0		0		0		0		(
		負担水準0.6以上0.65未満			1		0		0		C		(
		負担水準0.55以上0.6未満			2		0		0		0		(1		(
	畑	負担水準0.5以上0.55未満			3	_	3		761		42, 962		8, 282			
	/ -	負担水準0.45以上0.5未満			4		2		1,500		68, 270		11, 825	_		
		負担水準0.4以上0.45未満			5		0		0		0		(_		
		負担水準0.35以上0.4未満			6		0		0		C		(_		
		負担水準0.3以上0.35未満			7		0		0		C		(
計		負担水準0.25以上0.3未満			8		0		0		0		(
		負担水準0.2以上0.25未満			9		0		0		0		(
		負担水準0.15以上0.2未満			0		0		0		0		(_		
		負担水準0.1以上0.15未満			1		0		0		0		`)		
		負担水準0.05以上0.1未満			2		0		0		C		()		
		負担水準0.05未満	31		3		0		0		0		()		(
	1	I	計	4	4	0	1, 108		562, 101		26, 717, 911		8, 773, 713	3		1, 853

地	方グ	、共 🛚]体:	ュー	ド	表者 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	6

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

-					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
			9		12 (人)	24 (m²)			69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5 0	982	518, 475	23, 678, 913	7, 795, 959		1, 654
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6 0	106	47, 540	3, 331, 415	1, 086, 517		182
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7 0	19	7,610	477, 435	155, 964		25
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8 0	3	1,628	58, 469	17, 895		4
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9 0	16	9, 563	262, 641	77, 215		29
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0 0	3	2, 693	57, 846	16, 330		4
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1 0	1	661	18, 851	4, 793		1
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4 0	0	0	0	0		0
	⇒ 1.	負担水準0.5以上0.55未満	5	5 0	3	761	42, 962	8, 282		5
	計	負担水準0.45以上0.5未満	5	6 0	2	1,500	68, 270	11, 825		3
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1 0	0	0	0	0		0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満	6	5 0	0	0	0	0		0
		計	6	6 0	1, 135	590, 431	27, 996, 802	9, 174, 780		1, 907

家屋に関する概要調書

令和7年度 家屋に関する概要調書等報告書

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

地方公共団体コート	¹ 1	4	2	1	2	3 ⁶				
表番号・行番号	÷	70	0	0	0	011				
特定市・・・・・1 市町村判別コード 特定市以外の 市町村・・・・・2										
団体区分コ	_	ド	13			2 ¹⁶				

(注)自動的に付与される。

地	表看	昏号					
1	4	2	1	2	3	2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	•		(1)	(2)	(3)
区分間人・法人の別	行番号	分 総 数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上の もの(人)
個 人	9 1 (0 12	66, 041	1, 171	64, 870
法人	0 2 0	0	2,774	49	2, 725
計	0 3 (0	68, 815	1, 220	67, 595

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	2	28	

第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

				→	(1)		(2)		(3	3)	
<u> </u>	丞 分	行	番	号	棟 数	E	末 面	積 (㎡)	決定	価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 T 53, 6	45 20	[±] 5, 76	64, 694	³¹ [*] 176,	626, 359	30, 639
	法定免税点未満のもの	0	2	0	1, 2	39 ^オ	3	37, 280	7	76, 666	2,056
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	[†] 52, 4	06 [†]	5, 72	27, 414	^т 176,	549, 693	30, 825
木	総数	0	4	0	17, 6	42 7	9, 99	90, 439	g 531,	192, 089	53, 170
造以	法定免税点未満のもの	0	5	0	⁺ 2	18 t		4, 063	チ	20, 830	5, 127
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	^{ان} 17, 4	24	9, 98	86, 376	^ツ 531,	171, 259	53, 190
	総数	0	7	0	71, 2	87	15, 75	55, 133	707,	818, 448	44, 926
計	法定免税点未満のもの	0	8	0	1, 4	57	4	41, 343		97, 496	2, 358
	法定免税点以上のもの	0	9	0	69, 8	30	15, 71	13, 790	⁷ 707,	720, 952	45, 038
非部	果 税 家 屋	1	0	0	2, 0	40	84	42, 618			

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	表看	番号					
1	4	2	1	2	3	72	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

			(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	
			個	人 が 月	所 有 -	する	家屋	法人が所有	すする家屋	
	三 分	行番号	棟数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格		床面積(㎡)	
木	総数	⁹ 0 1 0	52, 169	5, 556, 778	³⁰ 169, 740, 873	169, 740, 101	30, 547	⁵⁴ 1, 476	207, 91 ⁷¹	
	法定免税点未満のもの	0 2 0	1, 206	36, 464	64, 479	64, 479	1, 768	33	816	
造	法定免税点以上のもの	0 3 0	50, 963	5, 520, 314	169, 676, 394	169, 675, 622	30, 737	1, 443	207, 100	
木	総数	0 4 0	12, 922	3, 505, 523	173, 236, 973	173, 236, 973	49, 418	4, 720	6, 484, 916	
造以	法定免税点未満のもの	0 5 0	198	3, 769	18, 780	18, 780	4, 983	20	294	
外	法定免税点以上のもの	0 6 0	12, 724	3, 501, 754	173, 218, 193	173, 218, 193	49, 466	4, 700	6, 484, 622	
	総数	0 7 0	65, 091	9, 062, 301	342, 977, 846	342, 977, 074	37, 847	6, 196	6, 692, 832	
計	法定免税点未満のもの	0 8 0	1, 404	40, 233	83, 259	83, 259	2, 069	53	1, 110	
	法定免税点以上のもの	0 9 0	63, 687	9, 022, 068	342, 894, 587	342, 893, 815	38, 006	6, 143	6, 691, 722	
			(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
			法人が	所有す	る家屋		- 合		計	
	三 分	行番号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	⁹ 0 1 1	6, 885, 486	6, 875, 616	33, 117	³⁶ 53, 645	5, 764, 694	⁵⁴ 176, 626, 359	66 176, 615, 7 ¹⁷ 7	30, 639
	法定免税点未満のもの	0 2 1	12, 187	2, 317	14, 935	1, 239	37, 280	76, 666	66, 796	2, 056
造	法定免税点以上のもの	0 3 1	6, 873, 299	6, 873, 299	33, 188	52, 406	5, 727, 414	176, 549, 693	176, 548, 921	30, 825
木	総数	0 4 1	357, 955, 116	355, 509, 289	55, 198	17, 642	9, 990, 439	531, 192, 089	528, 746, 262	53, 170
造以	法定免税点未満のもの	0 5 1	2, 050	2, 050	6, 973	218	4, 063	20, 830	20, 830	5, 127
外	法定免税点以上のもの	0 6 1	357, 953, 066	355, 507, 239	55, 200	17, 424	9, 986, 376	531, 171, 259	528, 725, 432	53, 190
	総数	0 7 1	364, 840, 602	362, 384, 905	54, 512	71, 287	15, 755, 133	707, 818, 448	705, 361, 979	44, 926
計	法定免税点未満のもの	0 8 1	14, 237	4, 367	12, 826	1, 457	41, 343	97, 496	87, 626	2, 358
	法定免税点以上のもの	0 9 1	364, 826, 365	362, 380, 538	54, 519	69, 830	15, 713, 790	707, 720, 952	¹ 705, 274, 353	45, 038

地	方公	· ド	表看	昏号			
1 1	4	2	1	2	3	2	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		(1)	(2)	(3)			
区分		植	東	数			
家屋の種類	行番号	総数	法定免税点表満のもの	法定免税点以上のもの			
戸 建 形 式 住 宅	9 1 0	43, 874	180	32 43, 694			
集合形式住宅	0 2 0	2, 549	0	2, 549			
併 住宅部分1	0 3 0	1, 348	16	1, 332			
用 その他の用の部分2	0 4 0	1, 348	16	1, 332			
宅 計(棟数については)1の数値を記入	0 5 0	1, 348	16	1, 332			
ホ テ ル ・ 旅 館	0 6 0	51	0	51			
事 務 所 · 店 舗	0 7 0	662	16	646			
劇場・病院	0 8 0	30	0	30			
工場・倉庫	0 9 0	422	51	371			
附属家	1 0 0	4, 709	976	3, 733			
合 計	1 1 0	53, 645	1, 239	[†] 52, 406			

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
¹ 1	4	2	1	2	3	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

							-	•	(4	.)	(5)	(6	3)	(7)			8)	(9))			
										床	面	積		Ħ	+	定	価	格		単 位	当たり	価 格
`		\		区	分	行	番	무			法定免税点	法定免	5 税 占			法定负	品	法定免	郑 占	(=)	(ホ)	(~)
家	屋	の	種	類 \		11		7	総	数	未満のもの	以上の	りもの		額	未満の	りもの	以上の	もの	(イ)	(口)	(ハ)
									(m^2)	(1)	(m²) (□)	(m^2)	(ハ)	(千円)	(二)	(千円)	(ホ)	(千円)	(~)	(円)(ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
戸	至	建 开	彡 式	住	宅	90	1	1	12 a 4, 6	573, 594	10, 208	34 4, 6	663, 386	45 149, 00	66, 520	56	17, 005	⁶⁷ 149, 0	49, 5 ⁷⁷	31, 895	1, 666	31, 962
集	É	今 刑	彡 式	住	宅	0	2	1	Ь	585, 114	() [585, 114	20, 5	10, 619		0	20, 5	10, 619	35, 054	0	35, 054
併		住	宅 音	7 分	1	0	3	1		89, 149	58	3	89, 091	1, 60	67, 093		55	1, 6	67, 038	18, 700	948	18, 712
用住	Z	その作	也の月	用の部	分 2	0	4	1		93, 165	794	ł .	92, 371	1, 3	35, 993		1, 453	1, 3	34, 540	14, 340	1,830	14, 448
宅		(1	+	2)	計	0	5	1	c 1	182, 314	852	2	181, 462	3, 00	03, 086		1, 508	3, 0	01, 578	16, 472	1,770	16, 541
ホ	-	テノ	, ·	旅	館	0	6	1	d	13, 963	()	13, 963	3	14, 738		0	3	14, 738	22, 541	0	22, 541
事	矛	务 戸	í ·	店	舗	0	7	1	е	73, 314	35	5	72, 959	2, 19	95, 704		11, 037	2, 1	84, 667	29, 949	31, 090	29, 944
劇		場	•	病	院	0	8	1	f	5, 746	()	5, 746	18	81, 198		0	1	81, 198	31, 535	0	31, 535
エ		場	•	倉	庫	0	9	1	g	31, 195	1, 49	5	29, 700	3!	56, 537		2,603	3	53, 934	11, 429	1, 741	11, 917
	附		属	家		1	0	1	h 1	199, 454	24, 370)	175, 084	99	97, 957		44, 513	9	53, 444	5, 003	1,827	5, 446
		合		計		1	1	1	± 5, 7	764, 694	才 37, 280	b 5, 7	727, 414	* 176, 62	26, 359	Ź .	76, 666	⁷ 176, 5	49, 693	30, 639	2, 056	30, 825

地	方公	:共区	引体	コー	- F	表看	昏号
11	4	2	1	2	3	72	5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗

					>	(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	Þ	区 分						柜			数	
_	<u> </u>	<u>~</u> Л	行	番	몬	総		数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別			11	1 0 12		棟 数		主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋=	コンク	フリート造	9 0	1	0	12	93	19 21	0	33 0	40 93	47 53 21
鉄筋コン	/ ク !	リート造	0	2	0	3	53	19	0	0	353	19
鉄	骨	造	0	3	0	1, 2	41	27	0	0	1, 241	27
軽 量	鉄	骨 造	0	4	0	3	96		6	0	390	
れ ん コンクリー		が 造 ブロック造	0	5	0		1		0	0	1	
そ	の	他	0	6	0				0	0		
	計		0	7	0	2, 0	84	67	6	0	2, 078	67

		$\overline{}$	<u> </u>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 T 469, 803	22	³⁴ 469, 803	45	56	67 44, 018, 062			93, 695
鉄筋コンクリート造	0	2	1	حاد 355, 725	0	355, 725	23, 661, 183	0	23, 661, 183	66, 515	0	66, 515
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 1, 208, 483	0	1, 208, 483	83, 023, 504	0	83, 023, 504	68, 701	0	68, 701
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	[±] 54, 372	143	54, 229	1, 694, 494	830	1, 693, 664	31, 165	5, 804	31, 232
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	^ж 32	0	32	373	0	373	11, 656	0	11, 656
その他	0	6	1	カ	0			0		0	0	0
計	0	7	1	2, 088, 415	143	2, 088, 272	152, 397, 616	830	152, 396, 786	72, 973	5, 804	72, 977

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	2	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅用建物

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	무	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	TEET.	7	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	114	19 1	26	33 0	114	47 53 1
鉄筋コンクリート造	0	2	0	1, 199	6	0	0	1, 199	6
鉄 骨 造	0	3	0	1, 095	9	0	0	1,095	9
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	7, 346		0	0	7, 346	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	15		0	0	15	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	9, 769	16	0	0	9, 769	16

			▶	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (ニ)	法定免税点表のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	12 * 420, 769	23	34 420, 769	45	56	67 28, 870, 654			68, 614
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 1, 475, 082	0	1, 475, 082	96, 777, 505	0	96, 777, 505	65, 608	0	65, 608
鉄 骨 造	0	3	1	⁷ 361, 212	0	361, 212	19, 936, 147	0	19, 936, 147	55, 192	0	55, 192
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 178, 013	0	1, 178, 013	39, 690, 955	0	39, 690, 955	33, 693	0	33, 693
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	1,769	0	1, 769	42, 343	0	42, 343	23, 936	0	23, 936
そ の 他	0	6	1	<i> →</i>	0			0		0	0	0
計	0	7	1	3, 436, 845	0	3, 436, 845	185, 317, 604	0	185, 317, 604	53, 921	0	53, 921

地	方公	:共区	引体	コー	- ド	表看	昏号
11	4	2	1	2	3	72	⁸ 7

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

			•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	号	総	数数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別		1 1		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 8	19	26	33 0	40 8	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	67		0	0	67	
鉄 骨 造	0	3	0	42	1	0	0	42	1
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	10		0	0	10	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0			0	0		
その他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	127	1	0	0	127	1

		<u> </u>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	和	未満のもの		(<u>=</u>) (1)	<u>(</u> ホ) (ロ)	(\sigma) (\sigma)
				(m²) (1)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	¹² $\stackrel{=}{\sim}$ 54, 474	0	³⁴ 54, 474	3, 979, 85	9 56	3, 979, 859	73, 060	0	73, 060
鉄筋コンクリート造	0	2	1	130, 572	0	130, 572	11, 457, 97	2	11, 457, 972	87, 752	0	87, 752
鉄 骨 造	0	3	1	⁺ 54, 163	0	54, 163	5, 103, 27	8 (5, 103, 278	94, 221	0	94, 221
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 475	0	1, 475	63, 63	0	63, 630	43, 139	0	43, 139
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	ヌ	0			(0	0	0
そ の 他	0	6	1	· ネ	0					0	0	0
計	0	7	1	240, 684	0	240, 684	20, 604, 73	9	20, 604, 739	85, 609	0	85, 609

地	方公	:共区	引体	コー	· ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	72	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11			棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	35	19 2	0	33 0	40 35	47 53 2
鉄筋コンクリート造	0	2	0	1, 148	7	26	0	1, 122	7
鉄 骨 造	0	3	0	2, 146	9	2	0	2, 144	9
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	1, 769		123	0	1,646	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	553		61	0	492	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	5, 651	18	212	0	5, 439	18

		→		(7)	(8)	(9)		(10)	(11)	(12)			
				床	面	積		決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの		総 額	法定免税点表のもの(チ円)(ホ)	以上のもの	(=) (/)	(中) (中)	(^) (/)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	(m²) (イ) 12 / 375, 702	(m²) (口)	(m²) (/\) 34 375, 702	45	(千円) (二) 18, 952, 632	56	(千円) (へ) 67 18, 952, 632	(円) (ト) 50, 446	(円) (チ)0	(円) (リ) 50, 446
鉄筋コンクリート造	0	2	1	722, 991	385	722, 606		40, 422, 249	3, 705	40, 418, 544	55, 910	9, 623	55, 934
鉄 骨 造	0	3	1	2, 963, 122	53	2, 963, 069]	111, 212, 415	352	111, 212, 063	37, 532	6, 642	37, 533
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	142, 439	2, 898	139, 541		1, 591, 297	11, 451	1, 579, 846	11, 172	3, 951	11, 322
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	9,077	584	8, 493		136, 663	4, 492	132, 171	15, 056	7, 692	15, 562
そ の 他	0	6	1	ホ	0				0		0	0	0
計	0	7	1	4, 213, 331	3, 920	4, 209, 411]	172, 315, 256	20, 000	172, 295, 256	40, 898	5, 102	40, 931

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	72	9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

				(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	(6)
						ال				数	
区分	行	番	早.	総		数	汐	去 定 免 税 点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	TEI	7	棟数		主たる用途 以外の棟数		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12	1	19	26	0	33 0	40 1	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0		3			0	0	3	
鉄 骨 造	0	3	0		2			0	0	2	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0		5			0	0	5	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0					0	0		
そ の 他	0	6	0					0	0		
計	0	7	0]	11	0		0	0	11	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	12 7 933	23	34 933		56	67 32, 470			34, 802
鉄筋コンクリート造	0	2	1	8,871	0	8, 871	503, 331	0	503, 331	56, 739	0	56, 739
鉄 骨 造	0	3	1	1,111	0	1, 111	20, 011	0	20, 011	18, 012	0	18, 012
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	× 249	0	249	1, 062	0	1, 062	4, 265	0	4, 265
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	Ŧ	0			0		0	0	0
その他	0	6	1	ラ	0			0		0	0	0
計	0	7	1	11, 164	0	11, 164	556, 874	0	556, 874	49, 881	0	49, 881

地	方公	表看	番号				
11	4	2	1	2	3	73	08

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

		-	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				(1)				(5) 数	(0)			
区分	仁	亚.	п	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの			
構造別	11	番	75	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	251	19 24	26	33 0	40 251	47 53 24			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	2,770	32	26	0	2,744	32			
鉄 骨 造	0	3	0	4, 526	46	2	0	4, 524	46			
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	9, 526	0	129	0	9, 397	0			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	569	0	61	0	508	0			
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0			
計	0	7	0	17, 642	102	⁺ 218	0	^{اک} 17, 424	102			
		→	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	=		
				床	面	 積	(10) 決	定価	格	単 位	当たり	価格
横造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	(<u>=)</u> (1)	<u>(</u> 本) (ロ)	<u>(^)</u>
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	1, 321, 681	23 0	1, 321, 681	95, 853, 677	56	95, 853, 677	72, 524	0	72, 524
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 693, 241	385	2, 692, 856	172, 822, 240	3, 705	172, 818, 535	64, 169	9, 623	64, 177
鉄 骨 造	0	3	1	4, 588, 091	53	4, 588, 038	219, 295, 355	352	219, 295, 003	47, 797	6, 642	47, 797
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 376, 548	3, 041	1, 373, 507	a 43, 041, 438	12, 281	43, 029, 157	31, 268	4, 038	31, 328
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	10, 878	584	10, 294	b 179, 379	4, 492	174, 887	16, 490	7, 692	16, 989
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	9, 990, 439	4, 063	9, 986, 376	⁵ 531, 192, 089	[±] 20, 830	^y 531, 171, 259	53, 170	5, 127	53, 190

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	73	8 1

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床	積 積	再建築	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	産の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	<u>(ロ)</u> (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	戸建形式住宅	90	1	0	477	18 7	²⁴ ^a 49, 017	33 328	⁴¹ 5, 487, 613	32, 313	⁶⁰ 4, 609, 595	⁷⁰ 27, 143	111, 953	94, 041
新	集合形式住宅	0	2	0	29		^b 9, 644		1, 169, 668		982, 521		121, 285	101, 879
721	併 用 住 宅	0	3	0			С						0	0
増	ホテル・旅館	0	4	0			d						0	0
1 増	事務所・店舗	0	5	0	6	1	e 617	11	52, 173	875	43, 826	735	84, 559	71, 031
	劇場・病院	0	6	0			f						0	0
分	工場・倉庫	0	7	0	2		g 287		14, 288		12, 002		49, 784	41, 819
	附 属 家	0	8	0	2		h 36		1, 749		1, 455		48, 583	40, 417
	合 計	0	9	0	j 516	k 8	59, 601	339	6, 725, 491	33, 188	5, 649, 399	⁵ 27, 878	112, 842	94, 787

ţ	也	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
1	1	4	2	1	2	3	73	2

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		区 分				棟	数	床	面 積	再建築	費 評 点 数	決定	価格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (m²) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	一円 (ロ) (イ) (点)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	事	鉄骨鉄筋コンクリート造	в	1	0	12	18	24 ア	33	41	51	60	70 79	0	0
	務	鉄筋コンクリート造	0	2	0			1						0	0
	所	鉄 骨 造	0	3	0	7		^ウ 10, 219		1, 292, 630		1, 394, 588		126, 493	136, 470
	, .	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	10		1,801		157, 151		168, 609		87, 258	93, 620
新	· 店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0			र्ज						0	0
7121		その他	0	6	0			カ						0	0
	舗	計	0	7	0	17	0	12, 020	0	1, 449, 781	0	1, 563, 197	0	120, 614	130, 050
	戸	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0			+						0	0
	建	鉄筋コンクリート造	0	9	0	1		⁷ 118		15, 292		13, 457		129, 593	114, 042
		鉄 骨 造	1	0	0	4		^ح 812		89, 164		78, 465		109, 808	96, 632
増	形	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	41		4,692		536, 125		471, 790		114, 264	100, 552
	式	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0			ታ						0	0
	住	その他	1	3	0			シ 						0	0
	宅	計	1	4	0	46	0	5, 622	0	640, 581	0	563, 712	0	113, 942	100, 269
	集	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0			ス						0	0
分	合	鉄筋コンクリート造	1	6	0	5		^{tz} 11, 831		1, 694, 454		1, 491, 120		143, 222	126, 035
	形	鉄 骨 造	1	7	0	15		y 8,411		1, 033, 522		909, 500		122, 877	108, 132
		軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	8		g 3, 527		422, 112		371, 459		119, 680	105, 319
	式住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			チ						0	0
		その他	2	0	0			ツ						0	0
	宅	計	2	1	0	28	0	23, 769	0	3, 150, 088	0	2, 772, 079	0	132, 529	116, 626

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	_	区 分				棟	数		面 積	再建築	費 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり	
家屋の	種類		行	番	号	総数	うち増築分	総数 (m²) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>口)</u> (イ)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	⁹ 2	2	0	12	18		33		51		70 79	0	0
1 1	院	鉄筋コンクリート造	2	3	0			ŀ						0	0
		鉄 骨 造	2	4	0			ナ						0	0
	•	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0			=						0	0
	ホー	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0			ヌ						0	0
新	テ	その他	2	7	0			ネ						0	0
	ル	計	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0			/						0	0
	工	鉄筋コンクリート造	3	0	0	4		92, 357		6, 641, 312		7, 175, 377		71, 909	77, 692
	場	鉄 骨 造	3	1	0	17	2	46, 378	165	4, 127, 647	15, 290	4, 406, 129	16, 434	89, 000	95, 005
増		軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	29		7 1, 141		51, 774		54, 265		45, 376	47, 559
	倉	れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0			^						0	0
		その他	3	4	0			ホ						0	0
	庫	計	3	5	0	50	2	139, 876	165	10, 820, 733	15, 290	11, 635, 771	16, 434	77, 359	83, 186
		鉄骨鉄筋コンクリート造	3	6	0			マ						0	0
分	マ	鉄筋コンクリート造	3	7	0			Š						0	0
万		鉄 骨 造	3	8	0			<i>ا</i>						0	0
	の	軽 量 鉄 骨 造	3	9	0			×						0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	4	0	0			モ						0	0
	他	その他	4	1	0			ラ						0	0
		計	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	4	3	0	e 141	g 2	^y 181, 287	¹ 165	16, 061, 183	15, 290	^レ 16, 534, 759	¹² 16, 434	88, 595	91, 208

地	方公	·共l	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	3	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

		(1)	(2)	(3)	
区分	4 T. I	棟数	床 面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (m²) (イ)	総 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
戸建形式住宅	9 1 0	12 295	19	28	
集合形式住宅	0 2 0	38 8	1, 449	54 63 38, 763	26, 752
併 用 住 宅	0 3 0	12 30	3, 756	²⁸ 43, 321	11, 534
ホテル・旅館	0 4 0	38	45 282	54 63 4, 740	16, 809
事 務 所 · 店 舗	0 5 0	12 3	19 505	18, 313	36, 263
劇場・病院	0 6 0	38	45	54 63	0
工場・倉庫	0 7 0	12 2	19 143	149	1,042
附 属 家	0 8 0	101	⁴⁵ 3, 779	⁵⁴ 16, 403	4, 341
合 計	0 9 0	12 440	37, 667	28 37 584, 218	15, 510

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	73	4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

	—			(1)			(2)	(3)	
	区 分	<u>م</u> م		棟 数		床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類		行番号	-	総数		総	数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(口) (イ) (円)
事 務 所	店舗	90 1	0	12	22	19	15, 712	747, 655	47, 585
住 宅 用	建物	0 2	0	38	35	45	5, 150	93, 609	18, 177
病 院 •	ホ テ ル	0 3	0	12	1	19	739	22, 541	30, 502
工場・	倉 庫	0 4	0	38	51	45	30, 393	⁵⁴ 493, 510	16, 238
そ の	他	0 5	0	12	1	19	763	22, 256	29, 169
合	1	0 6	0	38	110	45	52, 757	54 63 1, 379, 571	26, 150

地	方公	共E	団体	コー	-ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	3	5 5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

							(1) (2) (3)
							課 税 標 準 (A)
		区	特例率	行	悉	문	法定免税点以上のものの特例率(B)
		<u>Ε</u> , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	10 01-	1,1	Ш	75	(大型
				9			(A) (B)
		決 定 価 格 (A)					12 7 707, 720, 952
課	\ / +	第9項(日本放送協会)	1/2		2		23 33
	法	第10項(日本原子力研究開発機構)	$\frac{1/3}{2/3}$	0	3	0	
税	に第	第 11 項(登録有形文化財等)	$\frac{2/3}{1/2}$	0		0	12 111
		第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3	0	6	0	23 33
標	三	第 15 項(于田州至研先開先機構)	2/3		7		12
	Ъ ПП	第16項(海洋研究開発機構)	1/3		8		23 33
準	5 II	7. (P71) 973 EVA 20 EVA 1177	2/3		9		12 23 33
'	九	第17項(水資源機構)	$\frac{1/2}{3/4}$	1		0	23 33
の		第18項(特定地方交通線)	1/4	1			23 33
100	る条	第20項(科学技術振興機構)	1/2	1	_		12
44.	σ	第22項(新関西国際空港株式会社)	1/2	1	4	0	23 33
特	0)	第23項(信用協同組合等)	3/5	1		0	12 2, 445, 827
	も三	第25項(中部国際空港)	1/2	1			23 33
例		第27項(豕廷旳保育事業)	-		7		12 661 1 3
	の	第28項(居宅訪問型保育事業)		1		0	23 33 1 3
に	on ±111	第29項(事業所內保育事業) 第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2	2	9	0	12 1 3
`	の規		1/3	2		0	12
ょ	定	第32項(量子科学技術研究開発機構)	2/3	2			23 33
1	/~_	第33項(世界遺産)	1/3	2			12
	法	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	1/2	2		0	23 33
り	附	第9項(並行在来線の譲受資産)	1/2	2		0	12
	則	第13項 (PFIによる公共施設等の整備等)	1/2	2		0	23 33
減	第	第14項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域)) (特定都市再生緊急整備地域))		2		0	12
	_	第15項 (2/3	2		0	12
額	五.		1/2		0		23 33
	条	第16項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3/5	3		0	12
に	0)	第17項(鉄道事業再構築事業)	1/4	3			23 33
1,-	規	第19項 (公益法人の所有する能楽堂)	1/2	3			12
١,,	定	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾))	1/2	3			23 33
な	に	(特定国際拠点港湾))	2/3		5		12
	ょ	第22項 (津波防災地域づくり法の指定避難施設) (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	-	3	6	0	23 33
る	る	第24項(駅のバリアフリー化施設)	2/3	3		0	23 33
	£	第27項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	$\frac{2/3}{2/3}$		9		12
額	の	第37項(滞在快適性等向上施設)			0		
$\overline{}$				نصحة	_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。 したがって、(1)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	:共区	団体	コー	- K	表看	番号
1	4	2	1	2	3	3	6

第36表 課税標準額等に関する調(その2)

 都道府県名
 神奈川県

 市町村名
 厚木市

_		→									(1)			(2)	(3)
		区		分		特例率	9	番号		定免税	. 点 以		もの ^(千円)	課 税 標 の 特 例 (わがま (A)	
課	法附則第一五条の二	第2項	(JR北海道・四国に係る特例)※法	附則第15条の3の適用のない	もの			1 : 0							
	法附則第一五条の三	第1項	(旅客会社等に係る承継特例)	77		3/5		2 0					33		
		II		の2第2項の適用のあるもの		3/10		3 0							
税	昭四七年附則第八条		(地下道等)			1/2		4 0					33		
	昭六一年附則第三条 平成三年附則第八条	第10項 第3項	(特定地方交通線) (都市基盤整備公団)			$\frac{1/4}{1/3}$		5 0 6 0					22		
	平成二平門則第八米	第3項	(都市基盤整備公団)			$\frac{1/3}{1/3}$		7 0					- 33	_	
標						1/3		8 0					33		
		第5項	(農業・生物系特定産業技術研究機	養構)	-	1/6		9 0					- "		
	平成七年附則第六条	"	(日本電気計器検定所)			1/6		0 0					33		
準	1 334 = 1 111 313 314 1 1 314	11	(日本消防検定協会)			1/6		1 0							
1		11	(小型船舶検査機構)			1/6	1	2 0	23				33		
		11	(軽自動車検査協会)			1/6	1	3 0	12						
の	平成十年附則第六条	第5項	(都市基盤整備公団)			1/2	1	4 0	23				33		
		第9項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)			1/2		5 ; 0							
	平成十三年附則第八条	第8項	(高圧ガス保安協会)			1/6		6 0					33		
特		第9項	(日本電気計器検定所)			1/3		7 0							
'		"	(日本消防検定協会)			1/3		8 0					33		
	平成十五年附則第十一条	"	(小型船舶検査機構)			1/3		9 0							
例		II TE	(軽自動車検査協会)			1/3		0 0					33		
100		第11項	(高圧ガス保安協会)			$\frac{1/3}{1/6}$		1 : 0					22		
	平成十七年附則第七条	第 9 項 第 10 項	(社会保険診療報酬支払基金) (自動車安全運転センター)			1/6		$\frac{2}{3} = 0$					33		
1	平成十九年附則第六条	第2項	(高圧ガス保安協会)			1/2		4 0					33	_	
'-	一 从 1 九 中 的 奶 	第4項	(日本電気計器検定所)			1/2		5 0					- 00		
		JJ I X	(日本消防検定協会)			1/2		6 0					33	_	
ょ	平成二十年附則第十条	11	(小型船舶検査機構)			1/2		7 0							
0		11	(軽百動車検査協会)			1/2	2 :	8 0	23				33	_	
	亚出一上一年时即第十一条	第19項	(PFI公共荷さばき施設等)			1/2	2	9 0	12						
Ŋ	平成二十二年附則第十一条	第20項	(PFI-般廃棄物処理施設)			1/2	3	0 0	23				33		
′		第6項	(社会保険診療報酬支払基金)			1/3		1 0							
	平成二十三年附則第七条	第7項	(自動車安全運転センター)			1/3		2 0					33		
減		第8項	(郵便貯金·簡易生命保険管理機構	季)		1/2		3 0							
175%		第25項	(スーパー中枢港湾)			$\frac{1/2}{1/2}$		4 0					33		
	平成二十六年附則第十二条	第7項	(スーパー中枢港湾)			$\frac{1/2}{1/2}$		5 0							
貊	平成二十八年附則第十八条	第8項 第17項	(指定会社等の特定用途港湾施設) (東日本大震災により滅失又は損壊	第1 を歴史地士な通绵の仏芸	安長)	-, -		6 0 7 0					33		
HAR	十八一十八十四 则 另十八宋			マレル付比地万文理歴(り八)(省	外圧/	1/4								_	
1		第7項	(総合効率化に資する倉庫等)			1/2		8 0					20	_	
に	△ 和 → 左 14 Bl 65 1 Bl 7	第11項	(PFI国立大学の校舎)			1/2		9 0	_				33		
1,-	令和二年附則第十四条	第13項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等			1/2		0 0							
			(3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(特定国際拠点港湾))		2/3		1 0	_				33		
な	A T. T FE BU ME I . T		(認定誘導事業)			- 0./0		2 0							
1.5	1 1 1 I I I I I I I I I I I I I I I I I	第5項	(都市鉄道利便増進施設)			2/3		3 0					33		
	令和三年附則第十三条	fela	(新型コロナ先端設備等)			-		4 0						0	0
る	令和五年附則第十六条	第4項	(心身障害者多数雇用事業所)			5/6		5 0					33		
ا ا	令和六年附則第二十条	第6項	(特定事業所内保育施設)			-		6 0						1	3
1			計 (B)			/	4	7 0	23			2, 446,	599 33		
額			課 税 標 準 額 (A)-(B)				4	8 0	12 F		7	05, 274,	353		
11只			10 10 10 THE REPORT OF THE THE REPORT OF THE				* :	J : 0				00, 2.1,	550		

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	3	8 7

第37表 軽減税額等に関する調(その1)

								(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
									糸	ŝ	梦	汝	減	類 (A)
	区		分	減額	行	番	旦						割る	合 (B)
			CT C	割合	11	笛	ク	個	数	床 面 和	責	軽減税額	(わがま	まち特例)
										(m²)		(千円)	(A)	(B)
法 第 352 条 の 3		震災等代替家屋等		1/2	9()	1	0	12		21		31	40	42 44
法附則第15条の6	第1項			1/2	0	2	0		1, 511	135,	011	85, 267		
位的 别 另 10 未 07 0	第2項		 大建築物)	1/2	_	3			1,634	111,		92, 671		
法附則第15条の7	第1項	認定長期優良住宅		1/2	_	4			1,011	107,		68, 405		
M M M M M M	第2項	認定長期優良住宅	(中高層耐火建築物)	1/2	_	5			26		800	1, 700		
			第1種 住宅(居住部分)	2/3		6			3		306	415		
			第1種 住宅(非居住部分)	1/4	_	7								
	第1項	市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4		8			1	1,	100	742		
	1027	11-1-1-11/11/11/11/11	第2種 住宅(居住部分)	2/3		9								
			第2種 住宅 (非居住部分)	1/3		0								
			第2種 住宅以外	1/3		1								
法附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者		<u> </u>		2			92	3,	251	2, 289	2	3
		at 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	住宅(居住部分)	2/3		3								
	第3項	防災街区整備事業	住宅 (非居住部分)	1/3		4								
			住宅以外	1/3	_	5								
		高規格堤防	住宅(特定居住用部分)	2/3			0							
	第4項	整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3		7								
	tota		住宅以外	1/3	_	8								
		耐震改修 (住宅)	(1) 1 ()	1/2		9			3		240	31		
N. B/I D/I WY - = 47 0	第4項		(区分所有以外)	1/3		0			3		300	20		
法附則第15条の9			(区分所有)	1/3		1			1		97	33		
	第9項		f有以外)	1/3		2					0.40			
	第10項			1/3		3			96	8,	642	1, 971		
	第1項		優良住宅化)	2/3		4								
NI BUILDING - E AZ - O O O O	第1項		認定長期優良住宅化:1年目)	2/3		5								
法附則第15条の9の2			認定長期優良住宅化:2年目)	1/2		6								
	第4項		可以外・認定長期優良住宅化) 本 初中長期優良住宅化)	2/3	_	7								
	第5項		「有・認定長期優良住宅化)	2/3		8								
法附則第15条の9の3	第1項			-		9							1	2
法附則第15条の10	第1項	耐震改修(住宅以外		1/2		0								
法附則第15条の11	第1項	改修実演芸術公演施	-12 -	1/3		1								
法附則第16条の2	第10項		被災代替家屋	1/2		2								
令和7年改正法附則第9条	第7項	平成28年熊本地震	被災代替家屋	1/2	_	3								
令和7年改正法附則第9条	第8項	平成30年7月豪雨	被災代替家屋	1/2		4			4 001	0.50	007	050 544		
_	⇒ı		- J- /m -			5			4, 381	370,		253, 544		
合	計		うち個人			6			4, 180	354,		241, 454		
	H-	例) (4)(5)」につい	うち法人 では、特例率を条例で制定し	~ 1 \ 5		7			201	16, ましていない		12,090	すること	

※「減額割合(わがまち特例)(4)(5)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を人力し、制定していない場合は「一」を人力すること。したがって、(1)~(3)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	3	8 7

第37表 軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

接勝則第15条の8 第2項 新衛性を (中高層耐火健薬物) 1/2 0 3 1 1 2 308 4 19,525 a 15,708 593 43,251 35, 26						(6	i)		(7)		(8)		(9)		(10)		(11)
操動性 推動性 推动性 推动				減額		令和7	年度に	新たに	軽減対象	きとな.	ったもの	令 和	7 年度	で軽減	越期間の ;	終了す	. るもの
法附則第15条の6 第1項 新発年を		区	分	割合	11 省 万		数			(成税額 ^{千円)}		数	床			ず税額 (千円)
接限 即第 15 条 の 7	法 第 352 条 の 3			1/2		12				31		40				59	67
接附則第15条の7	法附則第15条の6			1/2		ア											25, 350
法附則第15条の9 第2項 部定長期優良住宅(中高層制火艦級物) 1/2 0 5 1 3 360 242 1 113 第2項 部定長期優良住宅(中高層制火艦級物) 1/4 0 7 1 1 第1種 住宅(居住部分) 1/4 0 7 7 1 1 第1種 住宅(居住部分) 1/4 0 8 8 1 1 第1種 住宅(居住部分) 1/4 0 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	M W W W W W		対大建築物)			工				カ							35, 377
第2項 部正良州酸良性毛 (中島國師) (1/2 0 5 1 3 300 242 1 13	法附則第15条の7						189						209	9			12, 936
第1項 市街地再開発事業 第1項 市街地再開発事業 第2項 サービス付き高齢者向け住宅 (居住部分) 1/3 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 (v) N 01 (K (A (l) X)	第2項 認定長期優良住宅					3		360		242		1	l l	113		57
接附則第15条の8 第1項 市街地再開発事業 第1権 住宅以外 1/3 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
接附則第15条の8 第2項 サービス付き高齢者の11/2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																	
新2種性性に使用部分 273 0 9 1 1 1		第1項 市街地再開発事業															
第2項 サービス付き高齢者向け住宅		为1.5人 市岗地行历元事未		2/3	_ : : : -												
接附則第15条の8 - 第2項 サービス付き高齢者向け住宅					1 0 1												
#3 項 防災街区整備事業			21. III II II I	1/3													
中国	法附則第15条の8	第2項 サービス付き高齢者			1 2 1												
田宅以外			住宅(居住部分)	2/3	1 3 1												
### 第4項 高規格堤防 整備事業 住宅(特定居住用部分) 2/3		第3項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1 4 1												
### 第4項 整備事業 住宅(非特定居住用部分) 1/3 1 7 1 日宅以外 1/3 1 8 1			住宅以外	1/3	1 5 1												
第1項 耐震改修 (住宅)		支担按担财	住宅(特定居住用部分)	2/3	1 6 1												
第1項 耐震改修 (住宅)		第4項 商規格定的	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1 7 1												
第4項 パリアフリー改修(区分所有以外)		登	住宅以外	1/3	1 8 1												
法附則第15条の9 第5項 バリアフリー改修(区分所有) 1/3 2 1 1 1 97 33 1 97 第10項 省エネ改修(区分所有以外) 1/3 2 2 1 1 96 第10項 省エネ改修(区分所有以外) 1/3 2 3 1 96 8,642 1,971 96 8,642 1, 971 971 971 971 971 971 971 971 971 971		第1項 耐震改修(住宅)	•	1/2	1 9 1		3		240		31		3	3	240		31
第9項 省エネ改修(区分所有以外) 1/3 2 2 1 第10項 省エネ改修(区分所有) 1/3 2 3 1 96 8,642 1,971 96 8,642 1, 第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化) 2/3 2 4 1 第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化:1年目) 2/3 2 5 1 第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目) 1/2 2 6 1 第5項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 1 第5項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 1 第5項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 1 第5項 省エネ改修(区分所有、認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 法附則第15条の9の3 第1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 9 1 法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 1 法附則第15条の11 第1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 法附則第16条の2 第10項 令和2年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 2 1 金和7年改正法附則第9条 第7項 平成28年熊本地震 被災代替家屋 1/2 3 2 1 金和7年改正法附則第9条 第7項 平成28年熊本地震 被災代替家屋 1/2 3 3 1 6 和7年改正法附則第9条 第8項 平成30年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 3 1 1 金和7年改正法附則第9条 第9項 平成30年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		第4項 バリアフリー改修	(区分所有以外)	1/3	2 0 1		3		300		20		3	3	300		20
第10項省エネ改修(区分所有)	法附則第15条の9	第5項 バリアフリー改修	(区分所有)	1/3	2 1 1		1		97		33		1		97		33
第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化) 2/3 2 4 1 第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目) 2/3 2 5 1 第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目) 1/2 2 6 1 第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 1 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 法附則第15条の9の3 第1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 1 法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 法附則第15条の11 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 法附則第16条の12 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 法附則第16条の2 第10項 令和2年7月豪雨 被災代替家屋 1/3 3 1 1 第1項 政修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 第 1 1 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		第9項 省エネ改修(区分所	f有以外)	1/3	2 2 1												
接肘則第15条の9の2 第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目) 2/3 2 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1		第10項 省エネ改修(区分所	(有)	1/3	2 3 1		96		8, 642		1, 971		96	3	8,642		1, 971
法附則第15条の9の2 第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目) 1/2 2 6 1 第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 1 1 第5項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 第 1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 1 第 1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 第 1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 第 1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 第 1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 第 1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 第 1項 改修実演芸術公演施設 1/2 3 2 1 第 1 1 第 1 1 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		第1項 耐震改修(認定長期	優良住宅化)	2/3	2 4 1						•						
第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 1 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1 第1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 1 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 1 第1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 第1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 第1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 1 第1項 改修実演芸術公演施設 1/2 3 2 1 第1項 行和2年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 3 1 1 第1項 可求企業年態本地震 被災代替家屋 1/2 3 3 4 1 第1 第1項 可求企業年度本的概算 9条 第 8 項 平成30年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 4 1 第1 第		第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2 5 1												
第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 1	法附則第15条の9の2	第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化: 2年目)	1/2	2 6 1												
法附則第15条の9の3 第1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 1 法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外)		第4項 省工ネ改修(区分所有	可以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2 7 1												
法附則第15条の9の3 第1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 1 法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外)		第5項 省工ネ改修(区分所	「有・認定長期優良住宅化)	2/3	2 8 1												
法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外)	法附則第15条の9の3			-	2 9 1												
法附則第15条の11 第1項 改修実演芸術公演施設				1/2													
法附則第16条の2 第10項 令和2年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 2 1 1 1 1/2 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12 1114 214 214			-		<u> </u>											
令和7年改正法附則第9条 第7項 平成28年熊本地震 被災代替家屋 1/2 3 3 1 1																	
令和7年改正法附則第9条 第8項 平成30年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 4 1 1 1,022 85,866 55,830 1,389 118,044 75, 合 計 5 5 個 人 3 6 1 933 78,156 50,688 1,350 115,382 73,	10-113 713 714 714																
3 5 1 1,022 85,866 55,830 1,389 118,044 75, 合 計 うち個人 3 6 1 933 78,156 50,688 1,350 115,382 73,						1											
合 計 うち個人 3 6 1 933 78,156 50,688 1,350 115,382 73,		210 - 24 1 /2400 1 - 21 30/111	W-7	1 -/ -			1,022		85, 866		55, 830		1. 380		118, 044		75, 775
	合	a +	うち個人				,										73, 833
$1 7 9 45 \land 1 3 : (:1) 07 (:10) 0,142 39 2.002 1$		•••	うち法人		3 7 1		89		7, 710		5, 142		39		2, 662		1, 942

地	方公	共5	引体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	73	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

				→			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
							木造	家 屋	木造以外	トの家屋	1111111	+	単位	当たり	価格
建	築年	Ē	次	行	番	号	床 面 積	決定価格	床面積	決定価格	床 面 積	決定価格	<u>(ロ)</u> (イ)	<u>(ニ)</u>	<u>(へ)</u> (ホ)
							(m²) (1)	(千円) (口)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(m²) (ホ)	(千円) (へ)	(円)	(円)	(円)
昭 和 38	年 1 月	1 日	以前	90	1	0	152, 993	406, 575	71, 894	827, 789	⁵⁶ 224, 887	1, 234, 3 ⁷⁷	2, 657	11, 514	5, 489
昭和38年1月	2日~昭7	和 41 4	年1月1日	0	2	0	50, 930	318, 921	85, 232	1, 297, 906	136, 162	1, 616, 827	6, 262	15, 228	11, 874
昭和41年1月	2日~昭第	和 44 4	年1月1日	0	3	0	74, 997	733, 223	133, 730	1, 945, 848	208, 727	2, 679, 071	9, 777	14, 551	12, 835
昭和44年1月	2日~昭7	和 47 4	年1月1日	0	4	0	140, 987	2, 000, 365	269, 723	4, 178, 361	410, 710	6, 178, 726	14, 188	15, 491	15, 044
昭和47年1月	2日~昭7	和 50 年	年1月1日	0	5	0	152, 472	2, 360, 205	323, 279	5, 076, 979	475, 751	7, 437, 184	15, 480	15, 705	15, 633
昭和50年1月	2日~昭7	和 53 4	年1月1日	0	6	0	202, 900	3, 174, 535	307, 869	6, 920, 534	510, 769	10, 095, 069	15, 646	22, 479	19, 764
昭和53年1月	2日~昭	和 56 4	年1月1日	0	7	0	384, 121	6, 305, 696	362, 829	9, 663, 059	746, 950	15, 968, 755	16, 416	26, 633	21, 379
昭和56年1月	2日~昭7	和 59 4	年1月1日	0	8	0	303, 179	5, 025, 140	843, 620	29, 819, 514	1, 146, 799	34, 844, 654	16, 575	35, 347	30, 384
昭和59年1月	2日~昭	和 62 4	年1月1日	0	9	0	301, 921	4, 885, 124	577, 737	20, 182, 944	879, 658	25, 068, 068	16, 180	34, 934	28, 498
昭和62年1月	12日~平	成2年	F1月1日	1	0	0	347, 005	5, 690, 019	810, 748	34, 637, 617	1, 157, 753	40, 327, 636	16, 398	42, 723	34, 833
平成2年1月	2日~平	成 5 年	三1月1日	1	1	0	329, 162	5, 604, 190	949, 375	48, 963, 580	1, 278, 537	54, 567, 770	17, 026	51, 575	42, 680
平成5年1月	2日~平	成8年	三1月1日	1	2	0	357, 727	6, 211, 102	851, 370	49, 602, 439	1, 209, 097	55, 813, 541	17, 363	58, 262	46, 161
平成8年1月	2日~平月	戈 11 ^左	F1月1日	1	3	0	381, 303	6, 751, 960	580, 563	29, 567, 217	961, 866	36, 319, 177	17, 708	50, 929	37, 759
平成11年1月	2日~平月	成 14 4	年1月1日	1	4	0	383, 769	7, 498, 029	517, 837	28, 750, 304	901, 606	36, 248, 333	19, 538	55, 520	40, 204
平成14年1月	2日~平月	成 17 ⁴	年1月1日	1	5	0	376, 822	10, 624, 022	338, 293	17, 883, 620	715, 115	28, 507, 642	28, 194	52, 864	39, 864
平成17年1月	2日~平月	烖 20 ⁴	年1月1日	1	6	0	381, 595	14, 149, 061	743, 723	54, 473, 181	1, 125, 318	68, 622, 242	37, 079	73, 244	60, 980
平成20年1月	2日~平月	成 23 4	年1月1日	1	7	0	260, 803	11, 982, 201	343, 904	25, 675, 373	604, 707	37, 657, 574	45, 943	74, 659	62, 274
平成23年1月	2日~平月	戊 26 年	丰 1月1日	1	8	0	299, 578	16, 428, 508	409, 605	28, 107, 973	709, 183	44, 536, 481	54, 839	68, 622	62, 800
平成26年1月	2日~平月	成 29 4	年1月1日	1	9	0	261, 822	16, 641, 260	284, 779	24, 893, 157	546, 601	41, 534, 417	63, 559	87, 412	75, 987
平成29年1月	2目~令	和2年	F1月1目	2	0	0	252, 080	18, 042, 709	411, 033	35, 253, 199	663, 113	53, 295, 908	71, 575	85, 767	80, 372
令和2年1月	2 日 ~ 令	和 5 年	三1月1日	2	1	0	228, 378	18, 558, 538	407, 240	39, 419, 044	635, 618	57, 977, 582	81, 262	96, 796	91, 215
令和5年1月	2日~令	和 6 年	三1月1日	2	2	0	80, 549	7, 585, 577	184, 769	17, 517, 692	265, 318	25, 103, 269	94, 173	94, 809	94, 616
令和6年1月			三1月1日	2	3	0	[†] 59, 601	[∃] 5, 649, 399	181, 287	¹ 16, 534, 759	240, 888	22, 184, 158	94, 787	91, 208	92, 093
(新 合計(令和	增 7年度総	<u>分</u> : 評 fi	<u>,</u> 五額等)	2	4	0	5, 764, 694	* 176, 626, 359	9, 990, 439	⁹ 531, 192, 089	15, 755, 133	707, 818, 448	30, 639	53, 170	44, 926

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	73	8 9

第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	_

	•			(1)					(3)				(4)	
				木	造	家	屋		木	造	以	外 の	家	屋
摘 要	行	番	号	床 面	積 (㎡)	決	定価	格 (千円)	床	面	積 (㎡)	決	定価	格 (千円)
令和6年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	5, 7	742, 164	2	171,	544, 809	34	Ç	9, 772, 160	44	509,	169, 344
令 R 5. 1. 1以前の減少分、 (2) そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0		294			2, 123			24			39, 090
年 R5. 1. 1以前の新築分及び 度 増築分の捕捉漏れ	0	3	0		399			8, 532			57, 678		4,	121, 354
概 _{要調} R5. 1. 2 ~ R6. 1. 1の (4) 減 少 分 の 捕 捉 誤 り	0	4	0		256			1,630			866			75, 336
書の の 修 R 5 . 1 . 2 ~ R 6 . 1 . 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0		0			△ 103			0			0
正 R5. 1. 2 ~ R6. 1. 1の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0		111			10, 385			24, 079		2,	671, 752
令和 6 年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	5, 7	742, 124		171,	559, 870		ξ	9, 853, 027		515,	848, 024
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0		37, 667			584, 218			52, 757		1,	379, 571
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0											
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	((
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0											
課税・非課税変更分家屋 (12)	1	2	0		636			1, 308			8, 882			188, 877
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12) 5, 7	705, 093	(7)–(8)–(9)+(10)+(11 170,)+(12) 976, 960	(7) - (8) +	(12)	9, 809, 152	(7)-(8)-(9)+(10 <u>)</u> +(11 514,)+(12) 657, 330
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0		59, 262		5,	621, 521			181, 122		16,	518, 325
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0		339			27, 878			165			16, 434
令和7年度の決定価格等 (16) + (13) + (14) + (15)	1	6	0	5, 7	764, 694	F	176,	626, 359	ス	Ę.	9, 990, 439	Я	531,	192, 089

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	8

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和7年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

						(1)		(2)	(3)		(4			(5)	(6)		(7			(8)			(9)
						1		個		当		た	•	り		Þ	Ė	Ī	面		利	責	
区	分	行	番	号	50 (貸多) m ² 以 えの用に供る	と 上される:	100 場合は40 m	m 以 以上100 m	下以下)	100	m²	超	120 m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
					佢	数(個)	床	面積(㎡)	軽減租	说 額 (手円)	個	数(個)	床	面積	軽減和	税額	個	数(個)	床	面	積(㎡)	軽 減	税 額 (1 円)
第1項・	3年間適用	90	1	0	12	285	17	22, 530	2 5	14, 911	33	112	38	11, 814	46	7, 558	54	8	59	1	, 029	67	602^{74}
第2項・	5年間適用	0	2	0		305		19, 207	j	15, 487		3		318		221							
合	計	0	3	0		590		41, 737	3	30, 398		115		12, 132		7, 779		8		1	, 029		602
						(10)		(11)	(12)	1	(1	3)		(14)	(15))	(1)	8)		(17)		(18)
						1		個		<u>'</u>		<u>が</u> た) (1 4)		,			面	(17)			10)
区	分	行	番	号	1	40 m²	超	160 m²	以	下	160	m²	超	200 m ²	以	下	200	m²	超	240	m²		下
					佢	(個)	床	面積(㎡)	軽減和	说 額 (千円)	個	数 (個)	床	面積	軽減和	税額	個	数(個)	床	面	積(㎡)	軽 減	税額
第1項・	3年間適用	9 ()	1	1	12	7	17	1, 025	25	540	133	6	38	1, 108	46	465	54	1	59		209	67	74 71
第2項・	5年間適用	0	2	1																			
合	計	0	3	1		7		1, 025		540		6		1, 108		465		1			209		71
	—					(19)		(20)	(21)		(2	o)		(23)	(24)	`							
					1	個 当	た			積	(2	<u>Z)</u>			(24,)							
区	分	行	番	号	2	40 m²	超	280 m²		下				計									
	73	13	ш	.,	個	数	床	面積(㎡)	軽減種	说 額 (千円)	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減和	税 額 (千円)							
第1項・	3年間適用	90	1	2	12	\ (r=1/	17	()	25		33 T	419	38		46 ウ	24, 147							
第2項・	5年間適用	0	2	2							エ	308		19, 525	カ	15, 708							
合	計	0	3	2		0		0		0		727		57, 240	:	39, 855							
				•																			

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	8 1

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を 受けなかった住宅の個数に関する調 (令和7年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

_							> (1	1)		(2)			(3)			(4)			(5)	
							A	床	面	積	要	件	を	満	た	さ	な	11	住	宅
	区		分	行	番	号	50 m² (; 場合 未	貸家の 40 ㎡) 満 _(個)	280 300		超大	300 320		超下	320) m²	超		計	(177)
	 第	1	項	9 ()	1	0	12	74	17		(個)	22		(個)	27		(個)	32		(個) ³⁶ 74
	第	2	項	0	2	0		228												228
	合		計	0	3	0		302			0			0			0			302

							>	(6)			(7)			(8)		(9)			(10)		(1	1)	(12)		(13)	
								В	居	住	割	合	が	1/2	未	満	Ø	併	用	住	宅	等	A・Bの 額の適)要件を満 用 を 受 (iたさた けなか	いたこった	めに減こ住宅
	区		分	行	番	号				う	ち	`	床	面 積	要	件	を満	また た	さ	な	い住	宅					
								計	(個)	50 m ² (40 m ²)	貸家の 未満	場合 (個)		超 300 m 下 _{(個}	30		320 ㎡ 下 _(個)		m²	超 (個)	小	計 (個)	個	数	床	面	積 (㎡)
第	Ę	1	項	90	1	1	12			17			22		27			32			37	0	42	74	47		1, 841
第	亨	2	項	0	2	1																0		228			5, 816
	合		計	0	3	1			0			0			0		0			0		0		302			7, 657

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	2

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和7年度に新たに軽減の対象となったものについて)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

	_																							
·						(1)		(2)		(3)		4)		(5)		(6)		(7)		(8)			9)
						1			固。	当	ı	た			り		Б	k I		面		木	責	
区	分	行	番	号	50 (貸家	m ^d り その用に供	以 上 される	: 100 場合は40	mg mg 以上	以 下 上100㎡以下)	100	m²	超	120	m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
					個	数(個)	床	面積。	軽	減税額	個	数(個)	床	面積	(m²)	軽 減	税額	個	数 _(個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税額
第1項·	5年間適用	90	1	0	12	67	17	6, 11	25 1	4, 316	33	78	38	8, 3	327	6	5, 789	54	30	59	;	3, 849	67	2, 464
第2項・	7年間適用	0	2	0																				
合	計	0	3	0		67	,	6, 11	1	4, 316		78		8, 3	327		5, 789		30)		3, 849		2, 464
				-		(10)		(11)		(12)	(1	3)		(14)		(1	5)		16)		(17)		(1	8)
						1			古			<u>5)</u>		(14)	り	(1		ŧ		面	(17)		<u>\'</u> 責	6)
区	分	行	番	号	14	40 m²	超	160 1	m²	以下	160	m²	超	200	m²	以	下	200	m²	超	240			下
					個	数(個)	床	面積	軽	: 減税額 (千円)	個	数 (個)	床	面積	(m²)	軽 減	税 額 (千円)	個	数(個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税 額 (手円)
第1項·	5年間適用	9 0	1	1	12	5	17	75	25	385	33	8	38	1, 4	46		641	54	1	59		205	67	74 83
第2項·	7年間適用	0	2	1								1		1	.78		78		2	2		445		164
合	計	0	3	1		5	5	75	1	385		9		1, 6	605		719		3	3		650		247
		•				(19)		(20)		(21)	(3	(2)		(23)		(2	<u>!</u> 4)							
					1	個 当	f た		床	面積		· L)				(2	. 7/	Ī						
区	分	行	番	문	24	40 m²	超	280 1	m²	以下				計										
	<i>7</i>	1,3	ш	.,	個	数(個)	床	面積	軽	i 減 税 額	個	数(個)	床	面積	(m²)	軽 減	税 額 (千円)							
第1項·	5年間適用	90	1	2	12	(IP)	17	,	25		33	189	38	20, 6	146	6	13, 6 ⁵³ / ₇₈							
第2項·	7年間適用	0	2	2								3		6	523		242							
合	計	0	3	2		O	,		0	0		192		21, 2	293		13, 920							

地;	方公	:共区	団体	コー	- ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	38

第43表 新築住宅に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県

市 町 村 名 厚木市

								(1)		(2)			(3)		(4)		
		区分		行	番			棟 数	ſ	主居	数		床面積(㎡)	決	定価格	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	戸	戸 建 形 式 住 宅	(1)	9 ()	1	0	12	470	18		474	24	48, 643	32	4, 578, 217	103	94, 119
造	建	併 用 住 宅	(2)	0	2	0	42		48			54		62	71	0	0
家		集合形式住宅	(3)	0	3	0	12	29	18		279	24	9, 547	32	973, 811	34	102, 002
屋		計 (1) + (2) + (3)	(4)	9 ()	4	0	42	499	48		753	54	58, 190	62	5, 552, 0 2 8	77	95, 412
	戸	鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12		18			24		32		0	0
	建	鉄筋コンクリート造	(6)	9 ()	6	0	42	1	48		1	54	118	62	13, 457	118	114, 042
		鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	4	18		5	24	812	32	78, 465	162	96, 632
造	形	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9 0	8	0	42	41	48		41	54	4,673	62	469, 915	114	100, 560
地	式住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12		18			24		32		0	0
以		そ の 他	(10)	⁹ 1	0	0	42		48			54		62	71	0	0
	宅	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	46	18		47	24	5, 603	32	561, 837	119	100, 274
外	集	鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	⁹ 1	2	0	42		48			54		62	71	0	0
75	合	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	5	18		165			32	1, 408, 962	68	125, 823
0	形	鉄 骨 造	(14)	9 1	4	0	42	15	48		183			62	887, 049	45	107, 730
		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	8	18		73	24	3, 034	32	325, 761	42	107, 370
家	式住	れんが造 コンクリートブロック造	(16)	⁹ 1	6	0	42		48			54		62	71	0	0
		そ の 他	(17)	1	7	0	12		18			24		32		0	0
	宅	小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	9 1	8	0	42	28	48		421	54	22, 466	62	2, 621, 772	53	116, 700
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12		18			24		32		0	0
	i	計 (11) + (18) + (19)	(20)	⁹ 2	0	0	42	74	48		468	54	28, 069	62	3, 183, 689	60	113, 421
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	573	18		1, 221	24	86, 259	32	8, 735, 637	71	101, 272

地	方公	洪区	団体	コー	・ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷	8 4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

								(1)			(2)			(3)		(4)		(5)		(6)	
									総			娄	文			令和 7	年度に新	折たに	軽減の対	寸象と	こなった	もの
	区	分		行	〕番	号	個	数		床	面	積 (㎡)	軽	減 税 (=	額 F円)	個	数	床	面 積 (r	0.	圣減税	. 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの		9	1	0	12			19			28		3	37		44		53		61
	東日本大震災		1/3	0	2	0																
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	3	0																
			1/3	_	•	0																
法附則第56条		合 計		0	5	0			0			0			0		0			0		0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	6	0																
	東日本大震災	佐門則第10米の0等の適用のあるもの	1/3	0	7	0																
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	8	0																
	屋の代替取得家屋)	四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	1/3	0	9	0																
		合 計		1	0	0			0			0			0		0			0		0
	合	計		1	1	0			0			0			0		0			0		0

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	——			(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
				令和7年度で第15	条の6等のみ軽減期	間の終了するもの	令和7年度	で軽減期間の終	了するもの
	区 分				床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (m²)	軽 減 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの 1/2		12	19	28	37	44 53	6
	東日本大震災		0 2 1						
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの 1/2	0 3 1						
			0 4 1						
法附則第56条		合 計	0 5 1	0	0	0	0	0	0
		1/2	0 6 1						
	東日本大震災	1/3	0 7 1						
	第14項 (居住困難区域内家	1/2 法附則第15条の6等の適用のないもの	0 8 1						
	屋の代替取得家屋)	1/3	0 9 1						
		合 計	1 0 1	0	0	0	0	0	0
	合	計	1 1 1	0	0	0	0	0	0

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	⁷	5

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 ---------------------市 町 村 名 厚木市

							(1)	(2)	(3)
								答	女
	区	分		行	番	号	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるも	の	9	1	0	12	19	28 36
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないも	の	0	2	0			
		合 計		0	3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるも	の	0	4	0			
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないも	の	0	5	0			
		合 計		0	6	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるも	の	0	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないも	の	0	8	0			
		合 計		0	9	0	0	0	0
	合	計		1	0	0	0	0	0

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	6

第46表 都市再生特別措置法第88条第3項に規定する勧告を受けた 住宅に関する調 (令和6年1月2日以降に新築されたものについて)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
				都市再生特別] 措 置 法 第 88 条	第3項の規定	による勧告に	従わないで新	築されたもの
_			_		1	固	-	数	
Z		行番	号	総数 (個)	(出水等)	地すべり防止 区 域 (個)	警戒区域	浸水被害防止 区 域 (個)	急傾斜地崩壊 危険区域(個)
減額適用る	515条の6第1項 を受けなかった	ものし	0	12	17	21	26	31	36 40
	5 15 条 の 6 第 2 項 を受けなかった		0						
合	計	0 3	0	0	0	0	0	0	0
		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
		<u>→</u>						(11) 従わないで新	
		<u> </u>				第3項の規定			
×		↑ 行番		都市再生特別 総数 (㎡)	大 末 災害危険区域 (出水等) (m²)	第3項の規定 地すべり防止 区 域 (m²)	による勧告に 面 土砂災害特別 警戒区域	従わないで新 積 浸水被害防止	築されたもの
法 附 則 第 減 額 適 用 る	;15 条 の 6 第 1 項 を受けなかった	頁の ⁹ 0 1		都市再生特別総数	措置法第88条 床 災害危険区域 (出水等)	第3項の規定 地すべり防止 区 域	による勧告に 面 土砂災害特別	従わないで新 積 浸水被害防止	築されたもの 急傾斜地崩壊 危 険 区 域
法附則第減額適用。法附則第	5 15 条 の 6 第 1 項	り もの 0 1 もの 0 2	1	都市再生特別 総数 (㎡)	大 末 災害危険区域 (出水等) (m²)	第3項の規定 地すべり防止 区 域 (m²)	による勧告に 五 土砂災害特別 警 戒 区 域 (㎡)	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域 (㎡)	築されたもの 急傾斜地崩壊 危 険 区 域 (㎡)

償却資産に関する概要調書

令和7年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	

地方公共団体コード	11	4	2	1	2	3 ⁶
表番号・行番号		70	0	0	0	011
市町村判別特コード特	定市定市	i·· i以外	・・ の市	• • 町村	• 1	12/
団体区分コ	_	ド	13	/	/	2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

						(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)(ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	2, 166	1, 434	30 34 73:
法	人	0	2	0		5, 807	3, 004	2, 80
合	計	0	3	0		7, 973	4, 438	3, 53

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

地	方公	:共区]体:	コー	ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	7	8

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

								(1)				(2)			(3)		(4)		
	種	類	Ī	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	額 (イ)	の 以外の	もの	- 1
市町	構	 築	物	90	1	0	12		73,	(千円) 471, 856	25		7		3,914	38 40, 169	51			(千円) 63 88, 745
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			98,	825, 734			9	7, 99	9, 773	415, 083			97, 58	84, 690
が 価 格	船	·\ I	舟白	0	3	0				2, 678					2, 678	0				2,678
等を	航	空	機	0	4	0				0					0	0				0
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0			1,	914, 352				1, 91	4, 352	0			1, 91	14, 352
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			69,	828, 138			6	9, 43	3, 518	244, 872			69, 18	38, 646
も の	小	`	計 (ハ)	0	7	0			244,	042, 758			24	2, 72	9, 235	700, 124		2	42, 02	29, 111
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0			25,	473, 662			2	5, 00	5, 722					
三条百関	道府県9 決定し,	知事が作 配分	価格等を したもの	0	9	0			4,	137, 850				2, 74	1, 645					
八係	小	\ F	計 (二)	1	0	0			29,	611, 512			2	7, 74	7, 367					
法第74 県知事	3条第1項 が価格等を	の規定に と決定し7	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0					
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			273,	654, 270			27	0, 47	6, 602					
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							27	0, 47	6, 602					
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0					

地	方公	共国]]体:	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	7	8 1

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

									(1)				(2)					(3)					(4)	
								決	定	価	格	課	税	標	準	額		果税		標	準	額	の	内	訳
	種		類		行	番	号	伏	足	1Ш	伦	珠	加	悰	华	領	■ 課 祝 ■ 適 用	標準のを受け	ノ符 ナる	例規	. 疋 い (イ)	(イ)	以夕	トのもの	り (ロ)
											(千円)					(千円)					(千円)			(千円)
市町	構	穿	FEV.	物	90	1	0	12		4,	014, 563	25			4, 01	4, 563	38				(51		4,	014, 563
村長	機械	及	び	装 置	0	2	0				466, 435				45	8, 026					()			458, 026
が価格	舟	台	舟	怕	0	3	0				0					0					(0			0
等を	航	结	Ē	機	0	4	0				0					0					(0			0
決定	車 両	及て	ド 運	搬具	0	5	0				8, 316					8, 316					(0			8, 316
した	工具,	器具	具 及	び備品	0	6	0				742, 305				74	2, 305					()			742, 305
も の	刀	``	計	・ (ハ)	0	7	0			5,	231, 619				5, 22	3, 210					()		5,	223, 210
法十第九	総務大 定し,	臣 が 配 分	価格	・等を決 たもの	0	8	0				0					0									
三条	道府県決定し	知事 ,配	が 価 分 し	i格等を たもの	0	9	0				0					0									
百関八係	力	``	計	(=)	1	0	0				0					0									
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	〔の規 を決定	定に した	より道府 もの(ホ)	1	1	0				0					0									
合計	(ハ) +	- (=	-)	+ (ホ)	1	2	0			5,	231, 619				5, 22	3, 210			_						
同内	市町	村	分	の額	1	3	0				<u> </u>				5, 22	3, 210			_						
上訳	道府	県	分	の額	1	4	0					_				0			_						

地	方公	:共区]体:	ュー	ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	7	2 ⁸

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

									(1)				(2)					(3)					(4)	
								決	定	価	格	課	税	標	準	額	調報			標例用	準定の	額	の	内	訳
	種	***************************************	質		行	番	号	人	Æ	ΊЩ	俗	床	化工	/示	毕	領	疎 怳	標準の を受け	け行	例規もの	ル (イ)	(イ)	以外	のもの) (口)
											(千円)					(千円)					千円)				(千円)
市町	構	築	物	ŋ	90	1	0	12		69,	457, 293	25		6	59, 36	4, 351	38			40), 169	51		69, 3	324, 182
村長	機械	及て	が装	置	0	2	0			98,	359, 299			ç	7, 54	1, 747				415	5, 083			97, 1	126, 664
が価格	舟	/\ 	舟白		0	3	0				2,678					2, 678					0				2,678
格 等 を	航	空	機	APS.	0	4	0				0					0					0				0
決定	車両	及び	運搬	支具	0	5	0			1,	906, 036				1, 90	6, 036					0			1,9	906, 036
した	工具,	器具	及び	備品	0	6	0			69,	085, 833			6	8, 69	1, 213				244	1, 872			68, 4	446, 341
もの	力	`	計	(ハ)	0	7	0			238,	811, 139			23	37, 50	6, 025				700), 124			236, 8	805, 901
法十第九	総務大 定し,				0	8	0			25,	473, 662			2	25, 00	5, 722									
三条	道府県決定し				0	9	0			4,	137, 850				2, 74	1,645									
百関八係	力	`	計	(二)	1	0	0			29,	611, 512			2	27, 74	7, 367									
	3条第1項 が価格等る				1	1	0				0					0									
合計	(ハ) +	(=)) + ((ホ)	1	2	0			268,	422, 651			26	5, 25	3, 392									
同内	市町	村分	う の	額	1	3	0							26	5, 25	3, 392									
上訳	道府	県分	う の	額	1	4	0									0			_						

1							
1 4	4	2	1	2	3	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

									1)				(2)		(3)			(4)		
							決	定	価	格		課		標	準	(B)	課		標	準	額
		区 分	行	番	号							の		例	率	(C)	(A)	X	(B)	
L		To be the respect to a							(A) (=	千円)		(B)		(C)				(C)) (千円)
	第 1 項	(新線構築物)	9	1	0	12						25		1 27	1	3	29				
法			0	2	0	+								2		3					
		(新線立体交差化施設)	0	3	0									1		6					
第			0	4	0									1		3					
	第 2 項	(ガス事業用資産)	0	5	0						396			1		3					132
三			0	6	0									2		3					
	第 3 項	(農業協同組合等共同利用機械)	0	7	0									1		2					
百	第 4 項	(外航船舶)	0	8	0									1		6					
		(準外航船舶)	0	9	0									1		4					
	第 5 項	(内航船舶)	1	0	0									1		2					
四	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1	1	0									1		6					
+	第 7 項	(国際路線用航空機)	1	2	0									1		5					
			1	3	0									1		10					
九			1	4	0									2		15					
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1	5	0									1		3					
条			1	6	0									2		3					
		(小型離島航空機)	1	7	0									1		4					
Ø	第 9 項	(日本放送協会)	1	8	0					7,	217			1		2					3, 608
	第 10 項	(日本原子力開発機構)	1	9	0									1		3					
_			2	0	0									2		3					
11.	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	1	0									1		6					
			2	2	0									1		3					

地	方グ	:共区]体:	ュー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

							(-				(2)		(3))			(4)		
			/		,	決	定	価	格	課		標	準	(B)	課		標	準	額
		区 分	行者	皆 方	-			(A	(千円)	0	特 (B)	例	率 (C	(C)	(A)	×	(B)	- ^(D) (千円)
	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 1	-	-	12		(<i>P</i> :	1) (干円)	25	,D <i>)</i>	27)	29			(0)	(十円)
	77 10 ·K	()(有四 本色 跃起施政)	2	3	0							1		6					
法		②(青函·本四 新線構築物)	2	4	0							1		18					
			2	5	0							1		9					
第		③(青函・本四 新線立体交差化施設)		6	0							1		36					
717			2	7	0							1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2	8	0							1		10					
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2	9	0							2		3					
			3	0	0							5		6					
百			3	1	0							1		6					
			3	2	0							1		3					
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3	3	0							1		3					
四			3	4	0							2		3					
	第 16 項	(海洋研究開発機構)		5	0							1		3					
+			3	6	0							2		3					
'	第 17 項	(水資源機構)		7	0							1		2					
				_	0							3		4					
九	第 18 項	①(特定地方交通線)	3	9	0							1		4					
		②(新線構築物)	4	0	0							1		12					
条			4	1	0							1		6					
>10		③(新線立体交差化施設)			0							1		24					
			4	3	0							1		12					
の		④(河川事業鉄軌道用資産)		-	0							1		6					
					0							5		24					
三			4	6	0							1		24					
			4	7	0							1		12					
		⑤(変・送電用資産)	4	8	0							3		20					

地	地方公共団体コード表												
1	4	2	1	2	3	7	3						

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

							(1)			(2)		(3	3)			(4)		
	区分	行	番	무		決	定	価	格	課の		標例	準率	(B)	調	県 税 (A)	. 標 ×	準 (B)	額 (D)
	<u> </u>	1 J	畄	75				(A	、) (千円)	_	(B)	ניקר	学 ((1	(A)	^	(C)	_
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9			12			(7:	(111)	25	(D)	2	.7	//	29			(0)	(111)
	别 10 · 案 (初下中) 一	4	9	0					466, 577			1		3					155, 526
法		5	0	0								2		3					
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5	1	0					254, 500			1		2					127, 250
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5	2	0								1		2					
	第 23 項 (信用協同組合等)	5	3	0								3		5					
三	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	4	0								3		5					
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5	5	0								1		2					
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5	6	0								4		5					
四	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0								1		3					
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0								1		3					
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0								1		3					
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	0	0								1		2					
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	1	0								1		3					
		6	2	0								2		3					
の	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	3	0								1		2					
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	4	0								1		3					
三		6	5	0								2		3					
	第 33 項 (世界遺産)	6	6	0								1		3					
法第3	49条の3の4 (被災代替償却資産)	6	7	0								1		2					
	· 合 計	6	8	0					728, 690			-		-				:	286, 516

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	〉共 🖯]]体:	コー	ĸ	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

					(1)			(2			3)		(4)		
		区 分	行番号	決	定	価 格 (A)		の	税 標 特 仮	率	(B) (C)	課 (標 ×	進 (B) (C)	額 (D) (千円)
	旧 第1項	(送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12				25	1	27	3	29			
法		(変電所・電気事業用)	0 2 0 0 3 0						3		3 5				
第	旧第2項	(ガス事業用資産)	0 4 0 0 5 0						3		3				
	旧第13項	(立体交差化施設)	0 6 0 0 7 0						5		6				
Ξ		(熱供給事業用資産)	0 8 0				1, 149		1		3				766
百		(地下道又は跨線道路橋)	1 0 0			-	1, 145		1		2				700
		(車庫構築物・立体交差化施設) (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 1 0 1 2 0						1		3 6				
四	旧第24項	(特定鉄道路線構築物)	1 3 0 1 4 0						1		3				
+	旧第25項	(日本電気計器検定所)	1 5 0 1 6 0						1		2				
	II SE OC TE	(日本消防検定協会)	1 7 0 1 8 0						1		6				
九	旧 弗 26 垻	(口平捐的快足励云)	1 9 0						1		3				
条	旧第27項	(小型船舶検査機構)	2 0 0 2 1 0						1		6 2				
			2 2 0 2 3 0						1		3 6				
の	旧第28項	(軽自動車検査協会)	2 4 0 2 5 0						1		2				
三	口 笠 91 丐	(九人/口及公安和副士// 甘人)	2 6 0 2 7 0						1		6				
	旧 弗 31 埧	(社会保険診療報酬支払基金)	2 8 0						1		3 6				

地方公共団体コード表										
1	4	2	1	2	3	7 7	4			

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)		(2)	(;	3)			(4)		
			決	定	価	格		税根		(B)	課	税	標	準	額
	区 分	行番号					の	特例	」 率	(C)	(A)	\times	(B)	(D)
					(A) (千円)	(B)	((C)				(C)	(千円)
法	旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)	9 9 0	12				25	1	27	2	29				
第		3 0 0						1		3					
三		3 1 0						1		6					
百	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 2 0						1		3					-
四		3 3 0						1		6					
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0						1		2					
九	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0						2		3					
条		3 6 0						1		2					
の		3 7 0						1		6					
Ξ	合計	3 8 0				1, 149		-		-					766

地	方を	大公	団体:	-	ド	表征	昏号
1	4	2	1	2	3	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

					(1)			(2)		(3)			(4)		
	区分	行番:	号	決	定	価(/	格 A) (千円)	課の	税 特 (B)	標 例	準 (B) 率 (C)		果	. 標 ×	進 (B) (C)	額 - (D) (千円)
	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1	0	12		(2	2) (114)	25	,2)	1 27	,	29			(0)	(1137
法		0 2								3	-	1				
伍	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3	0							1	4	:				
		0 4	0				5, 729			2		}				3, 820
附		0 5								1		3				
		0 6	_							3	4	ł				
	<u></u>	0 7					65, 322			1	(j				10,887
則	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8	0				10, 171			1	;	3				3, 390
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9	0							4		,				
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0	0				404			1	4	2				202
第	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1	0							1	4	2				
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 2	0							2	Ę	5				
+		1 3	0							1	4	ŧ				
'		1 4	0							3	8	3				
		1 5	0							2	;	;				
五	第 4 項 (沖縄電力㈱)	1 6	0							2	;	3				
	第 5 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 7	0							2		,				
	第 6 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 8	0							2	;	,				
条	第 7 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9	0							1	4	2				
		2 0	0							3	4	1				
		2 1	0							5		6				

地	方を	〉共区	団体:	1 —	ド	表習	番号
1	4	2	1	2	3	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都	道	府 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

										(1)				(2)		(3))				(4)		
			区分	行	番	号		決	定	価		格	課の	税 特	標例	準 率	(C)		果 (A)	税	標 ×	準 (B)	額 _ (D)
	第	8 項	(国際船舶)	9	9	0	12				(A)	(千円)	25	(B)	1 2	(C)	,	29				(C)	(千円)
			(うち特定船舶適用分)	2	:	0									1		18 36						-
法	第	9 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2	_	0									1		2						-
			②(新線構築物)	2	5	0									1		6						
					6	<u>. </u>									1		3						
附			③(立体交差化施設)	2		0									1		12						
			④(河川事業鉄軌道用資産)		8	<u>. </u>									1		6						
			(4)(四川事業鉄軌道用貨座)		9	-	-								1		12						
則				_	1										1		12						-
				_	2	-									1		6						-
			⑤(変・送電用資産)	3		0									3		10						
第	第	10 項	(鉄道車両安全向上設備)	3	4	0									1		3						
	第	11 項	(低床車両)	3	5	0									1		3						
	第	12 項	(新造改良車両(鉄道事業))		6	-									2		3						
+				_	7	-									3		5						
	Anh-	10.75	(DD7.1) II.45-3II.)		8	<u>: </u>	_								3		4						
	211	13 項 14 項	(PFI公共施設) (都市再生緊急整備地域)	3	9	0									1		2						
五	Na.	11 70	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	0	0									1		2						
条			(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	1	0									1		2						
米	11	15 項	18/ 7 11 11 - 11 - 12 17	4	2	0									2		3						
	第	16 項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)		3	-									1		2						
				4	4	0									3		5						

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方を	大人	団体:	-	ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

									(1)				(2)		(3	3)				(4)		
		区分	行	番	旦.		決	定	価	i ŧ	各	課の	税	標例	準率	(C)	4	果 (A)	税	標 ×	準 (B)	額 (n)
		区 勿	1 J	畓	ケ					(A)	(千円)		特 (B)	1911	学 (C		1	(A)		^	(E)	- ^(D) (千円)
	第 17 項	(鉄道事業再構築事業)	9 4	5	0	12						25		1 2	27	4	29					
	第 18 項	(バイオ燃料製造設備)	4		0									1		2						
			4	7	0									2		3						
法			4	8	0									3		4						
伍	第 20 項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	_	9										1		2						
		(津波対策に資する港湾施設等)	ь	0	0									2		3						
	第 21 項		5	1	0									-		=						
附	第 23 項	(津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	2	0									1		-						
	NA 20 X	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5		0									_		-						
	第 24 項	(移動等円滑化のための設備)	5	4	0									2		3						
則		(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	5	0									1		2						
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	6	0									7		12						
Anton		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0									7		12						
第		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0									1		2						
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0									1		3						
+	第 25 項	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	0	0									7		12						
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0									1		2						
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	2	0									1		3						
Ŧ.		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	3	0									1		3						
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	4	0									1		2						
条		(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	5	0								:	11		14						
	第 26 項	(鉄道耐震補強設備)	6	6	0									2		3						
	第 27 項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	7	0									2		3						
	第 28 項	(浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0									-		-						
• / 1/1-1	had a familiar f	税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準	on the	- /!	hr (a)	(0)			44-7	tertude 3.	At hel -	Mad why a		7 [0	A 1.1.6	- Aside J	1		deal whe)	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は 「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方々	〉共区]体:	1 —	ド	表習	番号
1	4	2	1	2	3	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

										1)				(2)		(3)			(4			
		_			_	_		決	定	価	格		課	税	標	準	(B)	1	果 税	標	Ę		額
		区	分	行	番	号					(A) (жm)	の	特 (B)	例	率 (C	(C)	ł	(A)	×		(B)	(D) (千円)
	第 29 項	(協定特定	定港湾施設)	9	:	:	12				(A) (1 (3)	25	(D)	2		.)	29				(0)	(117)
	" - "	(1007-117)	2.2.7,7,2,9,47			0									1		2						
					:	0	_								5		6						
S.L.						0									2		3						
法	第 30 項	(無電柱	化)	_	•—	0	_				4,	, 119			1		2						2,060
	H4	/ tot. t-b.t	10 14 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_		0	_								3		4						
	第 33 項	(地域福村	引増進事業)			0									2		3						
	学 94 1百	(曲光切)	3.47.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00			0									3		4						
附		(認定就)	司組合等共同利用機械) 東本)		-	0	_					121			9		2						81
	第 30 項		^{実有} / 圏性等向上施設)	<u> </u>	'	1 0	+					141			4		3						
	第 37 項	(地域決定	巨型地方税制特例措置(わがまち特例)適	7	8	0									-		-						
	第 38 項	<u>用分)</u> (ローカ <i>)</i>	1,5 G)	7	Q	0	-								1		9						—
則			ナイクルポート)		-	0	_								3								
		(雨水貯旨	習浸透施設)	\vdash	Ů	Ť	\vdash					-			+		- 1						
	第 40 項	(地域決定 用分)	它型地方税制特例措置(わがまち特例)適	8	1	0									-		-						
	第 42 項		/ニュートラルポート)	8	2	0	\vdash								2		3						
第		(先端設信 R5. 4. 1~	⋕等) R7. 3. 31取得	8	3	0					312,	, 030			1		2					15	56, 015
			「830行」のうち、R5.4.1~R6.1.1取得	8	4	0					174,	, 877			1		2					8	87, 444
+			「830行」のうち、R6.1.2~R7.1.1取得	8	5	0					137,	, 143			1		2					(68, 571
	第43項		目標設定事業者) R7.3.31取得	8	6	0					630,	, 052			1		3					2	10, 017
	W110-K		「860行」のうち、R5. 4. 1~R6. 1. 1取得	8	7	0					63,	, 304			1		3					4	21, 101
五.			「860行」のうち、R6.1.2~R7.1.1取得	8	8	0					566,	, 748			1		3					18	88, 916
		R7. 4. 1∼	目標設定事業者) R9.3.31取得	8	9	0									1		2						
条					0	0									1		4				_		
	第 44 項 (道路運送高度化事業)					0									1		3						
	第 45 項 (鉄道豪雨対策)					0									3		4						
	(JR本州3社)					0		_			1 097	0.40			2		3		_			21	OC 479
		合	計 世景(わがまた特例)適用分の「岬道煙池								1,027						_				~1.\ <i>†</i>		86, 472

[※]地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

抴	方グ	、共区]体:	コー	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

								(1)				(2)			(3)				(4)		
	-					決	定	,	価	格	誹			準	(B)	1	課	税	標	準	額
	区 分	行	番	号					(A)	(千円)) 特 (B)	例	率	(C)	-	(A)		×	(B)	_ (D) (千円)
	旧第1項(倉庫等)	9			12				(A)	(干円)	25	(b)		27	(C)	29				(0)	(干円,
		0	1	0									2		3						
			2										3		5						
法	旧第3項(公害防止設備)		3	:						11,005			1		3						3, 668
14		0	4	0									2		3						
		0	5	0									3		4						
		0	6	0									1		2						
附	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	7	0									3		5						
LII		0	8	0									1		2						
		0	9	0									1		3						
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1	0	0									1		2						
則		1	1	0									2		3						
^,	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	2	0						500			2		3						333
		1	3	0									5		6						
	旧第7項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	4	0									3		5						
第	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1	5	0									2		3						
		1	6	0									1		2						
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	7	0									-		-						
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	8	0									3		5						
+		1	9	0									1		2						
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2	0	0									2		3						
		2	1	0									3		5						
	旧第15項(地方卸売市場)	2	2	0									4		5						
五.		2	3	0									3		4						
	旧第17項①(立体交差化施設)	2	4	0									1		6						
	②(旧交納付金法附則第19項)	2	5	0									-		-						
	③(旧交納付金法附則第20項)	2	6	0									-		-						
条	旧 第 19 項(指定法人等の大規模外貿埠頭)		7										1		2						
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2	8	0									2		3						
	旧第20項 (スーパー中枢港湾)		9	:									1		2						
	旧第21項(国立大学校舎)	3	0	0									1		2						

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	共区	団体:	コー	ド	表都	备号
1	4	2	1	2	3	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

							(1)			(2)			(3)			(4)		
				П	F	夬	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
	区 分	行	番号	-						の	特	例	率	(C)	(A)	\times	(B)	(D)
								(,	4) (千円)		(B)			(C)				(C)	(千円)
法	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	3	1		12					25		-	27	-	29				
附	旧 第 32 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	2	0					67, 108			1		3					22, 369
則	旧第33項(帰還環境整備推進法人)	3	3	0								1		3					
第	旧第36項(公共荷さばき施設)	3	4	0								1		2					
	旧第36項(対象特定電気通信設備)	3	5	0								3		4					
+	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3	6	0								1		2					
五		3	7	0								1		4					
条	旧第37項(立地誘導促進施設)	3	8	0								2		3					
	合 計	3	9	0					78, 613			-		_					26, 370

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方々	〉共5]体:	コー	ĸ	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	7	8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

								(1)		((2)		(3)			(4)		
							決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	. 税	標	準	額
			区 分	行	番	号					の	特	例	率	(C)	((A)	×	(B)	(D)
									(A) (千円)	(B)		(C)				(C)	(千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	1	0	12				25		1	27	3	29				
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0	2	0							1		2					
		J	②(新線構築物)	0	3	0							1		6					
		R 北		0	4	0							1		3					
附		海	③(新線立体交差化施設)	0	5	0							1		12					
		道		0	6	0							1		6					
則	第	四	④(新幹線鉄軌道用資産)	0	7	0							1		12					
X1	217	国		0	8	0							1		6					
		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0	9	0							1		12					
第		係る	⑥(青函・本四 新線構築物)	1	0	0							1		36					
		特		1	1	0							1		18					
١,		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	2	0							1		72					
+	_	ک ن د		1	3	0							1		36					
	-	法 第	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1	4	0							1		20					
五.		三	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	5	0							1		3					
		百		1	6	0							5		12					
		四十		1	7	0							1		12					
条		九		1	8	0							1		6					
		条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	9	0							1		6					
 の	項	のコ	⑪(変・送電用資産)	2	0	0							3		10					
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))		1								1		3					
		項		2	2								3		10					
		との	⑬(鉄道耐震補強設備)	2									1		3					
		連	⑭(鉄道豪雨対策)	2	4	0							3		8					
		乗	ⓑ(鉄道豪雨対策(JR本州 3 社)	2	5	0							1		3					

地	方グ)共	団体:	コー	7,	表看	野
1	4	2	1	2	3	7	8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

							(1)			(2)		(3)				(4)		
×	分	行	番	号	決	定	価	格	課の	税特	標例	準率	(B)	課(利 A)	ゼ >	標	準 (B)	額 (D)
			ш	,				(A) (千円)		(B)	1	(C		`	/			(C)	(千円)
法 ①	(旅客会社等に係る承継特例)	9	6	0	12				25		3	7	5	29					
第一納四族	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施 设)	2	7	0							-		-						
五	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	8	0							3		10						
	○(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付 ☆法附則第17項・立体交差化施設)	2	9	0							-		-						
法附則第16条の2	第11項(令和2年7月豪雨 被災代替償 却資産)	3	0	0							1		2						
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替 償却資産)	3	1	0							1		2						
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)	3	2	0							1		3						
法附則第16条の3	旧第11項(平成30年7月豪雨 被災代替 償却資産)	3	3	0							1		2				·	·	
<u></u>	計	3	4	0				0)		-		-						0

地	方グ	类区	団体:	ュー	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条,法附則第56条の2等)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

												1)				(2)			(3)				(4)		
				区	分	行	番	号		決	定	価	格		課の	税 特	標 例	準率	(B)	(A)	課 ×	税 (B)	標	準 (D)	額
													(A) (=	千円)		(B)			(C)		•	(C)			(千円)
法	附貝	削 箩	等 56	5 条	第12項(東日本大震災)	9	1	0	12						25		1	27	2	29					
					第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0									1		2						
法附	旧	第	3	項	(被災代替鉄道施設等)	0	3	0									2		3						
則	旧	第	4	項	①(被災特定地方交通線)	0	4	0									1		4						
第五					②(新線構築物)	0	5	0									1		6						
十六					③(新線立体交差化施設)	0	6	0									1		12						
条の					④(河川事業鉄軌道用資産)	0	7	0									5		24						
						0	8	0									1		12						
法	3 年地 附則第 旧法附	第13	条第1	項	(新型コロナ先端設備等) R3. 4. 1~R5. 3. 31取得分	0	9	0					177,	247			0		0						0
				合	計	1	0	0					177,	247			-		-						0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	〉共 🕏]]体:	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

都 道 府 県 名 神奈川県 -----------------------市 町 村 名 厚木市

	_		(1)		(2)	
区 分	行番号	計 納 税 義 務	者数 (人)	課税標	準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の	9 1	0 12	4, 438	21		1,914,323
150 万以上 160 万円未満のもの	9 2	0 12	95	21		147, 794
160 万以上 170 万円未満のもの	0 3	0 12	72	21		33 118, 889
170 万以上 180 万円未満のもの	9 4	0 12	65	21		113, 831
180 万以上190 万円未満のもの	0 5	0 12	67	21		124, 022
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6	0 12	80	21		156, 043
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7	0 12	309	21		694, 482
250 万以上300 万円未満のもの	0 8	0 12	234	21		643, 672
300 万以上1,000 万円未満のもの	0 9	0 12	1, 254	21		6, 888, 093
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	1 0	0 12	500	21		6, 986, 236
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1	0 12	212			5, 158, 428
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2	0 12	378			20, 633, 844
1 億 円 以 上 の も の	1 3	0 12	269	21		228, 811, 268
計	1 4	0 12	7, 973	21		272, 390, 925
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5	0 12	14	21		25,006,435
の 条 関 係 知 事 配 分 分	1 6	0 12	1	21		2,741,645
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1 7	0 12		21		33

	地	方グ	〉共 🖯	ド	表番号			
1	1	4	2	1	2	3	8	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

,				(1)	(2)				
区 分	行	番	号	納 税 義 務 者 数 (人)	課税標準額(千円)				
150 万 円 未 満 の も の	9	1	0	1, 434	³³ 575, 699				
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	30	21 33 46, 764				
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	22	33 36, 307				
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0	14	21 33 24, 455				
180 万以上 190 万円未満のもの	9	5	0	13	· ·				
190 万以上 200 万円未満のもの	9	6	0	28	33 54, 696				
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	85	190,				
250 万以上300万円未満のもの	9	8	0	73	199, 0				
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	325	1, 723, 046				
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	94	1, 260,				
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	25					
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	22	920, 221				
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	1	³³ 146, 210				
13-t-	9 1	4	0	2, 166					
計 法第389 大臣配分分	9 1	5	0	12	21 33				
の 条 関 係 知 事 配 分 分	9 1	6	0	12	21 33				
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12	21 33				

	也	方グ	表番号					
1		4	2	1	2	3	8	1 8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

都 道 府 県 名 神奈川県 -----------------------市 町 村 名 厚木市

			(1)		(2)	(2)					
区 分	行 番	号	納 税 義 務 者 数	(人)	課税	標準	額	(f	円)	
150 万 円 未 満 の も の	9 1	0	12	3, 004	21					1, 338, 6	524
150 万以上 160 万円未満のもの	9 2	0	12	65	21					101, 0	33)30
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3	0	12	50	21					82, 5	33 582
170 万以上 180 万円未満のもの	9 4	0	12	51	21					89, 3	33 376
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0 5	0	12 54 21							99, 9	33 952
190 万以上 200 万円未満のもの	9 6	0	12	52	21					101, 3	33 347
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0 7	0	12	224	21					504, 4	33 43
250 万以上300 万円未満のもの	9 0 8	0	12	161	21					444, 6	33 521
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9	0	12	929	21					5, 165, 0	33)47
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1 0	0	12	406					5, 725, 6	33 589	
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1 1	0	12	187					4, 560, 6	33 524	
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2	0	12	356	21					19, 713, 6	33 523
1 億 円 以 上 の も の	9 1 3	0	12	268	21				22	28, 665, 0	33)58
竹山	⁹ 1 4	0	12	5, 807	21				20	66, 592, 0	33)16
法第389 大臣配分分	9 1 5	0	12	14	21				4	25, 006, 4	33 135
の 条関係 知事配分分	係 知事配分分 ⁹ 1 6	0	12	1	21					2, 741, 6	33 345
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1 7	0	12		21	_					33

市町村交付金に関する概要調書

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調報告書

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	

地方公共団体コード	¹ 1	4	2	1	2	3 ⁶				
表番号・行番	号	⁷ 0	0	0	0	011				
市町村判別コード 特定市・・・・・1 特定市以外の市町村・2										
団体区分コ		ド	13			2 ¹⁶				

(注) 自動的に付与される。

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	9 ⁸

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

						(1)	((2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
								玉		7	有	資		産	
						41	î ţ	長 佃	i 格	(通 知	価格)		
	区	分	行	番	号		土		地		家	屋	償却資産	行番号	価 格 計 (D)
						件 数	数	量	価格(A)	件 数	数量	価 格 (B)	一個和資産 価格(C)	1」	1 1
						一 奴	奴	里 (m²)	(千円)	数	数 <u>里</u> (m²)	(手円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
4.0-		/ 0 页	9		_	12	18		30	40	46	56	66 75	9	12 23
貸		/6の適用があるもの	0	1	0	8		2, 381	252, 821					0 1 1	252, 821
付	+	/ 3 の適用があるもの	0	2	0	1		1	85					0 2 1	85
資	2	/ 5 の適用があるもの	0	3	0	0		0	0	1	1,000	43, 359		0 3 1	43, 359
	上 記 以	外のもの	0	4	0	3		156	921	0	0	0	0	0 4 1	921
産		計	0	5	0	12		2, 538	253, 827	1	1,000	43, 359	0	0 5 1	297, 186
空す	法第4条第1項の 1	/6の適用があるもの	0	6	0	0		0	0					0 6 1	0
港る		/ 3の適用があるもの	\vdash	7		0		0	0					0 7 1	0
の固)	<u>/ 5</u> の適用があるもの	_	8		0		0	0	0	0	0		0 8 1	0
用定		/ 2 の適用があるもの	-	9		0		0	0	0	0	0	0	0 9 1	0
に資供産	工品 0 0 0 1	計	<u> </u>	0		0		0	0	0	0	0	0	1 0 1	0
国	<u> </u> 有 林 野 に	<u>明</u> 係る土地	_	1		0		0	0					1 1 1	0
発は供						0									0
電送す	発電所の用に供	方公営企業に係るもの	\vdash	2										1 2 1	
所電施設である。固立	する固定資産時は	E多目的ダム法の規定の適用を受る 多目的 ダムに係るもの	1	3	0	0		0	0	0	0	0	0	1 3 1	0
電の定	変電所又は送電施設	の用に供する固定資産	1	4	0	0		0	0	0	0	0	0	1 4 1	0
所用資 又に産		計	1	5	0	0		0	0	0	0	0	0	1 5 1	0
水に		のの用に供する土地	1	6	0									1 6 1	
道供	_{方保}	/ 2 の適用があるもの	1	7	0									1 7 1	
施す	🚉 に供する 3	/ 4 の適用があるもの	1	8	0	/								1 8 1	
7	_{**の} 回 ル 貝 座 性	例率の適用がないもの	1	9	0	/								1 9 1	
設固	特定多目的ダム 1	/ 2 の適用があるもの	2	0	0					0	0	0	0	2 0 1	0
寺定		/4の適用があるもの	2	1	0					0	0	0	0	2 1 1	0
の資	ダムに係るもの特	例率の適用がないもの	2	2	0	0		0	0	0	0	0	0	2 2 1	0
用産		計	2	3	0	0		0	0	0	0	0	0	2 3 1	0
石 油	備蓄施設の用に	供する固定資産	2	4	0	0		0	0	0	0	0	0	2 4 1	0
	合	計	2	5	0	12		2, 538	253, 827	1	1,000	43, 359	0	2 5 1	297, 186

地	地方公共団体コード										
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	98				

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

						(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
							公		7	•			産	_
									(価格)		
	区	分	行	番	号		土	地		家		償 却 資 産	行番号	価格計(D)
						件 数	数量	価格(A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	11 1 1 1	
						11 %	<u> </u>	(千円)		(m²)	(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	9	1	2	9	123, 697	³⁰ 10, 837, 480	40	46	56	66 75	0 1 3	10, 837, 480
付	特例の適用がある	1/3の適用があるもの	0	2	2	0	0	0					0 2 3	0
資	もの	2/5の適用があるもの		3		0	0	0	10	124, 969	8, 090, 009		0 3 3	8, 090, 009
	上記以	外のもの		4		7	16, 514	647, 977		0	0	0	0 4 3	647, 977
産	<u> </u>	計		5		16	140, 211	11, 485, 457	10	124, 969	8, 090, 009	0	0 5 3	19, 575, 466
空す)	1/6の適用があるもの		6		0	0			121,000	2, 000, 000		0 6 3	0
差る	法第4条第1項の特別の適用がある			_		0	0	0						0
の固	村例の週用がある	1/3の適用があるもの		7		U		U					0 7 3	0
用定		2/5の適用があるもの		8		0	0	0	0	0	0		0 8 3	0
に資	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0 9 3	0
供産		計	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1 0 3	0
国	有 林 野 (に係る土地	1	1	2								1 1 3	
発は供電送す	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1 2 3	0
電所・変している。	する固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的 ダムに係るもの	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1 3 3	0
変設 電の定 所用資	変電所又は送電施	直設の用に供する固定資産	1	4	2	1	905	193	1	37	122	23, 155	1 4 3	23, 470
別用員		11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	5	2	1	905	193	1	37	122	23, 155	1 5 3	23, 470
水に	地にダム以外の	りものの用に供する土地	1	6	2	9	1, 210	6, 625					1 6 3	6, 625
道供	方係 公る ダムの用	1/2の適用があるもの	1	7	2				0	0	0	106, 279	1 7 3	106, 279
地施する	🖺 👢 に 供 す る	3/4の適用があるもの	1	8	2				0	0	0	30, 086	1 8 3	30, 086
	【 _{※の} 【 迫 足 負 圧 [特例率の適用がないもの	1	9	2	0	0	0	6	82	1, 157	13, 919	1 9 3	15, 076
設田	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	0	2				0	0	0	0	2 0 3	0
帝 定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	1	2				0	0	0	0	2 1 3	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2 2 3	0
用産		計	2	3	2	9	1, 210	6, 625	6	82	1, 157	150, 284	2 3 3	158, 066
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	4	2								2 4 3	
	合	計	2	5	2	26	142, 326	11, 492, 275	17	125, 088	8, 091, 288	173, 439	2 5 3	19, 757, 002

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	98

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

		—				(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
						国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区	分	行	番	是		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(C) - (D)
		<i>9</i> 3	',	H	<i>,</i> ,	算定標準額	正, 日日本何V/面外は工	算定標準額	(円)(B) 注:百円未満の端数は生	(円) 注: 百円未満の端数は生	注:百円未満の端数は生	(C) = (D)
						(千円)	じないものであること	(千円)	じないものであること 】	じないものであること	じないものであること	(円)
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある		90	1	4	42, 145	²² 590, 000	1, 806, 246	⁴⁴ 25, 287, 400	⁵⁶ 25, 877, 400	25, 818, 900	58, 500
付	特別の適用が <i>め</i> る	1/3の適用があるもの	0	2	4	28	300	0	0	300	300	0
資	ŭ .	2/5の適用があるもの	—	3		17, 343			45, 304, 000	45, 546, 800		4, 914, 400
産	上 記 以	• =		4		921	12, 800		9, 071, 600	9, 084, 400	= 1, 1 = 1, 1 1 1	△ 9,832,900
		計		5		60, 437		5, 690, 225	79, 663, 000	80, 508, 900	85, 368, 900	△ 4,860,000
空す	法第4条第1項の			6		0	0	0	0	0	0	0
港るの固	特例の適用がある			7		0	0	0	0	0	0	0
用定	もの	2/5の適用があるもの	0	8	4	0	0	0	0	0	0	0
一に資	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	4	0	0	0	0	0	0	0
供産		計	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0
国	有 林 野	に係る土地	1	1	4	0	0			0	0	0
発は供 電送 _す	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	2	4			0	0	0	0	0
所電っ	する固定資産.	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0
・変電所の固定資	変電所又は送電加	施設の用に供する固定資産	1	4	4	0	0	23, 470	328, 500	328, 500	394, 000	△ 65, 500
又に産		計	1	5	4	0	0	23, 470	328, 500	328, 500	394, 000	△ 65,500
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1	6	4			6, 625	92, 700	92, 700	92, 700	0
道供	方 _係 公 _る ダムの用	1/2の適用があるもの	1	7	4			53, 139	743, 900	743, 900	577, 200	166, 700
施す	営も に供する	3/4の適用があるもの	1	8	4			22, 564	315, 800	315, 800	333, 600	△ 17,800
施	■業の■固定資産	特例率の適用がないもの	1	9	4			15, 076	211,000	211,000	242, 900	△ 31,900
設	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0
守定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0
の資	ダムに係るもの	<u> </u>	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0
用産		計	2	3	4	0	0	97, 404	1, 363, 400	1, 363, 400	1, 246, 400	117, 000
石 油	備蓄施設の用]に供する固定資産	2	4	4	0	0			0	0	0
	合	計	2	5	4	60, 437	845, 900	5, 811, 099	81, 354, 900	82, 200, 800	87, 009, 300	△ 4, 808, 500

都市計画税に関する調

令和7年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

地方公共団体コード	1	4	2	1	2	3 ⁶
表番号・行番号		7				11
市町村判別コード特定特定	市	j • 以外	. の市	• • f町村	• 1 † • 2	12
団体区分コー	-	ド	13			2 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

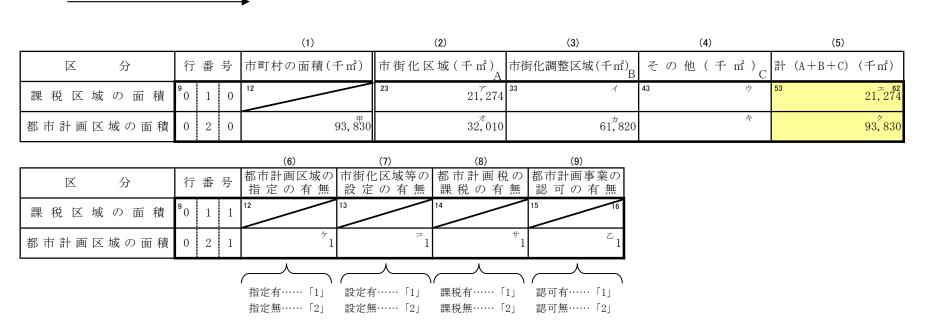
(注) 自動的に付与される。



令和7年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市



地	方グ	〉共 🖔	団体:	コー	ド	表都	番号
1 1	4	2	1	2	3	⁷ 5	2

第52表 納税義務者数に関する調

						(1)			(2)	(3)
<u> </u>	☑ 分	行	番	号	 総 数 	(人)	 法定免税点未満のもの(人) 	法定免税点以上のもの(人)
	個人	90	1	0	12			46, 936	929	³² 46, 0 ⁴ 7
土地	法人	0	2	0				2, 159	168	1, 991
	計	0	3	0				49, 095	1,097	47, 998
	個 人	0	4	0				59, 196	616	58, 580
家 屋	法 人	0	5	0				2, 520	39	2, 481
	計	0	6	0				61, 716	655	61, 061
	個 人	0	7	0				67, 540	1, 413	66, 127
実 数	法人	0	8	0				3, 058	196	2, 862
	計	0	9	0		·		70, 598	1,609	68, 989

地	方公	:共区	団体:	コー	ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	7 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)			_			(2)						(3	3)			(4)
	区	分	行	番	号	市	街	化	区	域	-	市街	化	調	整	区	域		そ	0)	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12				17, 681	24							34						⁴⁵ 17, 681
地	地	その他	0	2	0					2, 674	1													^z , 674
の	等	小 計	0	3	0					20, 355	5						0)					0	′
地	厚	農 地	0	4	0					830)													⁹ 830
積 (千㎡)		計	0	5	0					21, 185	5						ッ 0)					テ 0	2 ^h , 185
家床	木	造家屋	0	6	0				4,	800, 050														4, 800, 050
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0				8,	909, 495	5													8, 909, 495
の積 (㎡)		計	0	8	0				13,	709, 545	-						= 0)					× 0	13, 709, 545
土	宅	宅 地	0	9	0					88, 156	3													88, 156
地	地	その他	1	0	0					8, 497	7													, 497 8, 497
の	等	小 計	1	1	0					96, 653	3						0)					0	96, 653
筆	片	農 地	1	2	0					2, 338	3													⁷ ₂ , 338
数 (筆)		計	1	3	0					98, 991							本0)					<u></u>	98, 991
家屋	木	造家屋	1	4	0					43, 811														43, 811
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0					15, 423	3													15, 423
数 (棟)		計	1	6	0					59, 234	ŀ						۵)					, O	59, 234

$\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 4 \\ 2 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 3 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 4^8 \\ 4^8 \end{bmatrix}$	地方公	公共団体	コード	表番	号
	1 4	2 1	2 3	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		 行	番	문	決	定	価	格
			<i>)</i>		1,1	ш	,,	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規思	[個	9 ()	1	0	639, 149, 538	24	34	45 ÷ 57 639, 149, 538
		宅	模地	法人	0	2	0	44, 413, 918			44, 413, 918
	宅	用	一 住宅	個 人	0	3	0	112, 823, 010			112,823,010
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	1, 605, 877			1, 605, 877
	地	非用住	個分住宅	、 非 用 地	0	5	0	136, 677, 377			136, 677, 377
		宅 地	法分住宅	、 非 用 地	0	6	0	345, 632, 309			345, 632, 309
地		小	1	t	0	7	0	1, 280, 302, 029	0	0	1, 280, 302, 029
		農	地		0	8	0	28, 013, 870			28, 013, 870
	Ž	ξ σ) (t	<u>h</u>	0	9	0	159, 809, 375			159, 809, 375
		計	†		1	0	0	1, 468, 125, 274	0	0	1, 468, 125, 274
家	木	造	家	屋	1	1	0	152, 888, 213			152, 888, 213
屋	木道	告 以 外	トの 🦠	屋 屋	1	2	0	469, 705, 667			469, 705, 667
座		計	†		1	3	0	622, 593, 880		0	622, 593, 880
	合		計		1	4	0	2, 090, 719, 154	⁹ 0	a 0	2, 090, 719, 154

地	方グ	:共区	団体:	コー	ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域 (千円)	票 そ の	進 他 (千円)	額 計 (千円) _A	実定税率	調 定 見 込 額 A×B(千円)
		住	小規		90	1	1	212, 957, 444	35	35		47 212, 957, 444		69 79/
		宅	模地	法人	0	2	1	14, 724, 724				$14,724,\overset{b}{7}24$	1	
	宅	用	一 住宅	個 人	0	3	1	75, 166, 868				75, 166, 868		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	1, 068, 626				1, 068, 626		
	地	非 用住	個 人住宅戶	非用地	0	5	1	86, 335, 541				86, 335, $\overline{5}41$		
		宅地	法 人住宅戶	非用地	0	6	1	199, 226, 138				199, 226, ^{‡3} 38		
地		小	計		0	7	1	589, 479, 341	0		0	589, 479, 341		
		農	地		0	8	1	18, 366, $\overset{\overset{\circ}{6}}{2}$ 8				18, 366, 628		
	Ž	そ の	他		0	9	1	98, 737, 315				98, 737, 315		
		計			1	0	1	706, 583, 284	0		0	706, 583, 284		
家	木	造	家	量	1	1	1	152, 888, 213				152, 888, 213		
屋	木道	告 以 外	・の 家	屋	1	2	1	466, 849, 322				466, 849, 322		
庄		計	•		1	3	1	619, 737, 535			0	619, 737, 535		
	合		計		1	4	1	1, 326, 320, 819	٥ -		ь О	1, 326, 320, 819	0. 200 %	2, 652, 642

地	方公	:共区	団体:	コー	ド	表都	香号
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	5 ⁸

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	((2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆 数
		1,1		73	(人)		(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0	1	0	951	24	506	³⁹ 23, 050, 924	⁵⁴ 15, 367, 282	69 1, 617
市	ラー - 負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	103		46			179
I '	各担水準0.0℃ L0.05 未进		3		19		8			25
特	和 <u> </u>		4		3		2			4
街	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	12		10		154, 429	29
"	3		6		3		3			4
	負担水進0.7以上0.75未満		7		1		1	18, 852	9, 585	1
定化	手 負担水準0.65以上0.7未満	0	8	: 0				,	,	
~ '-	負担水準0.6以上0.65未満		9							
	賃 負担水準0.55以上0.6未満		0							
区	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	3		1	42, 962	16, 563	5
		1	2	0	2		2	68, 270	23, 650	3
市	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0						
域	_前 負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0						
	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0						
	☆ 【負担水準0.25以上0.3未満		6							
街農	፟ 負担水準0.2以上0.25未満		7							
1-3	負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0						
	入 負担水準0.1以上0.15未満		9							
地	負担水準0.05以上0.1未満		0							
- 1 '	の 負担水準0.05未満		1							
化	計		2		1, 097		579	27, 202, 333		1, 867
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2	3	0	21		12	,		37
			4		3		2	166, 480	63, 077	3
市	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	: 0						
区	fn 負担水準0.85以上0.9未満		6							
_	負担水準0.8以上0.85未満		7							
街	4 負担水準0.75以上0.8未満		8							
	負担水準0.7以上0.75未満		9							
止 化	年 負担水準0.65以上0.7未満		0							
域	↑ 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満		1 2							
	度 負担水準0.5以上0.55未満		3							
区	負担水準0.45以上0.50未満		4						-	
	<u>負担水準0.4以上0.3米</u> <u>負担水準0.4以上0.45未満</u>		5							
農	各 担 表 潍 か		6							
域:	发 負担水準0.3以上0.35未満		7							
	負担水準0.25以上0.3未満		8							
			9							
農	負担水準0.15以上0.2未満		0		+	 			 	
地	入 負担水準0.1以上0.15未満		•	0		†				
1 1	負担水準0.05以上0.1未満		2	•						
1112						1				1
地	カ 負担水準0.05未満		3	: 0						

地	表番号									
1 4 2 1 2 3 ⁷ 5 5 ⁸										
							$\overline{}$			

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	区 分	4-3	番 号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
	<u> </u>	11 1	田 万	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	⁹ 4	5 0	972	518	³⁹ 23, 678, 913	⁵⁴ 15, 591, 919	69	1, 654
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6 0	106	48	3, 331, 415	2, 173, 034		182
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7 0	19	8	477, 435	311, 928		25
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8 0	3	2	58, 469	35, 791		4
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9 0	12	10	262, 641	154, 429		29
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0 0	3	3	57, 845	32, 661		4
合	負担水準0.7以上0.75未満		1 0	1	1	18, 852	9, 585		1
	負担水準0.65以上0.7未満		2 ! 0	0	0	0	0		0
	負担水準0.6以上0.65未満		3 0	0	0	0	0		0
	負担水準0.55以上0.6未満		4 0	0	0	0	0		C
	負担水準0.5以上0.55未満		5 [0	3	1	42, 962	16, 563		5
			6 0	2	2	68, 270	23, 650		3
	負担水準0.4以上0.45未満		7 [0	0	0	0	0		(
	負担水準0.35以上0.4未満		8 0	0	0	0	0		(
計	負担水準0.3以上0.35未満		9 0	0	0	0	0		(
計	負担水準0.25以上0.3未満	<u> </u>	0 0	0	0	0	0		(
	負担水準0.2以上0.25未満		1 0	0	0	0	0		C
	負担水準0.15以上0.2未満		2 ! 0	0	0	0	0		C
	負担水準0.1以上0.15未満		3 0	0	0	0	0		C
			4 0	0	0	0	0		C
	負担水準0.05未満	6	5 0	0	0	0	0		C
	計	6	6 0	1, 121	^ਣ 593	27, 996, 802	[†] 18, 349, 560	世	1, 907
第 63	表のうち生産緑地に係るもの	6	7 0	165	[*] 237	^た 17,068	⁵ 17,068		431

抴	地方公共団体コード表番										
1	4	2	1	2	3	7 5	8 6				

第56表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_				宅	地 等	### Lula	I. 14h ⊋l.	家屋	課税標	準_(A)
		地	目 等	特例	行番号	宅 地	その他	農地	土地計	家屋	の特例	
区	分			例率	11 金万						(わがま)	
	,	_		l '		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		(B)
課法			評価額		0 1 0	1	22	32	42	52	62	64 65
l l	法	第9項(日本放送協会)	課税標準額	1/2	0 1 0				0			
税第	124		評 価 額		0 3 0				0			\leftarrow
7			課税標準額	1/3	0 4 0							
標 7	第	第10項(日本原子力研究開発機構)	評価額		0 5 0							
2			課税標準額	2/3	0 6 0							
準	7	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	評価額	1 /0	0 7 0				0			
条		第11項(登録有形文化財等)	課税標準額	1/2	0 8 0				0			
の 第	0		評 価 額	1/3	0 9 0				0			
1 1		第21項 (農業・食品産業技術総合研究機 構)	課税標準額	1/3	1 0 0				0			
特 2	2	(# 21 年 構)		1/6	1 1 0				0			
			課税標準額	1/0	1 2 0				0			
例項	/x	第22項(新関西国際空港㈱)	評価額	1/2	1 3 0				0			
	条		課税標準額		1 4 0				0			
にか		第23項(信用協同組合等)	評価額	3/5	1 5 0					0.445.000		
	第		課税標準額		1 6 0					2, 445, 826		
ょっ		第25項(中部国際空港㈱)	評 価 額 課税標準額	1/2	1 7 0 1 8 0				0			$-\!\!\!\!/$
ے د	2		評価額		1 9 0				0			
b _		第27項(家庭的保育事業)	課税標準額	-	2 0 0						1	3
書	項		評価額		2 1 0							
減		第28項(居宅訪問型保育事業)	課税標準額	-	2 2 0						1	3
の	カュ	/# 00 *F / + 14 = * 1 / 12 + + 14 \	評価額		2 3 0							/
額	///-	第29項(事業所内保育事業)	課税標準額	-	2 4 0						1	3
規		第20項(到京小江田家老部兴训结事类)	評価額	1/2	2 5 0				0			
と 定	2	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額	1/2	2 6 0				0			
			評価額	1/3	2 7 0							
なに	Ĺ	第32項(量子科学技術研究開発機構)	課税標準額	1/3	2 8 0							
			評価額	2/3	2 9 0							
るよ	書		課税標準額		3 0 0							
		第33項(世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				0			
額る	v Г∌⊞ 16		課税標準額		3 2 0	┃ 定している場合は特例	朝家なままし 割会し	ていわい担合は「	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	したがって、(1)~(5	1 25 0 0	場合にお

| ※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

	地	表番号									
	1	1 4 2 1 2 3 5									
_								_			

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地 目	等	特例率	行番号	宅 地 (千円)	地 等 そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円)	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例) (A) (B)
るに課 3 法 よ税の第 り標規 7 減準定 0	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3 第1項(同条各項に おいて準用、読み替	評 価 額課税標準額	2/3	9 3 3 0 3 4 0	12	22	32	0 0	52	62 64 65
額のに2 と特よ条 額な例るの 酸市にわたよ (条法	えて適用される場合 を含む)の適用を受 第2項 けるものに限る)	評 価 額課税標準額	1/3	3 5 0 3 6 0				0		
計対る家り震の第 額画す家屋被災 4 7 税る屋に失等の 0) の都等代しに 2 2	減額分に相当する課税標準	単額	1/2 減額	3 7 0						
り準に条法 減のよの附 額特る4則 を例課の第 4 1	(令和2年7月豪雨に係る	評 価 額課税標準額	2/3	3 8 0 3 9 0				0		
なに税規 ₁ 6 6 6	被災住宅用地等)	評 価 額課税標準額	1/3	4 0 0 4 1 0				0		
額計対替係7(1法 画す家る月令6 附 税る屋破棄和2の都等2の都等2の期) 減市に代に年2第	減額分に相当する課税標準		1/2 減額	4 2 0				*1++7		

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	7 5	8 7
							_

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	_					宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課税標	票 準 (A)
		地目		特 例	行番号	宅 地	その他	辰 地		水 座	の特例	
区	分			率	11 笛 夕						(わがま	
		_				(千円)	(千円)	(千円)	(千円	(千円)	(A)	(B)
に法附		# 1 TE (40) A 41 TE (10) = # 12 A E ME)	評価額	1 /0	0 1 0	12	22	32	42	52	⁶²	64
則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	課税標準額	1/2	0 2 0							
第 1	法	 第 0 項 (並行在来線に係る譲受固定資	評 価 額		0 3 0							
よ 5 タ	12	第9項 産)	課税標準額	1/2	0 4 0				()		
条、		第13項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	0 5 0							
法附	n//	第13項 (FF1公共施政)	課税標準額	1/4	0 6 0							
り則	附	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評 価 額	_	0 7 0							
第 1		第14項	課税標準額		0 8 0						-	-
5 条	則 -	(都市利便施設)特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	評価額 課税標準額	- - :	0 9 0							
減の		第15項 (都市鉄道施設)	評価額		1 0 0 1 1 0							
2 又			課税標準額	2/3	1 2 0							
は			評 価 額		1 3 0							
法 額附	第	第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	課税標準額	1/2	1 4 0				()		
則第		第16項 (外員埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	評価額	3/5	1 5 0				(
1			課税標準額	3/3	1 6 0				()		
5 と条		第17項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	1 7 0							
の	1		課税標準額		1 8 0							
3 の		第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額 課税標準額	1/2	1 9 0 2 0 0				()		
規 な定			評価額		2 1 0)		
に	5	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/2	2 2 0							
よる	1	第20項 (国际戦略を得等の何さはさル 設等)	証 価 額		2 3 0							
課			課税標準額	2/3	2 4 0							
る税 標	条	第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額。	2/3	2 5 0							
準	^个 第		課稅標準額	4/0	2 6 0							
か特		第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施	評価額	2/3	2 7 0							
額例、	/ Fam.e		課税標準額	- / - - <i> </i>	2 8 0		al disk at the state of the day				(5) \$ [0]	り担合にお

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)〜(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	表番号									
1	1 4 2 1 2 3 5										

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
X	分		地目	等	特例率	行番号	宅 地	地 等 そ の 他 (手円)	農地(千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円)	課 税 標 準(A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例) (A) (B)
税法附則第	法		(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間10年 以上)	評 価 額 課税標準額	1/2	9 2 9 0 3 0 0	12	22	32	0	52	62 64 65
1 準 5 条、法	附	第31項	(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間15年 以上)	評 価 額 課税標準額	1/2	3 1 0 3 2 0				0		
特 制 第 例 5	則		(市民緑地)	評価額課税標準額	-	3 3 0 3 4 0				0		1 2
条 にの 2 トマ	第	第33項	(地域福利増進事業)	評価額課税標準額評価額	2/3	3 5 0 3 6 0 3 7 0				0		
くは法附則	214			課税標準額 評 価 額	3/4	3 8 0 3 9 0				0		
減第 1 額 条	1		(浸水被害軽減地区)	課税標準額 評 価 額	-	4 0 0 4 1 0				0		
の と 3 の 規	5		(滯在快適性等向上施設) (貯留機能保全区域)	課税標準額評 価 額	_	4 2 0 4 3 0				0		
。 定による 額 課	条	第44項		課税標準額 評価額 課税標準額	1/3	4 4 0 4 5 0 4 6 0				0		

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	地方公共団体コード												
1	4	3	7 5	8 8									

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

										(1)		(2)			(3)		(4)		(5)	(6)	(7)
	_	_	_	地	目 等	特	z-	8 0		宅	地	地 - そ	等 - の	他	農	地	土	地	計	家	屋	課税の特	標 準 (A) 例 率 (B)
区	分				_	例 率	行	番号			(千円))		(千円)		(千円)			(千円)		(千円)	(わが)	まち特例) (B)
例附法 則附 に第則 1第	の法別	第2項		道・四国に係る特例) 第15条の3の適用のあるも	評価額	1/2	9	1 (12		(111)	22		(111)	32	(113)	42		0	52		62	64
よ ⁵ 1 条5 りの条	1 5 2条	<i>7</i> 17 - 7	のを除く		課税標準額	1 7 2	0	2 ()										0				
が規附	法附	学 1 TG		社等に係る承継特例)	評価額	3/5	0	3 (0				
定則 額に よる と る 5	第	第1点	第1項 (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く) (旅客会社等に係る承継特例) 第1項 (法附則第15条の2第2項のJR三島特		課税標準額	3/3	0	4 ()										0				
課条な税の標2	5 条	第1項			評価額	3/10	0	5 ()										0				
る準又 のは 額特法	3		例に係る	ものに限る)	課税標準額		0	6 (0				
額	見固に 等定対 り資す	術修 1 1 公実 1 5 演演 c 3 施芸改の	5 附 &則	減額分に相当する課税	2標準額	1/3 減額	0	7 (/			/		/					
改造工	E	第2項		川第15条第33項 ・移住等環境整備推進法	評価額	1/3	0	8 (0				
法共	D 見	7, 5 7	人)		課税標準額	1, 0	0	9 (0				
附に見る	5	第3項	(平成2	則第16条の2 8年熊本地震に係る被災 量等に対する都市計画税	減額分に相当す る課税標準額	1/2 減額	1	0 (/			/					/					
1 cm 3 元 3 元 条 4	} □ 7	第4項	(平成3	川第16条の3 0年7月豪雨に係る被災 ≧等に対する都市計画税	減額分に相当す る課税標準額	1/2 減額	1	1 (/			/					/					
第改の 正令 2 法和	K IE	第3項		川第15条第32項	評価額	_	1	2 ()										0				
9 附 6 条則年	るの も規	7,70	(特定事	事業所内保育施設)	課税標準額		1	3 ()										0			-	-
附もの則令	正			川第15条第37項 秀導促進施設)	評価額	2/3	1	4 ()										0				
第 4	0	第3項	(協定有	有効期間 5 年以上)	課税標準額		1	5 (0				
1年7改	定に		旧法附則第15条第37項 (立地誘導促進施設)		評価額	2/3	1	6 ()										0				
条法	る	A Last Ville on		有効期間10年以上) (わがまち特例)(6)(7)」	課税標準額		:	7 (LF A).1.44	· Imlobe ≥	- T. L.)	井山 六	ティン・	. 41 A h		(0	1 1 1		(5) 23 (2)	(THA)

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

1	地	地方公共団体コード												
	1	4	2	7 5	8									

都:	道႔	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	Д	1 目 等	特例率	行番号	宅地	地 等 その他	- 農 地	土地計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
			-		(千円)	(千円)	(千円)	(手円)	(千円)	(A) (B)
第改の定改 正令に正 1 2 法和よ法	第2項 旧法附則第15条第20項	評価額	2/3	9 1 8 0	12	22	32	42	52	62 64 68
が 附 3 るの 条則年も規	^{第 2 項} (都市鉄道利便増進施設)	課税標準額		1 9 0						
附も改 の正 則令法	第3項 旧法附則第15条第21項	評価額	1/2	2 0 0						
₹n Ø	(国立大学校舎)	課税標準額	-, -	2 1 0						
第 2 規 1 年定 8 改に	旧法附則第15条第40項 第5項 認定誘導事業)	評価額	_	2 2 0						
正よ 条法る	(地域決定型地方税制特例措 (わがまち特例) 適用分)	置 課税標準額		2 3 0						
則年の定改 第改平に正 1 正成よ法	第2項 旧法附則第15条第20項	評価額	1/2	2 4 0						
7法 ₂ るの 条附 6 も規	パンダ (スーパー中枢港湾)	課税標準額	1,2	2 5 0						
平改成正	第4項 (社会の) 第31項	評価額	1/3	2 6 0						
2 法	第 ⁴⁴ (社会保険診療報酬支払基金	味忧惊华很		2 7 0						
年の	第5項 旧法第349条の3第32項	評 価 額	1/3	2 8 0						
改規 正定	(目動単女至連転センター)	課税標準額		2 9 0						
法に	旧法第349条の3第33項 第6項 (郵便貯金・簡易生命保険管	評価額	1/2	3 0 0						
附よ則え	機構)	課税標準額		3 1 0						
第る 9 も	旧法附則第15条第35項 第10項 (指定特定重要港湾に係る港	評価額	1/2	3 2 0						
条の	施設)	課税標準額		3 3 0						
則2よ改2る正	第4項 旧法附則第15条第36項	評 価 額	1/2	3 4 0						
7年も 法	^{第4頃} (PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1,2	3 5 0						
1 4 4 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評 価 額	1/2	3 6 0						
条附成に	(1111 水が大物ので生地収)	課税標準額		3 7 0						

地	方公	〉共 区	地方公共団体コード												
1	4	3	7 5	8											

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
			□ Arte	Adt.		宅力	地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A)
		地!	目 等	特例	行番号	宅 地	その他				の 特 例 率 (B)
区分	7		_	率		(T.III)	(T.E.)	(T.III)	(T.II)	(T.III)	(わがまち特例)
改改			<u> </u>	1	9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	3 8 0						
の法規		(日本电风日前快足別)	課税標準額		3 9 0						
定附に		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	4 0 0						
より見る	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	4 1 0						
₽		旧法第349条の3第27項	評価額	1/2	4 2 0						
第の平		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	4 3 0						
1 成 6 2		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2	4 4 0						
0 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 5 0						
則1よ改 7る正	第4項	旧法第349条の3第39項	評価額	1/6	4 6 0						
7年も法の	免4点	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0	4 7 0						
1 0 0 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第5項	旧法第349条の3第40項	評価額	1 /0	4 8 0						
法半定条附成に	弗5坦	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/6	4 9 0						
年改 正		旧法第349条の3第28項	評価額	1/3	5 0 0						
正 改法 正の		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/3	5 1 0						
規法定		旧法第349条の3第29項	評価額	1 /0	5 2 0						
R44 VZ	Morra	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/3	5 3 0						
則る	第3項	旧法第349条の3第30項	評価額	1 (0	5 4 0						
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/3	5 5 0						
1 8成 8成		旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	5 6 0						
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/3	5 7 0						
第則年の2			評価額		5 8 0				C		
2 1 正成。	よ法	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)		1/2							
3 法 1 名 項条附 0 年		(187年) マイングロスバース・千次/	課税標準額		5 9 0				C)	

坩	地方を	ド	表番号				
1	4	3	7 5	8 8			
=							7

都這	首 床	f 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区	一 分		地「	目 等	特例率	行番号	宅地	地等 その他	農地	土地計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
							(千円				(千円)	(A) (B)
平改成正				評価額	1/3	6 0 0	12	22	32	142	1 52	62
		旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機 構)		課税標準額]	6 1 0						
7 法 年				評価額	1 /0	6 2 0						
改					1/6	6 3 0						
正規		旧法第349条		評価額	1/6	6 4 0						
	第3項	(日本電気計	 器検定所)	課税標準額	1/0	6 5 0						
附に		旧法第349条		評価額	1/6	6 6 0						
則よ		(日本消防核	食定協会)	課税標準額	1/0	6 7 0						
1 1		旧法第349条		評価額	1/6	6 8 0						
第る		(小型船舶椅	食査機構)	課税標準額	1/0	6 9 0						
2 5		旧法第349条		評価額	1/6	7 0 0						
条の		(軽自動車権	食査協会)	課税標準額	1/0	7 1 0					1	
		合	= +	評価額		7 2 0		0	0			
			рі	課税標準額		7 3 0		0	0		2, 445, 826	
	第条 7の		市街化区域農地としての評	平価額		7 4 0						
	項 5		徴収猶予分に相当する課務	总標準額	V	7 5 0						
	第条第		市街化区域農地としての評	平価額		7 6 0						
	第条第法 市街化区域農地としての記		徴収猶予分に相当する課税	:標準額	V	7 7 0						
			平価額		7 8 0							
	項 1 の 2 附 6 5 9 則 減額分に相当する課税標準額		車額	V	7 9 0							
	第条項1の	第法	市街化区域農地としての評	平価額		8 0 0						
		9則	減額分に相当する課税標準	藝		8 1 0						

地	方グ	、共区]]体:	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	7 5	8 8

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	地目等	特例	行番	号	宅 地	地 そ	等 の 他	農	地	土地	計	家 屋		列 率 (B)
区分		率			(千円)		(千円		(千円)		(千円)	(千円)	(わがま (A)	ち特例) (B)
置産に区項第 で土域 (5 係地外課 5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 2		12	22		32		42	0	52	62	64 65
例屋土外税第 ^則 措に地と免 6 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 3	0							0			
置係及な除項5法 (まな) また	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 4	0							0			
特用の大項 5 法 例地被災災 東東 指に災災に日本 (東東 第 里 (名宅よ本 1 第	減額分に相当する課税標準額		8 5	0							0			
例地代に日15法 増に替406 増に存40項条 電で発生る表項(条 のおり、第第	減額分に相当する課税標準額		8 6	0							0			
置係代に日15法 (では、16 所 では、16 所 では、16 所 では、16 所 では、15 所 では、15 所 では、15 所 の見を被震	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 7	-					/					
例屋被震へ ^{米則} 措に災災東第第		1/3 減額	8 8	0			/							

地	方グ	、共区	団体:	-	ド	表番号		
1	4	2	1	2	3	7 5	8 8	

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
地 目 等	特例率	行番号	宅地	也等その他	- 農 地	土 地 計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
	4-		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
措宅に域 (条法 置用係内居第附 地る住住 則 の代宅困 3 5 例住地区項 6	//	8 9 0	12	22	32	(52	62 64 65
のに困第法 特係難 1 附 例の 5 C 4 則 措代域項第 滅額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 0 0						
では、	1/3 減額	9 1 0						

地方公共団体コード表番							
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	9 ⁸

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
			行	- 番	号	納税義務者		責	決定価格	課税標準額	筆 数
			''	_ ш	.,	(人)		千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	١,	負担水準1.0以上	9 0	1	0	36, 782	24 7	, 490	³⁹ 458, 859, 913	⁵⁴ 152, 953, 289	50, 644
	小	負担水準0.95以上1.0未満			1	6,926		, 569			
	TE	負担水準0.95以上1.0米/ 負担水準0.9以上0.95未満		2	0	369		, 569 82	169, 125, 924 9, 737, 594		9, 823 511
	規	負担水準0.85以上0.9未満		4		51		11	1, 165, 759	, ,	71
	144	負担水準0.8以上0.85未満		5		23		2	109, 917	32, 630	29
	俁	負担水準0.75以上0.8未満		6		23			20, 902	5, 713	23
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7					20, 302	0,110	
	1土	負担水準0.65以上0.7未満		8							
	宇	負担水準0.6以上0.65未満		9		1			8, 577	1,870	1
	毛	負担水準0.55以上0.6未満		: 0		5		1	71, 775		7
	ш	負担水準0.5以上0.55未満		1		3		1	49, 177	9, 421	4
	用	負担水準0. 45以上0. 5未満		2					10, 111	0, 121	
	Lile	負担水準0. 4以上0. 45未満		3							
	地	負担水準0.35以上0.4未満		4							
宅		負担水準0.3以上0.35未満		5							
		負担水準0.25以上0.3未満		6							
	/	<u> </u>		7							
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0						
		負担水準0.1以上0.15未満		9							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0						
		負担水準0.05未満	2	1	0						
		計	2	2	0	44, 162	g	, 156	639, 149, 538	⁷ 212, 957, 444	61, 093
		負担水準1.0以上		3		541		340	19,601,965		1, 187
	7/5	負担水準0.95以上1.0未満		4		289		163	20, 220, 826		537
	1.	負担水準0.9以上0.95未満		5		25		12	2, 133, 121	703, 782	36
	規	負担水準0.85以上0.9未満		6		6		5	1, 375, 101	425, 689	8
	/yL	負担水準0.8以上0.85未満		7		2		12	1, 042, 211	309, 867	6
	榵	負担水準0.75以上0.8未満		8		1		12	40, 694	11, 123	2
	1,70	負担水準0.7以上0.75未満		9					10,001	11, 120	
地	住	<u> </u>		0							
		負担水準0.6以上0.65未満		1							
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	: 2	: 0						
		<u> </u>	3	: 3	: 0						
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0						
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0						
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0						
		負担水準0.3以上0.35未満		7							
		負担水準0.25以上0.3未満		8							
	S.L.	負担水準0.2以上0.25未満		9							
	法	負担水準0.15以上0.2未満		0	-						
		負担水準0.1以上0.15未満		1							
	人	負担水準0.05以上0.1未満		2							
	_	負担水準0.05未満	_	3	-				,		
		計	4	4	0	864		532	44, 413, 918	^{f2} 14, 724, 724	1,776
L	L	<u> </u>		:	:						

地	方公	表番号						
$\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$ 4 2 1 2 3 $\begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix}$ 9								

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
		負担水準1.0以上	⁹ 4	5	0	8, 837	1, 502	³⁹ 88, 531, 918	⁵⁴ 59, 021, 270	69 13,833
i I	_	負担水準0.95以上1.0未満		6		1,677	229	22, 654, 506	15, 103, 003	2, 675
i I		負担水準0.9以上0.95未満		7		82			917, 692	134
1 1	ガ文	負担水準0.85以上0.9未満		8		7	1	120, 274	73, 319	9
1	Δ.	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	2		12, 919	7,663	3
1 1	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0					
1 1		負担水準0.7以上0.75未満		1						
1	宅	負担水準0.65以上0.7未満		2						
1 1		負担水準0.6以上0.65未満		3						_
1 1	用	負担水準0.55以上0.6未満		4		5		82, 513	33, 427	7
1		負担水準0.5以上0.55未満		5	•	2		26, 298	10, 494	3
1 1	地	負担水準0.45以上0.5未満		6						
1		負担水準0.4以上0.45未満		7						
宅		負担水準0.35以上0.4未満		8						
7.		負担水準0.3以上0.35未満		9						
1 1	/IIII	負担水準0.25以上0.3未満 毎担水準0.25以上0.35未満		0						
	旭	負担水準0.2以上0.25未満 - 5月1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		1						
		負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満		2			-			
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4						
1 1	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1米個 負担水準0.05未満		5						
	_	京正水平0.00水闸 計		6		10, 612	1,746	E 112 922 010	th 75, 166, 868	16, 664
i -				<u>: </u>	<u>: </u>	1	·			
1		負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満		7		102 30			592, 360 400, 277	162 58
1 1	_	負担水準0.95以上1.0米満 負担水準0.9以上0.95未満		8		30		600, 416 116, 922	75, 989	98
		負担水準0.85以上0.95米調		0		3	1	110, 922	15, 969	4
	般	負担水準0.8以上0.85未満		1						
		負担水準0.75以上0.8未満		2						
	住	負担水準0.75以上0.75未満		3						
地		負担水準0.65以上0.7未満		4						
		負担水準0.6以上0.65未満		5						
		負担水準0.55以上0.6未満		6						
	用	負担水準0.5以上0.55未満		7						
		負担水準0.45以上0.5未満		8						
	地	負担水準0.4以上0.45未満		9						
		負担水準0.35以上0.4未満		0						
		<u>負担水準0.3以上0.35未満</u>		1						
		負担水準0.25以上0.3未満		2					1	
	洪	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0					
	124	負担水準0.15以上0.2未満		4						
	人	負担水準0.1以上0.15未満		5						
		負担水準0.05以上0.1未満		6						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	7	0					
i I		計	8	8	0	135	22	1, 605, 877	1,068,626	224

地	方々	〉共区]体:	コー	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
				(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	商業	負担水準0.7超	90 1 0	2	24	³⁹ 22, 325	15, 628	69 80 5
	1	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	1,099	763	46, 826, 372		2, 291
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	670	394	42, 174, 477	26, 222, 733	1, 110
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	463	498	43, 981, 641	26, 388, 984	1, 119
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	10	16			30
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	2	2	146, 838	78, 468	2
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	48	21	1, 473, 997	602, 446	188
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	13	15	940, 558	373, 362	44
1	用	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
宅		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	人	負担水準0.05未満	1 5 0					
	$\overline{}$	하 .	1 6 0	2, 307	1, 709	136, 677, 377	86, 335, 541	4, 789
	商	負担水準0.7超	1 7 0	3		23, 015		4
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	429	547	35, 729, 094	24, 225, 222	1, 125
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	386	413	45, 630, 247	28, 284, 303	797
	1	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	394	1, 586	114, 426, 989		1, 261
	等	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	49	1, 321	91, 572, 497	53, 002, 306	344
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	4	50	4, 393, 242	2, 337, 177	9
	非	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
地	住	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	36	599	53, 857, 225	22, 704, 826	70
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
	用用	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	1	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	'	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	1, 301	4, 516	³ 345, 632, 309	199, 226, 138	3, 610
	160行力	及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3 3 0					
l	160行及	及び320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3 4 0					



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11 田 17	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
<i>1</i> ⇒	商	負担水準0.70	⁹ 3 5 0	83	43	³⁹ 2, 118, 790	1, 483, 153	69 123
宅	業		3 6 0	288	241	13, 374, 118	9, 331, 039	611
地	第 第	負担水準0.68以上0.69未満	3 7 0			, ,	10, 182, 649	861
16	1 4	<u>負担水準0.67以上0.68未満</u>	3 8 0					350
	非	負担水準0.66以上0.67未満	3 9 0	117	56	, ,	3, 055, 547	217
	住	負担水準0.65以上0.66未満	4 0 0				2, 565, 034	129
負	宅	負担水準0.64以上0.65未満	4 1 0	158			5, 643, 944	256
	用用	負担水準0.63以上0.64未満	4 2 0			7, 770, 417	4, 934, 607	175
担	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 3 0				4, 164, 141	167
1 1-	.	負担水準0.61以上0.62未満	4 4 0		35		2, 912, 476	118
水	個	負担水準0.60超0.61未満	4 5 0					89
//	<u> </u>	負担水準0.60	4 6 0		114	10, 506, 395	6, 303, 837	305
進		計	4 7 0	1, 900	1, 157	89, 000, 849	58, 230, 936	3, 401
'	商	負担水準0.70	4 8 0				669, 278	53
0	業	負担水準0.69以上0.70未満	4 9 0	106	152	6, 933, 398	4, 835, 208	265
	地	負担水準0.68以上0.69未満	5 0 0				7, 232, 161	338
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5 1 0				4, 205, 231	210
		負担水準0.66以上0.67未満	5 2 0					110
5	非	負担水準0.65以上0.66未満	5 3 0				5, 162, 750	149
	住	負担水準0.64以上0.65未満	5 4 0				3, 047, 937	144
0	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 5 0				5, 440, 365	119
	用	負担水準0.62以上0.63未満	5 6 0	73			6, 455, 605	154
7	地	負担水準0.61以上0.62未満	5 7 0		31		3, 206, 936	90
1)+:	負担水準0.60超0.61未満	5 8 0		97		5, 476, 834	95
\ \	法	負担水準0.60	5 9 0	111	87	7, 761, 043	4, 656, 626	195
		計	6 0 0	923	960	81, 359, 341	52, 509, 525	1, 922



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地	積。	決定価格	課税標準額	筆 数
						(人)		(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	商业	負担水準0.59以上0.60未満	⁹ 6	1	0	306	24	268	³⁹ 24, 712, 795	⁵⁴ 14, 827, 677	69 80 657
宅	業	負担水準0.58以上0.59未満		2		113		155			284
	地	負担水準0.57以上0.58未満		3		39		31			91
地	等	負担水準0.56以上0.57未満		4		31		35			69
		負担水準0.55以上0.56未満		5		6		9	,	462, 913	18
		負担水準0.54以上0.55未満		6		2		1	34, 708		2
	非	負担水準0.53以上0.54未満		7		5		11	,		23
	住	負担水準0.52以上0.53未満		8		3		4	197, 414	114, 044	5
負	宅	負担水準0.51以上0.52未満		9							
月月	用	負担水準0.50以上0.51未満		0							
	,	負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.48以上0.49未満		1 2		2		2	146, 838	70 400	
担	地	負担水準0.47以上0.48未満		3					140, 838	78, 468	
	•	負担水準0.46以上0.46木綱 負担水準0.46以上0.47未満		4							
	個	負担水準0. 45超0. 46未満		5							
水	人	負担水準0.45		6							
					_	505		= 4.0	45 000 040	05 440 454	
進		計	7	7	0	507		516	45, 239, 648		1, 151
	商	負担水準0.59以上0.60未満		8		188		371	31, 401, 716		529
	業	負担水準0.58以上0.59未満		9		80		259			242
0		負担水準0.57以上0.58未満		0		70		439			296
	地	負担水準0.56以上0.57未満		1		40		177			77
4	等	負担水準0.55以上0.56未満		2		36		340		14, 759, 977	117
5	~	負担水準0.54以上0.55未満		3		10		170	, ,		13
	非	負担水準0.53以上0.54未満		4		12		401	29, 119, 152		126
5	住	負担水準0.52以上0.53未満		5 6		28		584	, ,		147
	宅	負担水準0.51以上0.52未満				3		166	13, 280, 214	7, 459, 350	58
	_	負担水準0.50以上0.51未満 負担水準0.49以上0.50未満		7							
0	用	負担水準0.48以上0.49未満		8		3		33	3, 223, 725	1,719,142	0
	地	負担水準0.47以上0.48未満		0		ე 1			, ,	618, 035	0
6	•	負担水準0.46以上0.46水綱 負担水準0.46以上0.47未満		1		1		17	1, 109, 317	010, 030	1
	法	負担水準0. 45超0. 46未満		2							
\smile		負担水準0.45		3							
	人							0.055	010 000 500	100 005 050	1 011
		計	9	4	0	471		2, 957	210, 392, 728	123, 995, 678	1, 614

地	方公	、共区]体:	コー	ド	表都	香号
1	4	2	1	2	3	⁷ 6	18

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			1,	ш	.5	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宇	\$	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0	1	0	46, 262	9, 347	³⁹ 567, 882, 335	219, 100, 907	65, 826
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	0	2	0	5	0	45, 340	31, 739	Ç
掛	h	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下		3		2, 584	2, 117	170, 360, 190	110, 740, 461	5, 323
"	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		10, 530	6, 217	542, 014, 164	259, 606, 234	16, 998
計	L	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	(
Р	1	計		6	•	59, 381	[‡] 17, 681	⁷ 1, 280, 302, 029		88, 156
	-	負担水準0.7超			0	8	1	70, 728	49, 509	14
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	_	8		2, 176	783	44, 891, 327	30, 636, 867	3, 787
	地	負担水準0.6以上0.65未満		9		837	296	30, 133, 426	18, 593, 429	1, 263
		負担水準0.55以上0.6未満		0		510	235	21, 076, 931	12, 646, 158	768
	比	負担水準0.5以上0.55未満		1		3	2	103, 911	60, 085	(
	進	負担水準0.45以上0.5未満		2						
	l :	負担水準0.4以上0.45未満 2.5000000000000000000000000000000000000		3		1		12, 380	6, 030	
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満 25日本第2.35以上0.4未満		4		51	18	1, 082, 033	441, 707	194
	地	負担水準0.3以上0.35未満 2.5000000000000000000000000000000000000		5		56	37	2, 316, 561	925, 515	199
	115	負担水準0.25以上0.3未満		6						
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		7						
	/1777	負担水準0.15以上0.2未満		8						
	旭	負担水準0.1以上0.15未満		9						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0						
		負担水準0.05未満		1	-					
l o		計		2	:	3, 642	1, 372	99, 687, 297	63, 359, 300	6, 232
"	宅	負担水準0.7超		3		6	3	182, 859	128, 001	3;
	_	負担水準0.65以上0.7以下		4		296	233	13, 146, 693	8, 905, 188	85′
	地	負担水準0.6以上0.65未満		5		146	89	8, 948, 056	5, 552, 323	33′
		負担水準0.55以上0.6未満		6		97	290	19, 417, 916	11, 650, 750	263
	比	負担水準0.5以上0.55未満		7		10	117	10, 190, 970	5, 758, 707	30
	進	負担水準0.45以上0.5未満		8				5.440	0.011	
	l :	負担水準0.4以上0.45未満		9		1		7, 418	3, 644	
l	土	負担水準0.35以上0.4未満		0		39	130	8, 194, 646	3, 356, 116	139
他	地	負担水準0.3以上0.35未満		1		1		17, 044	6,810	
	200	負担水準0.25以上0.3未満		2						
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		3						
	ν /+ :	負担水準0.15以上0.2未満 6. 担水準0.10以上0.15大港		4						
	法	負担水準0.1以上0.15未満			0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満 2.1		6						
		負担水準0.05未満	_	7	-					
		計	3	8	0	596	862	60, 105, 602	35, 361, 539	1, 667



第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
	区	行	番	П	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
	<u>Γ</u>	11	甾	7	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	負担水準1.0以上	3	9	0	12 299	24	440	³⁹ 16, 476	⁵⁴ 16, 476	69	5
,÷	負担水準0.95以上1.0未満	4	0	0							
宅以	負担水準0.9以上0.95未満	4	1	0							
	負担水準0.85以上0.9未満	4	2	0							
	負担水準0.8以上0.85未満		3								
	負担水準0.75以上0.8未満		4								
外	負担水準0.7以上0.75未満		5								
	負担水準0.65以上0.7未満		6								
比	負担水準0.6以上0.65未満		7								
ഥ	負担水準0.55以上0.6未満		8								
の	負担水準0.5以上0.55未満	_	9								
	負担水準0.45以上0.5未満		0								
準	負担水準0.4以上0.45未満		1								
	負担水準0.35以上0.4未満		2								
+	負担水準0.3以上0.35未満		3								
_ _ _	負担水準0.25以上0.3未満		4								
土	負担水準0.2以上0.25未満		5								
	負担水準0.15以上0.2未満		6								
+#1	負担水準0.1以上0.15未満		7								
地地	負担水準0.05以上0.1未満		8								
	負担水準0.05未満		9	_							
	計	6	0	0	299		440	16, 476	16, 476		
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	_	1		46, 561		9, 787		219, 117, 383		66,
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		2		19		4	200,021	209, 249		
	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上		3		6, 039		3, 518		174, 428, 268		11,
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		11, 299		7,046		294, 461, 756		18,
+	負担水準0.2未満	6	5	0	0		0	0	0		
	計		6	:	63, 918	ŧ,		1, 440, 111, 404	688, 216, 656	B	96, 6



第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	乍	番	П	納税義務者	地	積	決	: 定 価 格	課税標準額	筆	数
		区	1 J	甾	ケ	(人)		(千㎡)		(千円)	(千円)		(筆)
そ	宅	負担水準0.70	⁹ 6	7	0	241	24	76	39	3, 778, 003	2, 644, 602	69	3 3 3
	地	負担水準0.69以上0.70未満		8		582		182		9, 124, 655	6, 358, 361		942
の	比	負担水準0.68以上0.69未満		9		841		293		15, 572, 212			1, 346
.	3440	負担水準0.67以上0.68未満		0		402		115		7, 153, 686	4, 835, 146		620
他	準	負担水準0.66以上0.67未満		1		216		68		4, 787, 398	3, 185, 072		318
	土	負担水準0.65以上0.66未満		2		158		49		4, 475, 373			228
$\overline{}$	抽	負担水準0.64以上0.65未満	7	3	0	149		52		4, 467, 952	2, 881, 090		232
-	걔	負担水準0.63以上0.64未満		4		152		45		4, 967, 299	3, 154, 573		210
負	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満		5		107		29		3, 056, 014	1, 910, 491		151
4-1	個	負担水準0.61以上0.62未満		6		116		31		3, 142, 553	1, 931, 778		157
担	IIE4	負担水準0.60超0.61未満		7		89		29		3, 169, 126	1, 916, 791		115
1.	人	負担水準0.60	7	8	0	289		110		11, 330, 482	6, 798, 706		398
水)	計		9		3, 342		1, 079		75, 024, 753	49, 230, 296		5, 050
準	宇	負担水準0.70	8	0	0	39		17		531, 423	371, 996		69
		負担水準0.69以上0.70未満		1		96		65		2, 724, 430	1, 900, 306		231
0	地	負担水準0.68以上0.69未満		2		109		64		3, 051, 188	2, 090, 824		225
	比	負担水準0.67以上0.68未満	8	3	0	53		33		1,821,620	1, 232, 492		120
6	淮	負担水準0.66以上0.67未満		4		49		22		1, 974, 712	1, 312, 735		128
,	-	負担水準0.65以上0.66未満		5		43		32		3, 043, 320	1, 996, 835		84
)	土	負担水準0.64以上0.65未満		6		36		17		1, 607, 227	1, 036, 676		66 31 55
	地	負担水準0.63以上0.64未満	8	7	0	22		8		983, 264	624, 060		31
0		負担水準0.62以上0.63未満		8		26		17		2, 137, 379	1, 339, 963		55
<u> </u>).).	負担水準0.61以上0.62未満		9		22		10		1, 192, 456	732, 349		44 44 97
7	法	負担水準0.60超0.61未満	9	0	0	20		6		576, 276	348, 403		44
	人	負担水準0.60	9	1	0	44		31		2, 451, 454	1, 470, 872		97
	Ú	許	9	2	0	559		322		22, 094, 749	14, 457, 511		1, 194

第61表670行から第61表720行は第61表880行の、第61表730行から第61表780行は第61表890行の、第61表800行から第61表850行は第61表240行の、第61表860行から第61表910行は第61表250行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	方グ	〉共区	団体:	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷ 6	28

第62表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	묽	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				(人)	(千m²)			(筆)
そ	宅	負担水準0.59以上0.60未満	90	1	0	382		1 ' '	8, 692, 561	69 80 535
	地	負担水準0.58以上0.59未満		2		79		, ,		167
	地	負担水準0.57以上0.58未満		3		17		667, 694		20
の	比	負担水準0.56以上0.57未満		4		34		/		42
	'-	負担水準0.55以上0.56未満		5		2		1 140, 806	84, 483	4
他	準	負担水準0.54以上0.55未満		6						
_	١.	負担水準0.53以上0.54未満		7		1		414		2
	土	負担水準0.52以上0.53未満		8		2	:	2 103, 497	59, 842	4
	地	負担水準0.51以上0.52未満		9						
	쁘	負担水準0.50以上0.51未満		0						
負	_	負担水準0.49以上0.50未満		1						
^`		負担水準0.48以上0.49未満		2						
	個	負担水準0.47以上0.48未満 4.13、1.23、1.23、1.23、1.23、1.23、1.23、1.23、1		3						
担		負担水準0.46以上0.47未満		4						
	人	負担水準0.45超0.46未満		5						
水		負担水準0.45	_	6						
		計	1	7	0	517	23'	7 21, 180, 842	12, 706, 243	774
準		負担水準0.59以上0.60未満		8		65				156
	宅	負担水準0.58以上0.59未満		9		16				30
0	地	負担水準0.57以上0.58未満		0		10			655, 291	49
0		負担水準0.56以上0.57未満		1		12		, ,		22
' '	比	負担水準0.55以上0.56未満		2		4		3 217, 423		6
4 5	2860	負担水準0.54以上0.55未満		3		5	24	1, 180, 236	702, 446	13
Э	準	負担水準0.53以上0.54未満		4						
	土	負担水準0.52以上0.53未満		5		4	4	1 3, 657, 604	2, 108, 104	6
5		負担水準0.51以上0.52未満		6						
	地	負担水準0.50以上0.51未満		7		1	5:	5, 353, 130	2, 948, 157	17
0		負担水準0.49以上0.50未満		8						
0	$\overline{}$	負担水準0.48以上0.49未満		9						
	法	負担水準0.47以上0.48未満		0						
6	14	負担水準0.46以上0.47未満	_	1						
	人	負担水準0.45超0.46未満		2						
		負担水準0.45	3	3	0					
		計	3	4	0	117	40'	7 29, 608, 886	17, 409, 457	299

第62表010行から第62表050行は第61表100行の、第62表060行から第62表100行は第61表110行の、第62表110行から第62表160行は第61表120行の、第62表180行から第62表220行は第61表260行の、第62表280行から第62表280行がら第62表280行

$\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$ 4 2 1 2 3 $\begin{bmatrix} 7 \\ 6 \end{bmatrix}$ 3	州	力を	〉共区	団体:	<u></u>	ド	表都	番号
	1	4	2	1	2	3	⁷ 6	3

第63表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道	自府	: 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	73	11 # 4	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本貝	川による(価格の3分の2)課税がなされたもの	90 1 0	12	24	39	54	69
_		A +□ 無順なっ 00 E	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
般		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
,,,,		貝担調登半1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
-		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
市		貝坦明電平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
街			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	上		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
化	上記以外		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
10			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	外		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
区		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		X1249E-1.10	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
域			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
農			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
辰			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
地	-		負担水準0.05未満	2 1 0	ゆ	£	6	b	\$
			計	2 2 0	0	0	0	0	
	本貝	による課税がなされたもの		2 3 0					
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		X12#91E 11 080	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
介		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
/			負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
,			負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	3 0 0					
在	١, ١		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
農	'		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
Lile			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
地			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
			負担水準0.05未満	4 3 0					
	-		計	4 4 0	0	0	0	0	

$\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$ 4 2 1 2 3 $\begin{bmatrix} 7 \\ 6 \end{bmatrix}$ 3	地方公共団体コード						表番号	
	1	4	2	1	2	3	⁷ 6	3

第63表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	<u>X</u>	分	行番号	納税義務者 (人)	地 積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
本	則による課税がなされた	さもの	⁹ 4 5 0	12 165	24 237	20	E4	69 4
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	貝担嗣 霍平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
.	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	只归脚走中1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	713-173-173-173	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
:		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	5 3 0 5 4 0					
上記		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
以		負担水準0.45以上0.55未満	5 6 0					
从		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
: ´'	to the state of th	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
ı I		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
٠,	Hall I was a service of the service	計·	6 6 0	165	237	17, 068	17, 068	
本	則による課税がなされた		6 7 0	165	237	17, 068	17, 068	
	負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	ů	0	
	7 (3-19/322)	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	-	-	
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	
	负55购走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	
	A 担調軟速1 07F	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
会 上記以外 計	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.10	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	-	0	
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	ů	0	
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0		0	
		負担水準0.3以上0.35未満		0	0	ů	0	
		2 11 11 1 2 1 T 11 11 1		ů	·	ů	-	
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	ů	0	
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	-	0	
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	-	0	
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	-	0	
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	8 6 0 8 7 0	0	0	-	0	